

平成 17 年度版

埼玉の土地

埼玉県総合政策部
土地水政策課

利用にあたって

平成18年6月発行

趣 旨

「埼玉の土地」は、埼玉県国土利用計画及び埼玉県土地利用基本計画の管理運営に資するために、土地利用諸施策に関する方々の協力を得て、毎年度発行しているものです。

内 容

埼玉県の県土利用の現況と土地利用に関する各種の施策を体系的にとりまとめています。

また、本文に関連する各種資料等を掲載しています。

主に掲載されている内容は、以下のとおりです。

- 1 県土の現況
- 2 土地対策の概要

資 料

原則として平成18年3月時点での入手可能な最新データを掲載しています。各種資料の調査時点は、それぞれの資料をご覧ください。

その他の

平成13年度まで冊子でも発行していましたが、平成14年度より冊子での発行は行っておりません。

本書に関する問い合わせ先
埼玉県総合政策部土地水政策課
土地計画調整・国土調査担当
電話 048(824)2111(代表)
内線 2188

目 次

第1 県土の現況

国土の特徴

1 自然的特徴	8
(1) 位置及び面積	8
(2) 地勢	9
(3) 気候	10
(4) 動植物等	11
(5) 自然災害	12
2 人口動向及び交通	13
(1) 人口動向等	13
(2) 交通	14

土地利用の現状

1 土地利用の動向	15
2 利用形態別土地利用	16
(1) 農用地（農地及び採草放牧地）	16
(2) 森林	19
(3) 原野	20
(4) 水面・河川・水路	20
(5) 道路	21
(6) 宅地	21
(7) その他	24
(8) 市街地	24

第2 土地対策の概要

土地に関する総括的施策

1 土地基本法	26
2 国土利用計画法	26
(1) 国土利用計画の体系	26
(2) 埼玉県国土利用計画	28
(3) 埼玉県土地利用基本計画	29
(4) 遊休土地に関する措置	32
3 公有地の拡大の推進に関する法律	32
4 国土調査法	33
(1) 国土調査の概要	33
(2) 各国土調査の概要	33

5 土地税制	3 5
(1) 土地税制の概要	3 5
(2) 各土地税制の概要	3 5
6 地価対策	3 7
(1) 土地価格の公表制度	3 7
(2) 地価対策	3 9
7 土地情報の整備	4 1
(1) 土地情報整備に関する各種の調査	4 1
(2) 土地に関するその他の情報	4 3

土地に関する個別的対策

1 都市計画関連施策	4 7
(1) 都市計画法	4 7
(2) 都市地域に係る諸計画	5 2
(3) 都市地域に係る諸事業	5 4
2 農業地域関連施策	5 6
(1) 農業振興地域の整備に関する法律	5 6
(2) 農地法	5 7
(3) 集落地域整備法	5 7
(4) 農業農村整備事業	5 7
3 森林地域関連施策	5 8
(1) 埼玉県森林・林業長期ビジョンの策定	5 8
(2) 森林法における土地利用に関する制度	5 8
4 自然公園地域関連施策	6 0
(1) 自然公園の指定	6 0
(2) 自然公園区域内における土地利用の規制	6 0
5 自然環境保全地域関連施策	6 0
(1) 自然環境保全地域の指定	6 0
(2) 県自然環境保全地域内での土地利用の規制	6 1
6 緑地保全関連施策	6 1
(1) 首都圏近郊緑地保全法	6 1
(2) 都市緑地法	6 1
(3) 生産緑地法	6 1
(4) ふるさと埼玉の緑を守る条例	6 1
7 見沼田園の保全・活用・創造	6 2
(1) 見沼田園の保全・活用・創造の基本方針	6 2
(2) 見沼田園公有地化推進事業	6 3

8	三富地域に関する取組について	64
(1)	背景・経過	64
(2)	みどりの三富地域づくり懇話会	65
(3)	みどりの三富地域づくりの推進	65
9	その他の施策	67
(1)	環境影響評価	67
(2)	総合治水対策	67

土地利用調整

1	土地利用計画調整会議	69
2	ゴルフ場等の造成事業に関する指導	69

第3 資料編

総括的事項

1 - 1	市町村別人口・面積	72
1 - 2	県土の地形区分別面積	74
1 - 3	天然記念物	74
1 - 4	県人口の推移	75
1 - 5	道路法上の道路延長の推移	75
1 - 6	県内市町村の土地利用規制状況	76
1 - 7	耕地面積の推移	80
1 - 8	専業、兼業別農家数の推移	80
1 - 9	用途別郡別農地転用状況	81
1 - 10	水資源開発施設	81
1 - 11	一級河川数及び流域面積	82
1 - 12	水系別一級河川延長	82
1 - 13	水道の取水状況別供給量	83
1 - 14	河川敷の占用状況	84
1 - 15	埼玉県の宅地総面積の推移	85
1 - 16	開発許可状況	85
1 - 17	住宅面積の推移	85
1 - 18	着工新設住宅の動向	85
1 - 19	着工新設住宅利用関係別動向	86
1 - 20	事業所数及び敷地面積等の推移	86
1 - 21	商店数・従業者数	87
1 - 22	ゴルフ場開設動向	87
1 - 23	市町村別都市計画区域の指定状況及び 人口集中地区（DID）面積	88

土地に関する総括的事項

1 国土利用計画法関連事項	
2 - 1 国土利用計画における土地利用面積の推移	9 0
2 - 2 市町村国土利用計画策定状況	9 1
2 公有地の拡大の推進に関する法律関連事項	
2 - 3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行状況	9 2
3 国土調査法関連事項	
2 - 4 地籍調査事業市町村別実績	9 3
2 - 5 土地分類基本調査実施状況	9 4
4 その他	
2 - 6 地価のネットワーク（地点数）	9 4
2 - 7 平成17年埼玉県内の標準地の用途別平均価格 及び対前年変動率（地価公示）	9 4
2 - 8 近県の基準地の対前年度変動率	9 5
2 - 9 平成17年度基準地の用途別平均価格 及び対前年変動率（地価調査）	9 5
2 - 10 平成17年度高価格地点順位表（地価調査）	9 5
2 - 11 土地取引件数及び面積の推移	9 6
2 - 12 届出処理状況	9 6
2 - 13 届出件数・面積の推移	9 6
2 - 14 届出処理案件の利用目的別件数と勧告件数の推移	9 7
2 - 15 事前確認申請件数・面積の推移	9 8
2 - 16 県内の法人及び世帯の土地所有の概況	9 8
2 - 17 法人の県内の土地所有状況	9 9
2 - 18 世帯属性別の「現住居の敷地」の所有状況	9 9
2 - 19 数値地図	1 0 0
2 - 20 数値地図2500（空間データ基盤）の整備項目	1 0 1
2 - 21 国土数値情報	1 0 2
2 - 22 細密数値情報（首都圏・中部圏・近畿圏）	1 0 3
2 - 23 埼玉全県航空写真	1 0 4
2 - 24 国土地理院撮影空中写真	1 0 4

土地に関する個別的事項

1 都市地域関連事項	
3 - 1 都市計画区域図	1 0 5
3 - 2 用途地域等の指定状況	1 0 6
3 - 3 地域別住宅・宅地供給フレーム	1 0 6
3 - 4 重点供給地域の概要	1 0 6
3 - 5 重点誘導地域の概要	1 0 6

3 - 6 土地区画整理事業の施行状況	106
3 - 7 市街地再開発事業等の施行状況	107
3 - 8 国・県・市町村別都市公園整備状況	108
2 森林地域関連事項	
3 - 9 市町村別森林及び自然公園、県自然環境保全地域指定の状況	109
3 - 10 森林面積の推移	111
3 - 11 林地開発許可状況	112
3 - 12 保安林の種類別面積	113
3 - 13 保安林種別保安林解除実績	113
3 自然公園地域関連事項	
3 - 14 自然公園一覧	114
3 - 15 自然公園内許可及び届出状況（平成15年度）	115
4 自然環境保全地域関連事項	
3 - 16 埼玉県自然環境保全地域一覧	116
5 緑地保全関連事項	
3 - 17 近郊緑地保全区域の指定状況	118
3 - 18 特別緑地保全地区の指定状況	118
3 - 19 生産緑地地区の指定状況	119
3 - 20 ふるさとの緑の景観地等の指定状況	120
例規	121
土地利用計画調整会議設置要領	
見沼田圃の保全・活用・創造の基本的方向	
埼玉県国土利用計画	
埼玉県国土利用計画審議会規程	
埼玉県土地利用基本計画	
市街化調整区域における計画開発の取扱方針	
区域区分が定められていない都市計画区域における大規模開発の取扱方針	
ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱	
ゴルフ場の立地指導について	
埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	
埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則	
埼玉県開発審査会規程	

第1 県土の現況

県土の特徴

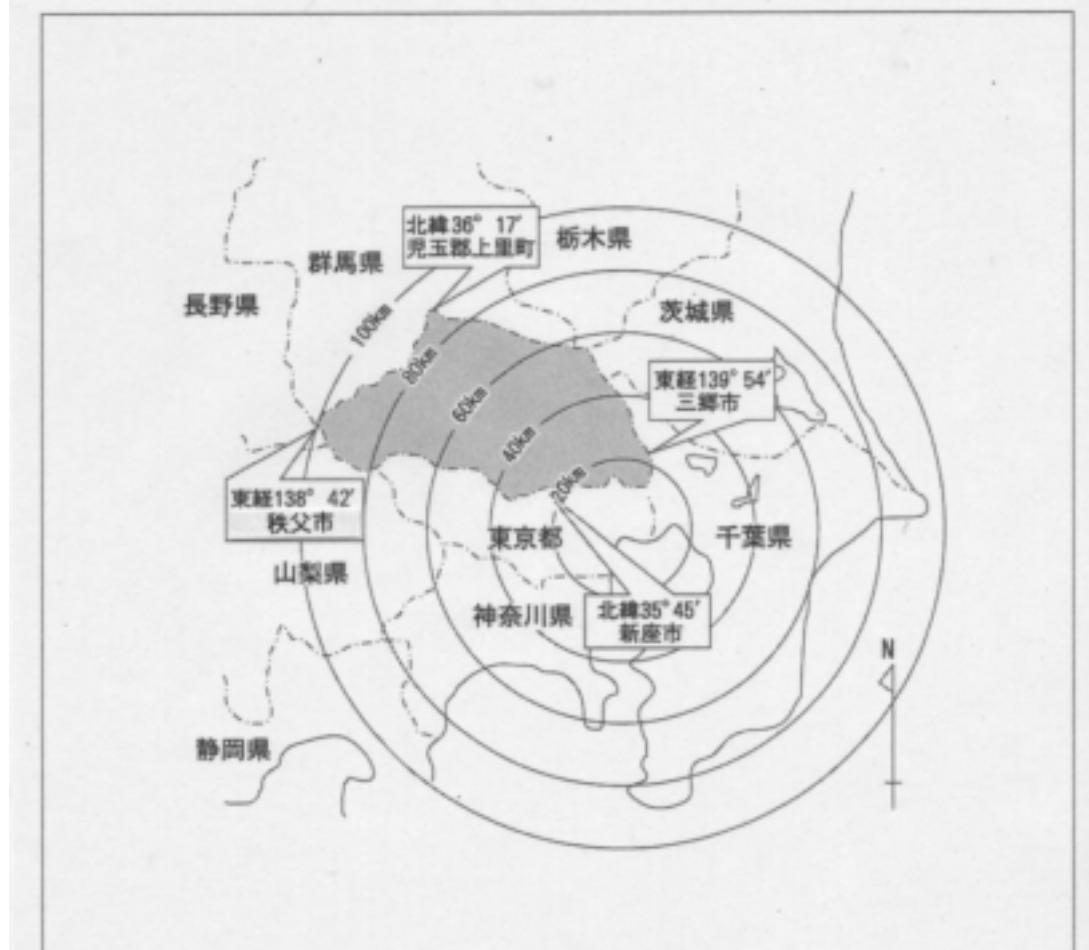
1 自然的特徴

(1) 位置及び面積

埼玉県は、40市30町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、東京都をはじめとする7都県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれる。また、県土の広さは、三郷市から秩父市に至る東西約103km、新座市から上里町に至る南北約52km、面積は約3,797km²で国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さである。(図表1-1)

資料1-1 市町村別人口・面積

図表1-1 埼玉県の位置



資料：埼玉県統計年鑑（県統計課）

(2) 地勢

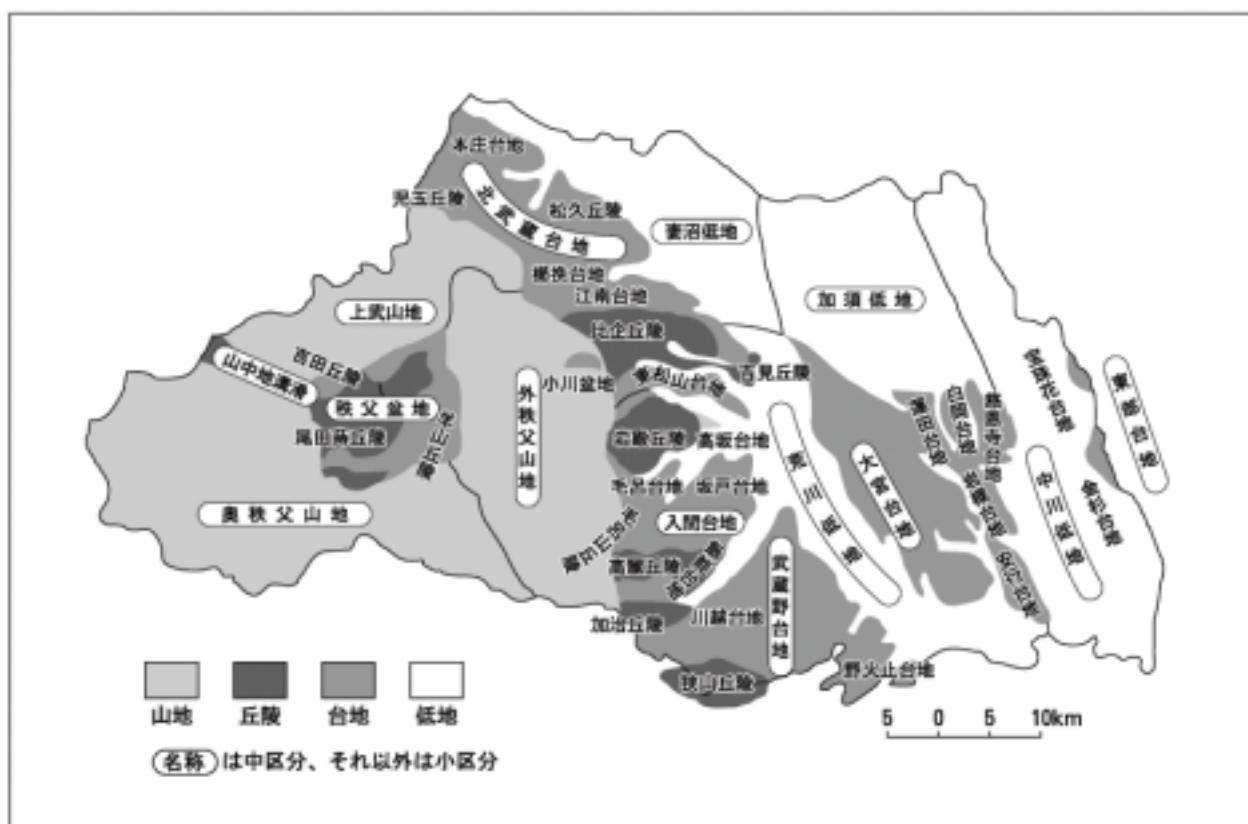
地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別される。

西部地域は、秩父古生層、中生層、第三紀層、長瀬系結晶片岩からなる山地であり、ほぼ中央に第三紀層の丘陵と台地からなる秩父盆地がある。本県の最高峰である三宝山（2,483m、長野県境）をはじめ2,000m級の山々が連なり、甲武信ヶ岳（2,475m、山梨・長野県境）に始まる荒川は、大洞川、中津川等を集め、秩父山地を侵食し、深い渓谷を造って秩父盆地に至り、さらに赤平川等を合わせて大里地方へと流下している。

中央部地域は、秩父山麓に走る古い断層の「八王子 - 高崎構造線」を西の境、神流川及び利根川を北の境として、松久、比企、加治、狭山等の丘陵、それに続いて本庄、櫛挽、入間、武蔵野等の台地が広がっている。これらの台地は、古い火山灰が堆積した関東ローム層の厚い土壌で覆われており、その中を小山川、荒川、都幾川、越辺川、高麗川、入間川等が流れている。

東部地域は、中央部地域に続く大宮台地等もあるが、海拔20m以下の沖積低地、海拔0mに近い荒川低地、中川低地が一面に広がり、その中を中川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、芝川等が流れている。（図表1-2）

図表1-2 埼玉県地形区分



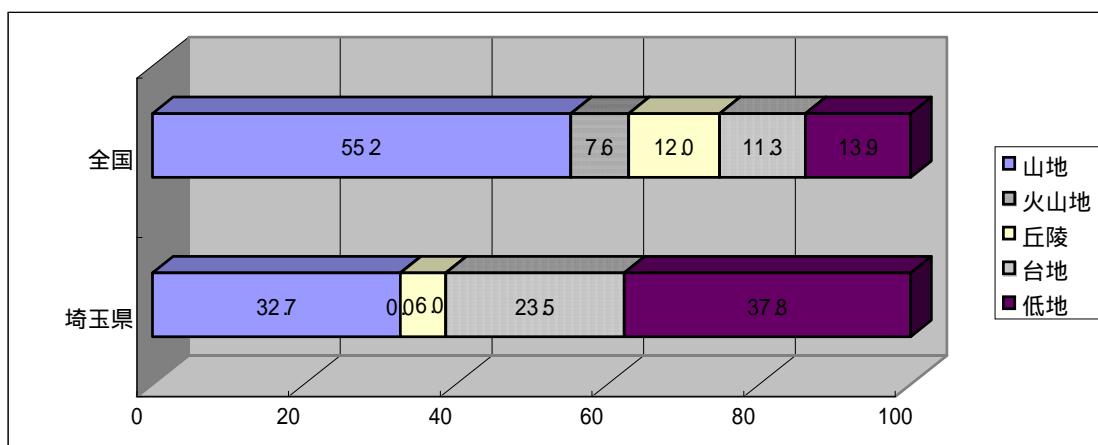
資料：埼玉県の地形区分と名称図（1975 村本達郎氏による）

本県を地形区別にみると、山地及び丘陵地の占める割合は小さく、全国における割合の約半分となっており、逆に、台地及び低地の占める割合は大きい。地形区分は、地理的に見るか地質的に見るかによっても若干の相違があるようであるが、おおよそのところ、台地及び低地の計を平地として算出してみると、本県の平地の面積は約2,300km²強あって全国で11番目の広さであり、県土に占める平地の割合は約61%で千葉県と並んでおり、茨城県の約64%に次ぐ全国で2番目の高い割合である。

傾斜度別にみると、8°未満の県土構成比は約65%で、千葉県(約80%)、茨城県(約73%)に次ぐ全国で3番目、また、3°未満に限ると県土構成比は約58%で、茨城県(約54%)を抜いて1番目となり、全国の中でも平坦地の多い県といえる。(図表1-3)

資料1-2 県土の地形区別面積

図表1-3 地形別面積割合(平成13年)



資料 統計でみる日本2005(日本統計協会)

(3) 気候

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の内陸性の太平洋側気候である。熊谷における年平均気温は14.6℃、年間降水量は1,243.2mmとなっている。

年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないが、春先の急激な冷え込みによる霜や、春から初夏にかけての降ひょうにより、農作物等に被害を及ぼしたり、高温多湿となる夏期を中心に、雷の発生や局地的な集中豪雨が発生することもある。冬期は、雨や雪の日はあまりなく、北西からの強い季節風“からつ風”的吹く乾燥した晴天が多くなる。

(4) 動植物等

本県には、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、変化に富んだ地形と豊かな自然に恵まれ、多くの野生動植物が生息・生育している。

植生については、森林帯区分では、県土のほとんどが常緑広葉樹林帯にあたるが、標高が高くなるにしたがい、500～1500mでは落葉広葉樹林帯に、1500m以上で常緑針葉樹林帯となっている。

常緑広葉樹林帯のうち、低地部の多くが、農地や市街地・宅地として利用されているが、大河川の河川敷を中心として、湿地状態で保全されているところもあり、湿地性の希少植物の生育地として貴重な存在である。台地・丘陵部には、コナラ、クヌギ等の雑木林が広がり、低山部には、コナラ等の雑木林と、植林されたスギ・ヒノキ林が広がり、シラカシ、ウラジロガシ、スタジイ等本来の常緑広葉樹林は、限られた社叢等にわずかに残されている。

落葉広葉樹林帯には、コナラ・ミズナラ・クリ・イヌブナ・ブナ等の広葉樹林が分布するが、多くが、炭焼きなどのため伐採された後の二次林であり、原生林は奥地の限られた地域に残されている。標高1000m程度までは、植林されたスギ・ヒノキ林が広がっている。

常緑針葉樹林帯は、コメツガ・シラビソ・オオシラビソ等、原生状態で比較的多く残されているが、植林されカラマツ林に変わった場所も多い。

維管束植物は2,300種、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を含めると、合計でおよそ4,800種が知られている。中でも、食虫植物のムジナモ（羽生市）、武甲山石灰岩特殊植物群落のチチブイワザクラ、荒川河川敷に自生するサクラソウ（さいたま市等）、低標高地にはまれなヒカリゴケ（吉見町等）などは有名である。

動物については、県内産の種数は10,216種が知られている。

ホンドキツネやホンドテン、オオタカやサギ類、ミドリシジミやゲンジボタル等多種多様であるが、全国的にも貴重な動物として、ムサシトミヨ（熊谷市）、シラコバト（越谷市周辺）、ヒヌマイトンボ（八潮市等）などがあげられる。

さらに、秩父は日本地質学の発祥地といわれ、地質学上非常に名高いところであり、多種類の岩石の分布が見られる。荒川河川敷の岩畳（長瀬町）などは特に有名である。本県は金属資源は少ないが、石灰岩がセメント等の原料として、砂岩が山砂利として採掘されている。

なお、昭和40年にシラコバトが「県民の鳥」に、昭和41年にケヤキが「県の木」に、昭和46年にサクラソウが「県の花」として、それぞれ公募の上選定されている。そして、平成3年にはミドリシジミとムサシトミヨが「県の蝶」、「県の魚」として選定されている。「越谷のシラコバト」及び「田島ヶ原（さいたま市）サクラソウ自生地」は国の天然記念物であり、ムサ

シトミヨは湧水のある清澄な小川に生息する魚で、その生息地の一部（熊谷市）は県の天然記念物となっている。

また、近年の急激な都市化の進展による緑地の減少など、自然環境の変化が野生動植物に大きな影響を及ぼしており、県のレッドデータブックでは、動物709種、植物1,035種が絶滅のおそれがある種とされている。

野生動植物とそれらを育むこの豊かな自然環境が将来にわたって受け継がれるよう、自然と調和した県土づくりが求められる。

資料1-3 天然記念物

(5) 自然災害

ア 洪水氾濫

本県の東部、南部地域は低平地が広がっており、洪水時には利根川、荒川などの大河川の水位が地盤高を上回り、たびたび大きな水害に襲われてきた。

これまで順次、河川改修を進めてきたが、都市化の進展に伴い雨水の流出量が増大し、新たな都市型水害が頻発している。

イ 地盤沈下

地盤沈下は、地盤が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象で、地下水の過剰な汲み上げが主な原因である。本県の地盤沈下は、地下水の採取規制及び地下水から表流水への水源転換等の対策により、長期的には沈静化の傾向にある。

平成16年度の調査結果では、地盤沈下の目安としている年間2cm以上の沈下面積は全県で8.3km²であり、最大沈下量は越谷市千間台東で4.7cmが観測された。（図表1-4）

ウ 液状化

地下水を含んだ砂質地盤は、地震発生に伴い液状化が起こり、建造物が倒壊するなど、大きな被害を受ける恐れがある。

本県の中川・荒川流域及び利根川中流域では、関東大震災（1923年・大正12年）及び西埼玉地震（1931年・昭和6年）において、広範囲にわたって液状化が発生した。また、埼玉県地震被害想定調査（平成9年度）における20の地震による液状化想定図（震災予防まちづくり点検マップ）でも同様の傾向がうかがえる。

盛土などの地形改変に当たっては、十分留意する必要がある。

エ 土砂災害

本県西部に広がる丘陵地や中央部の台地縁辺部の斜面は、地形・地質条件からみて、豪雨または地震を誘因とする土砂災害の危険性を有して

いる。

また、近年新たな宅地開発などが中山間地や丘陵地へ拡大することにより、土砂災害に対する危険個所が増加している。

図表 1 - 4 平成 16 年度の地盤沈下概況及び調査地域区分図



(注) 市町村合併により、平成17年4月1日「さいたま市・岩槻市」→「さいたま市」、平成17年10月1日「熊谷市・大里町・妻沼町」→「熊谷市」、春日部市・庄和町→「春日部市」、鴻巣市・吹上町・川里町→「鴻巣市」、上福岡市・大井町・富士見市・志木市・三芳町・所沢市・新座市・和光市・朝霞市・白井市・蕨市・鳩ヶ谷市・川口市・草加市・三郷市・八潮市となりました。

資料：県水環境課

2 人口動向及び交通

(1) 人口動向等

本県の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和35年の243万人が昭和45年には387万人となり、昭和52年2月には500万人を超えるという異常ともいえる上昇カーブを示した。ほぼ10年後の昭和62年5月には600万人を超え、その後は上昇率が鈍化したが、なお増加傾向にあり、平成14年8月1

日現在の推計人口ではついに700万人を超えた。平成17年12月現在の推計人口は705.9万人であり、世帯数は278.0万世帯(一世帯あたり2.54人)である。(図表1-5)

市町村別の推計人口(平成17年12月1日現在)をみると、人口40万人以上は、さいたま市、川口市の2市、30万人以上は、川越市、所沢市、越谷市の3市、20万人以上は、春日部市、上尾市、草加市の3市、10万人以上は、熊谷市、狭山市、鴻巣市、深谷市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市の11市である。また、40市で県人口の88.9%を占め、1市当たりの平均人口は156,823.7人、1町村当たりの人口は25,355.1人である。

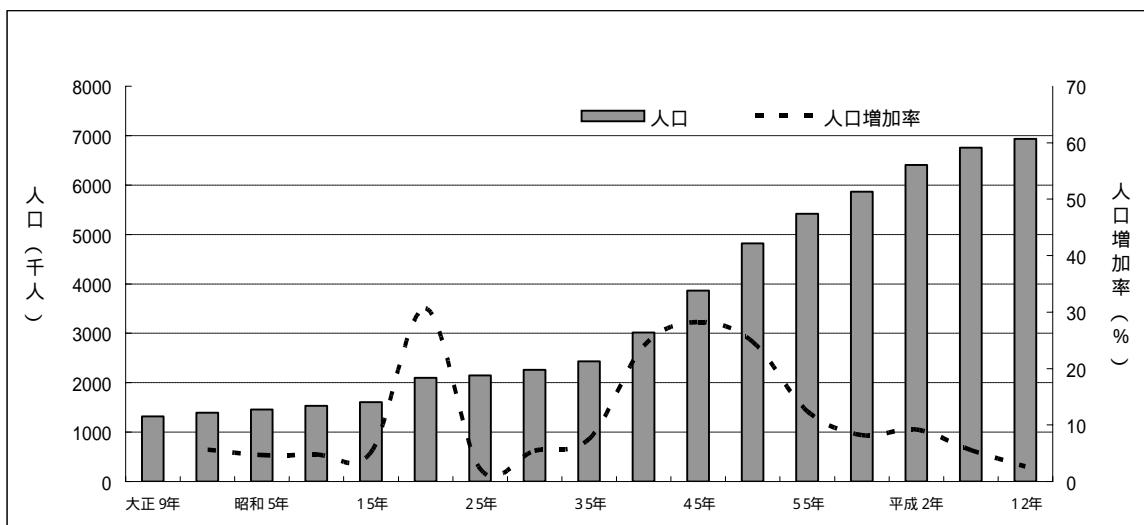
平成12年と平成7年の国勢調査結果を比較すると、県人口では178,695人、増加率では2.6%の増加であった。市町村別の人口増減では、53市町村で増加し39市町村で減少した。県南地域などで増加率が高く、秩父地域などで減少率が高い傾向にある。

また、1km²当たりの人口密度(平成12年国勢調査結果)をみると、県全体では1,827.1人、市部では3,157.0人、町村部では502.9人である。市町村別の1km²当たり人口密度をみると、10,000人以上は蕨市(13,933.9人)、旧与野市(10,004.5人)の2市、8,000人以上は鳩ヶ谷市(8,765.0人)、川口市(8,251.6人)、草加市(8,206.3人)、旧上福岡市(8,022.0人)の4市、7,000人以上は志木市(7,182.8人)の1市である。

なお、本県の人口規模は、東京、大阪、神奈川、愛知に次ぎ全国で第5位である。(平成12年国勢調査結果)

資料1-4 県人口の推移

図表1-5 埼玉県の人口及び人口増加率の推移



資料 国勢調査結果(県統計課)

(2) 交 通

本県の鉄道網は、JR東日本9路線、東武鉄道5路線、西武鉄道5路線、東京地下鉄1路線、秩父鉄道1路線、埼玉新都市交通1路線、埼玉高速鉄道1路線から形成されている。

乗合バス路線は、東武バス、西武バス、国際興業、朝日自動車等により路線網が形成されている。

なお、秋葉原と筑波研究学園都市を結ぶ「つくばエクスプレス」が平成17年8月に開業し、県内では、八潮市と三郷市に1駅ずつが設置された。また、この両駅を中心として、鉄道の整備と一体的に、土地区画整理事業が進められている。

本県における道路法上の道路延長（高速自動車国道を除く）は、平成16年4月1日現在で見ると、実延長の合計は、46,197km（一般国道1.8%、県道5.4%、市町村道92.8%）であり、他県と比較すると、全国第5位の道路延長である。

高速自動車国道については、「関越自動車道」、「常磐自動車道」及び「東北縦貫自動車道」の3路線があり、それぞれ昭和55年7月、昭和60年1月、昭和62年9月に県内部分が全線開通した。さらに、平成6年3月には、東京外環自動車道が関越自動車道大泉JCTまで延伸され、これによりこれら3路線が接続された。

また、都心から40～60km圏を環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道は都県境から関越自動車道鶴ヶ島JCTまでの区間が開通しており、現在、鶴ヶ島JCT以東について事業が進められている。

資料1-5 道路法上の道路延長の推移

土地利用の現状

1 土地利用の動向

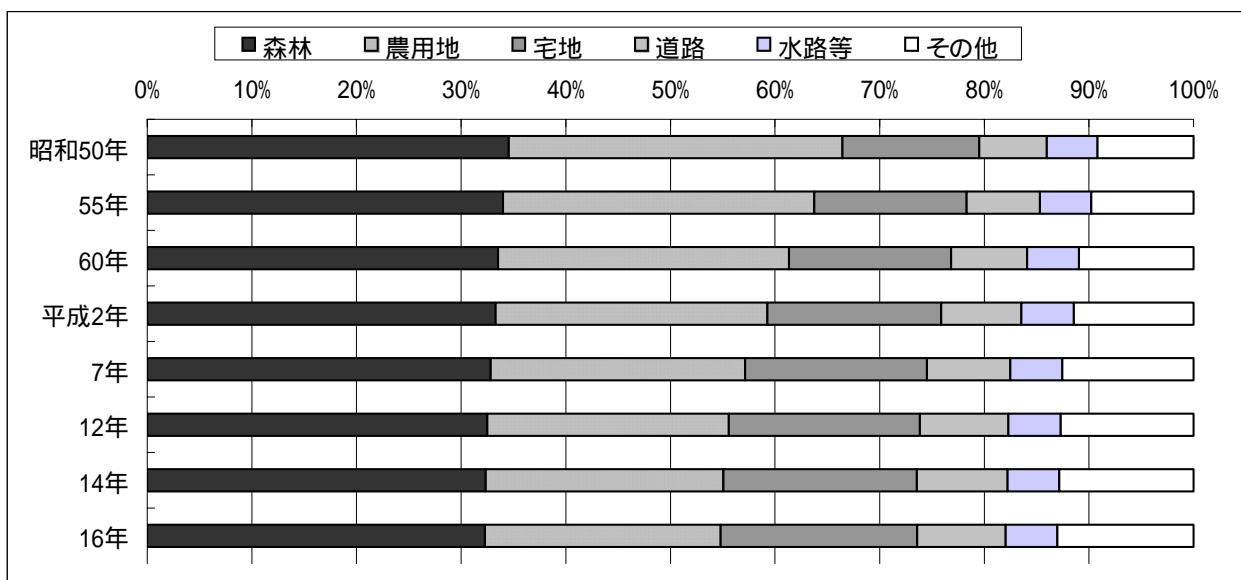
平成16年(10月1日)における県土の利用形態をみると、県土面積3,797km²のうち、おおよそ、森林が32%、農用地が23%、宅地が19%、道路が8%、水面・河川・水路が5%、その他が13%で、農林地の面積は、県土の55%を占めている。しかし、本県の可住地面積は、2,566km²（県土の68%）で全国の可住地面積比率（32%）の約2倍、大阪府（69%）に次ぐ高い比率であり、また、東京に隣接しているという地理特性等から、人口の急増による農林地の減少と急速な都市化は、近年鈍化しつつも依然として進んでいる。

（図表1-6）

本県の土地利用を大まかに分けると、西部地域が森林、北部及び東部・中西部地域の一部が農用地、南部地域が宅地というように区分されるが、市街地は、都心から伸びた鉄道に沿って放射線状に拡大している。交通利便性、

生活利便性の増大や経済社会諸活動の拡大等により、今後も農林地の減少、宅地の増加という傾向が続くものと思われる。しかし、人口増加が余りにも激しかったことからそのひずみが現れており、都市の基盤整備が不十分のまま都市化されたところがなおくあること、水田等の大規模転換により、遊水機能が低下していることなど、適正かつ計画的な土地利用を図る上で大きな問題を抱えている。特に、県土の約19%を占める市街化区域のうち、土地区画整理事業等の面的整備事業や河川改修等を促進するなど、居住水準と安全性を高めることが必要となっている。

図表1-6 利用形態別土地利用の推移



	単位 k							
	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	14年	16年
森 林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,228	1,225
農 用 地	1,211	1,130	1,056	986	924	876	862	856
宅 地	496	553	588	631	660	694	703	713
道 路	245	265	276	291	302	321	329	321
水 路 等	185	187	188	190	189	190	188	188
そ の 他	348	371	416	435	476	482	487	494

資料 県土地水政策課

2 利用形態別土地利用

(1) 農用地（農地及び採草放牧地）

本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がっており、農用地率は約23%である。

台地は、すべて黒ボク土壌群で普通畑・樹園地として利用されているものが多い。低地は、北部及び北部地域は利根川から、中部地域は荒川及びその支流から由来した沖積土で形成され、概ね褐色低地土又は灰色低地土の分布が多く、その他に細粒グライ土壌、黒泥土壌、泥炭土壌が分布して

おり、その土壤生産力は高い。

江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から近代に至る用排水路の整備等による農地の拡大と、さらに大消費地である東京に隣接するという地理的特性等もあって、台地丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色を生かしながら広がり、今に至った。しかし、昭和30年代後半以降の急速な都市化の波は、従来の農業環境を大きく変貌させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少した。

さらに、食生活の変化、稲作技術の向上等により全国的に米の供給が過剰となったことから、麦、大豆、飼料作物、野菜等を拡大すべく、昭和46年度からは本格的な水田利用の再編成が行われた。

このような状況の中で、生鮮食料等の供給基地として優良農地を確保するとともに、その積極的な整備を図ること、また、緑地機能など農地が有する多面的機能の面からもその計画的な保全を図ることが求められている。

ア 耕地面積の推移

農林水産省の調査によると、耕地面積は、昭和35年は161,400haであったが、その後年々減少を続け、特に昭和45年から50年にかけての減少率は年平均で2%を超えるなど、大幅に減少した。

しかし、開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い、昭和50年以降は減少率が鈍化し、平成10年から17年にかけては年平均で1%以下の減少となっている（昭和35年から平成17年までの年平均減少率は1.4%）。

（図表1-7）

イ 農地転用状況

土地管理情報収集分析調査により平成16年の農地転用状況を見ると、農地転用面積は950haであり、前年に比べ48ha増加している。

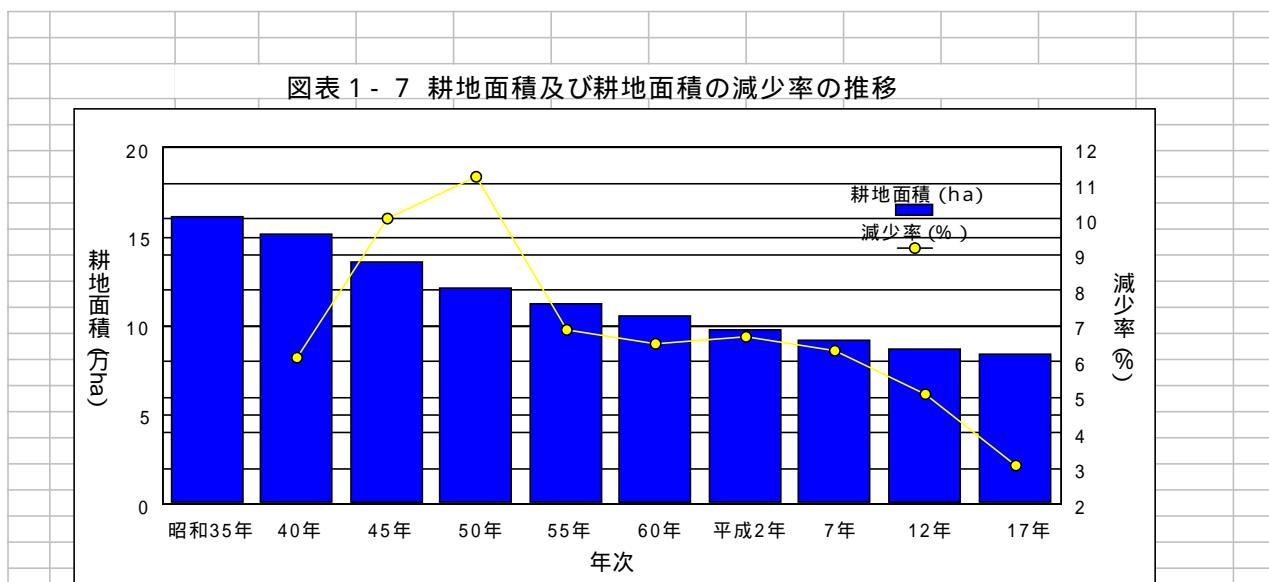
用途別では、住宅用地が36.7%を占め、次いでその他の業務用地（駐車場など）が30.2%となっている。（図表1-8、1-9）

なお、市街化区域内の農地転用面積を見ると、平成16年は454haであり、前年に比べ54ha増加している。また、県全体の農地転用面積に対する割合は47.8%を占めている。

資料1-6 県内市町村の土地利用規制状況

資料1-7 耕地面積の推移

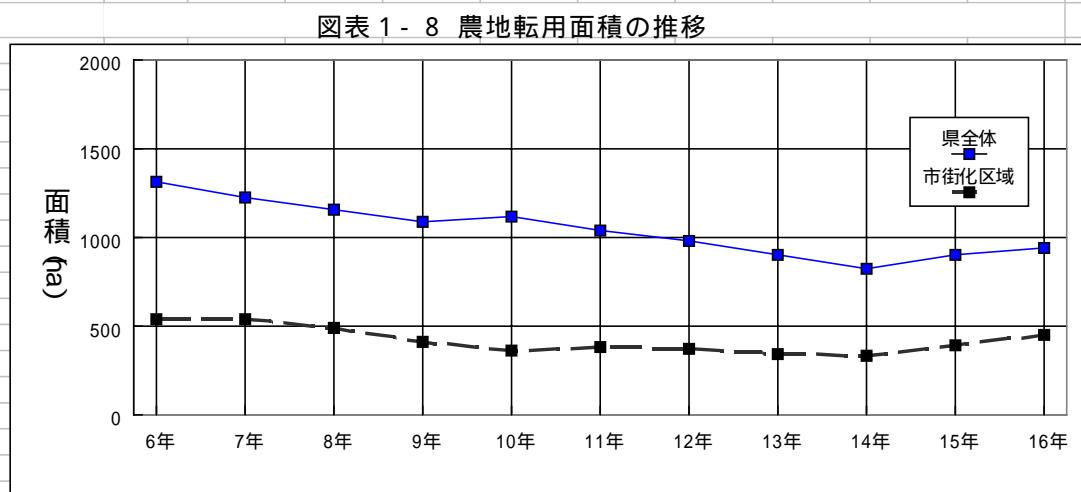
資料1-8 専業、兼業別農家数の推移



年 次	昭和35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
	耕地面積 (ha)	161,400	151,600	136,400	121,100	112,800	105,500	98,400	92,200	87,500
減少率 (%)	-	6.1	10.0	11.2	6.9	6.5	6.7	6.3	5.1	3.1

平成 17年の減少率は平成 12年から平成 17年までの5カ年間の数値である。

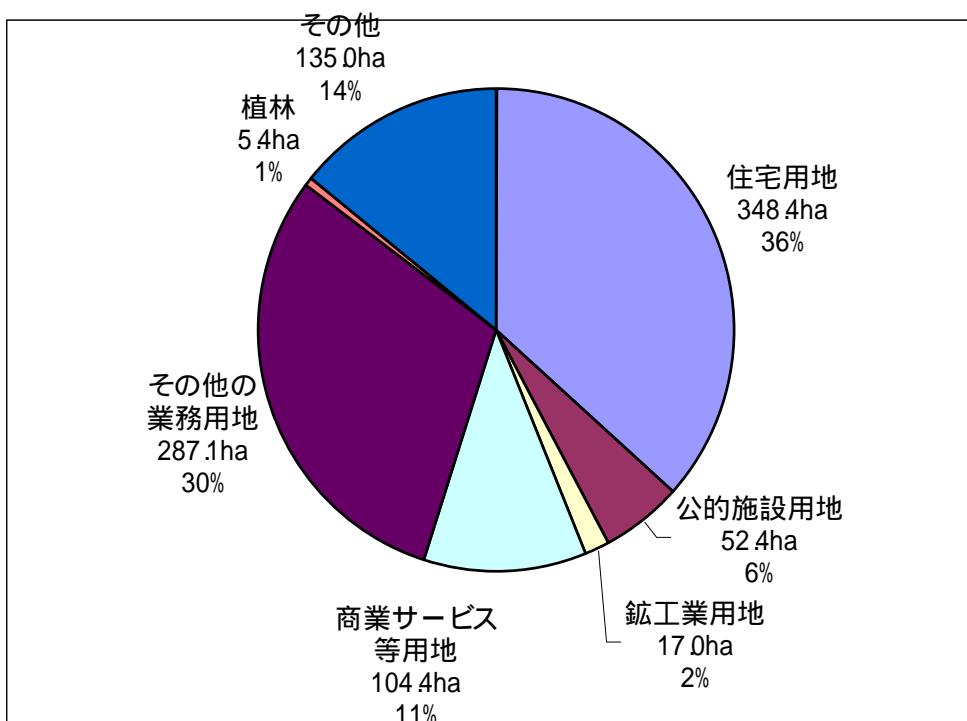
資料 :「耕地及び作付面積統計」(農林水産省) 「平成 17年 耕地面積(埼玉県)」(農林水産省関東農政局)



年 度	単位 ha											
	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
県全体	1,323	1,234	1,157	1,090	1,118	1,047	985	909	832	902	950	
市街化区域	546	540	498	420	371	389	378	345	338	400	454	

資料 :土地管理情報収集分析調査(平成17年12月31日現在)(県農業政策課)

図表1 - 9 平成16年農地転用の用途別構成割合



資料 土地管理情報収集分析調査(平成17年12月31日現在)(県農業政策課)

ウ 採草放牧地

採草放牧地については、世界農林業センサス（林業編）の「森林以外の草生地（野草地）」の面積として把握しており、「2000年世界農林業センサス（林業地域調査）」では185haである。

(2) 森 林

本県の森林面積は、122,545ha（平成17年3月末現在）で県土の約32%を占めている。所有形態別で見ると、国有林が10%、民有林が90%を占める。民有林の人工林率は52%で、間伐などの手入れの必要な林分が多い。

また、本県の森林のほとんどは、温帯林地域の最南端部に位置するスギ、アカマツ等の針葉樹及びクヌギ、ナラ等の広葉樹が主体であるが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の森林、県南部の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の森林も存在する。地味はおむね肥沃であり、林木の成長に適しているため、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきた。特に、300余年の伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は、集約的施業による優良材の生産地として有名である。

森林は、木材等の林産物の供給、水源かん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきた。近年は、良質な水の安定供給に果たす森林の役割のほか、森林とのふれあいや生物の多様性の保全等、保健・文化・教育的な面における森林の役割や、地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・貯蔵、大気浄化、騒音防止等の生活環境を保全する働きに対する期待が高まっていることから、森林の計画的な整備を図ることが一層求められている。

ア 森林面積の推移

森林面積は、主として丘陵地や台地において漸減しており、平成17年3月末現在 $1,225\text{km}^2$ で、県民一人当たり約 173m^2 となっている。

戦後の復興期を除くと、昭和49年から昭和58年までの10年間が最も森林面積が減少し、ゴルフ場の造成や宅地開発などへの転用により 3.2% 減少した。

平成7年から平成16年までの直近10年間の森林面積の推移を見ると、大規模な転用が減少したことから、減少率は 1.7 % と、ピーク時に比べて鈍化傾向にある。

イ 森林の転用状況

平成12年度から平成16年度までに林地開発(変更)許可をした面積は78ha、件数は32件である。目的行為別に区分すると採石・採土が65%を占めている。

また、平成12年度から平成16年度までの保安林の解除面積は約29haであり、その大部分は、ダム用地などの公益的理由による解除である。

(3) 原野

原野面積については、世界農林業センサス(林業編)の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は「国有林に係る部分」を除いた面積として把握しており、「2000年世界農林業センサス(林業地域調査)」においても、本県に原野はない。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、平成15年10月1日現在で 188km^2 となっており、水面が 5 %、河川が 78%、水路が 17% を占める。水面のうち大きいものは、渡良瀬遊水池、下久保ダム、山口貯水池、浦山ダム、荒川第一調節池、二瀬ダム、権現堂調節池、有間ダム、合角ダムである。現在、洪水被害の軽減と水道用水の開発などを目的に、滝沢ダムが試験湛水中である。

河川は、利根川水系と荒川水系に分けられ、荒川水系が一級河川の総延長(右岸、左岸の合計) $3,302\text{km}$ のうち 60%、流域面積では、県土の 63%

を占めている。浸水被害の軽減、解消のため、今後も積極的な河川改修が必要である。(図表1-10)

資料1-10 ダム計画

資料1-11 一級河川数及び流域面積

1-12 水系別一級河川延長

1-13 水道の取水状況別供給量

1-14 河川敷の占用状況

(5) 道 路

道路は、道路法上の道路のほか、農道及び森林管理道などがある。道路面積は、昭和50年には 245km^2 （県土の6.5%）であったが、道路の整備が進み、平成16年には 321km^2 （同8.5%）に増加している。

しかしながら、道路法上の道路では、近年の急激な人口増加に伴い、自動車保有台数も増加し、道路の整備が自動車の増加に追いつけないことから、交通渋滞などが生じてあり、また、少子高齢社会の進行や地球規模の環境問題なども顕在化しており、道路においても、こうした課題に対応して行く必要がある。

このため、道路整備にあたっては、「人と自然にやさしい道づくり」の基本理念のもと、環境への負荷の低減に十分に配慮しつつ、高速道路から生活道路に至るまでの体系的な道路網の整備や総合的な渋滞対策による「時間が読める道づくり」と、豊かさとゆとりを実感できるよう安心・安全でうるおいのある道路空間を形成するとともに地域を元気にする「安心と活力の道づくり」を目指した道路整備を推進している。

資料1-5 道路法上の道路延長の推移

(6) 宅 地

ア 宅地面積の推移

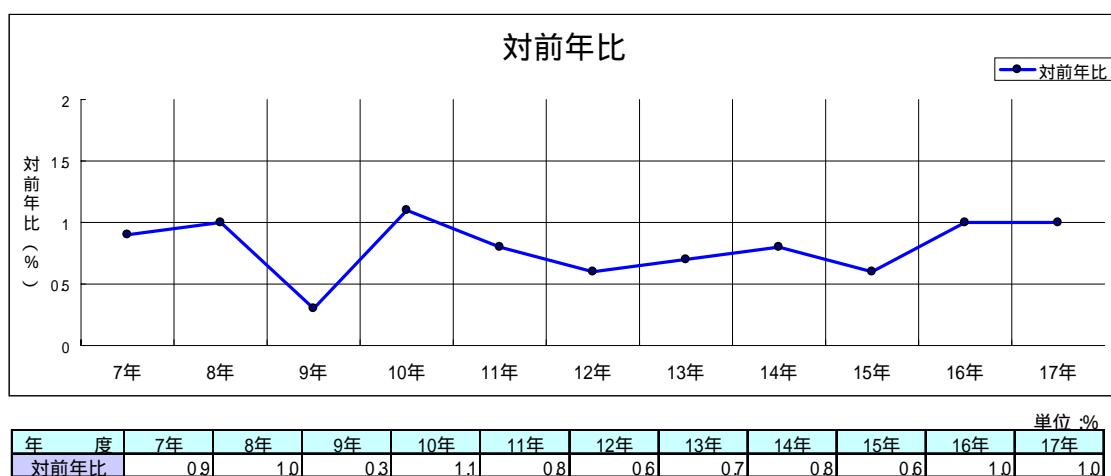
「固定資産の価格等の概要調書」(県市町村課)によると、宅地面積は、平成17年現在、県土の約18%に当たる $67,866\text{ha}$ である。伸び率は、昭和51年から昭和56年にかけてほぼ年間2~3%であったが、昭和57年以降は1%前後となっている。(図表1-11)

資料1-15 埼玉県の宅地総面積の推移

図表 1 - 10 埼玉県河川図



図表1-11 宅地面積の対前年増加率の推移



資料 固定資産の価格等の概要調書(県市町村課)

イ 宅地開発動向

都市計画法に基づく開発許可実績を見ると、平成元年度から平成16年度までの開発の許可件数は約55,000件であり、年平均3,400件の許可がなされている。

なお、平成16年度の開発許可件数は、前年度に比べて713件増加している。

資料1-16 開発許可状況

ウ 宅地の利用区分の状況

本県の住宅面積は、平成16年で約482km²あり、県土の約13%を占める。「建築統計年報」によると、本県の新設住宅着工戸数は、平成5年から平成10年まで減少、その後、ほぼ横ばいとなっていたが、平成16年は7年ぶりに7万戸を超え、72,126戸となった。

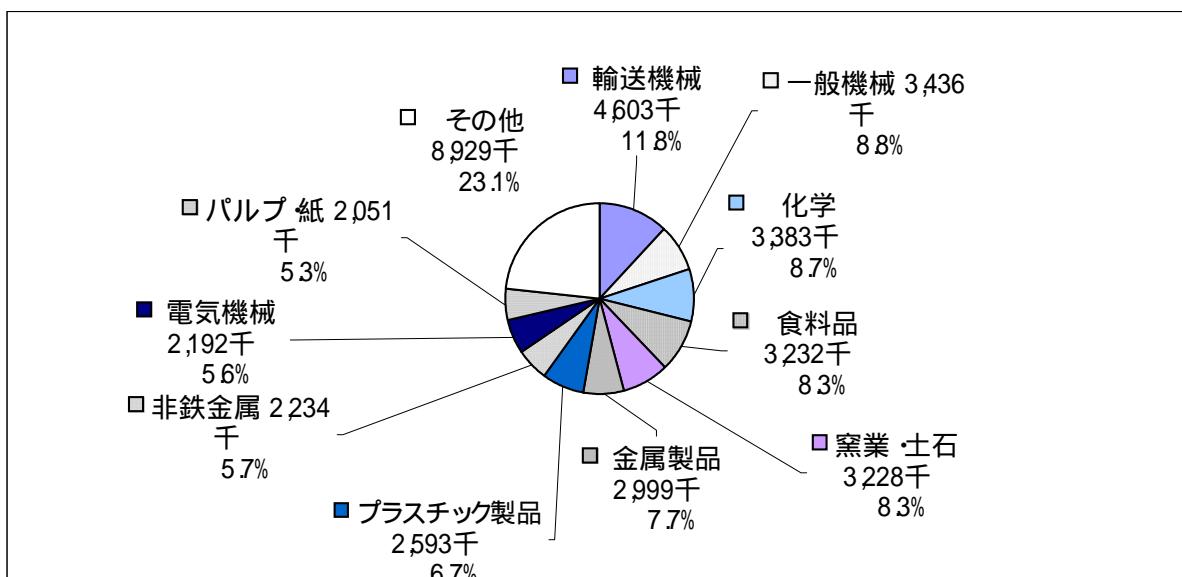
本県の工業用地面積は、「埼玉県の工業／平成15年工業統計調査結果報告」(県統計課)によると、本県における従業者30人以上の事業所敷地面積は、38,243km²となっており、その内訳は、輸送機械が12.1%と最も広く、化学が8.9%、食料品が8.7%と続いている。

(図表1-12)

また、「平成16年の商業統計調査結果」(県統計課)によると、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業を除く小売業の売場面積は約642万m²で、1店当たり約141m²となっている。

- 資料 1 - 17 住宅地面積の推移
 資料 1 - 18 着工新設住宅の動向
 資料 1 - 19 着工新設住宅利用関係別動向
 資料 1 - 20 事業所数及び敷地面積等の推移
 資料 1 - 21 商店数・従業者数

図表 1 - 12 敷地面積の産業分類別構成比



資料 埼玉県の工業(平成15年)(県統計課)

注 従業者30人以上の事業所

(7) その他

その他の土地利用としては、平成16年で494km²あり、鉄軌道用地、供給(上下水道)・処理施設(ゴミ処理場・火葬場等)用地、公園用地、基地用地等の公共施設用地、ゴルフ場用地、墓園用地等があげられる。

資料 1 - 22 ゴルフ場開設動向

(8) 市街地

市街地(国勢調査でいう人口集中地区、DID)は、平成12年国勢調査においては670km²であり、県土の17.6%を占める。市街地面積の広い市町村は県南地域に集中しており、40km²以上あるのが川口市、さいたま市の2市、

30km²以上あるのが川越市、所沢市、越谷市の3市、20km²以上あるのが春日部市、狭山市、上尾市、草加市の4市である。

資料1-23 市町村別都市計画区域の指定状況及び
人口集中地区(DID)面積

第2 土地対策の概要

土地に関する総括的施策

1 土地基本法

昭和60年代からのバブル経済期における地価高騰は、住宅取得の困難化や不公平感の増大など、深刻な社会問題を生みだした。これを背景に、「狭い我が国においては、土地は限られた資源であり、国民共通の生活基盤である。したがって、その利用には適正な負担と公共的制約が伴うものである。」という認識が広まり、このような認識を国民共通の認識として確立することを目的として平成元年12月に制定されたのが土地基本法である。

土地基本法は、土地についての憲法ともいべきもので、土地についての4つの理念、すなわち、土地についての公共の福祉優先（第2条）、適正な利用及び計画に従った利用（第3条）、投機的取引の抑制（第4条）、

価値の増加に伴う利益の増加に応じた適切な負担（第5条）を明らかにし、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めるとともに、土地に関する基本的施策などを規定している。

この法律は、いわゆる宣言法的な性格を有するものであるが、土地に関する個々の法律の上位法としての性格を持っている。

2 国土利用計画法

国土利用計画法は、国土利用の構想を示す国土利用計画、土地利用基本計画、土地取引の規制、遊休土地に関する措置などについて定めており、これらに基づいて総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

（1）国土利用計画の体系

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画からなり、ファードバックシステムをとっている。例えば、全国計画は、都道府県計画の基本となる一方で、都道府県知事の意見を聞くこととされている。これは、国、都道府県、市町村が国土を一体的に利用するとともに、三者相互の合意に基づいた利用がなされる必要があるからである。

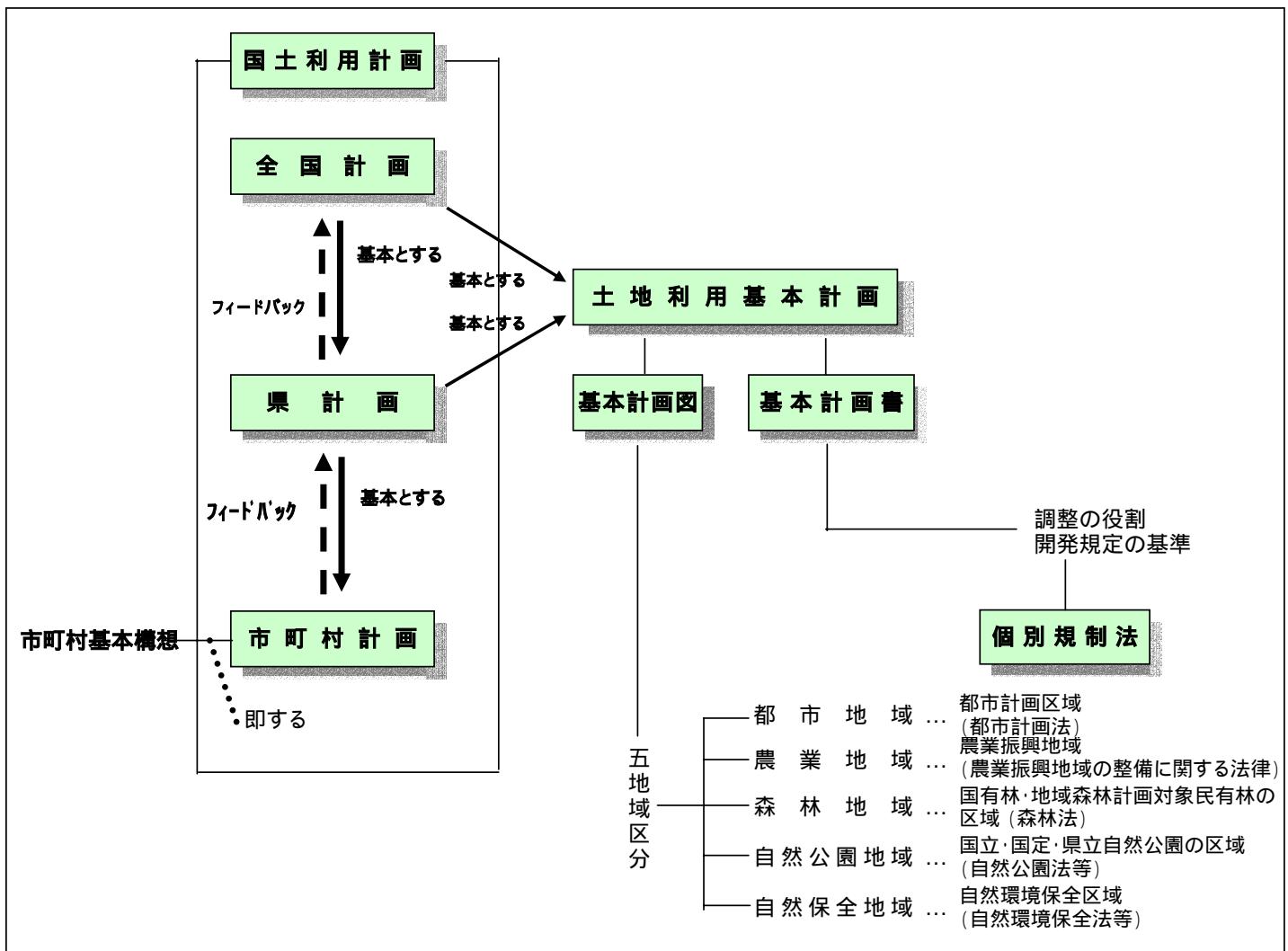
（図表2-1、図表2-2）

市町村計画については、平成17年3月末日現在、89市町村中56市町村で策定されており、策定率は62.9%となっている。

全国では、平成17年3月末日現在、2,521市町村中1,359市町村で策定されており、策定率は53.9%となっている。

市町村計画は、県計画と一体となって県土の適正な利用を図るものであるため、技術的な支援策を講じるなどして、今後もその策定の促進を図っていく必要がある。

図表2-1 国土利用計画の体系



図表2-2 国土利用計画の策定経過

	全 国 計 画		埼 玉 県 計 画	
	策 定 年 月 日	目 標 年 次	策 定 年 月 日	目 標 年 次
第 1 次	昭和51年5月18日	昭 和 60 年	昭和53年3月31日	昭 和 60 年
第 2 次	昭和60年12月17日	平 成 7 年	昭和61年12月23日	平 成 7 年
第 3 次	平成8年2月23日	平 成 17 年	平成9年3月27日	平 成 22 年

資料:土地水政策課

(2) 埼玉県国土利用計画

平成8年2月に策定された第3次の国土利用計画全国計画を基本に、平成9年3月に埼玉県国土利用計画（第3次）を策定した。当県計画では、平成5年を基準年次、平成17年を中心年次、平成22年を目標年次として、県土利用の基本構想、県土の利用区分ごとの規模の目標及びそれを達成するため必要な措置の概要などを定めており、その概要については次のとおりである。

ア 県土利用の構想

(ア) 県土利用の基本方針

計画期間における課題としては、限られた県土の利用区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、一層積極的に県土利用の質的向上を図ることの2点を挙げている。

まず、土地需要の量的な調整に関しては、都市的土地利用について、地域の実情に応じた土地の高度利用や低・未利用地の有効利用を促進するとし、自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地の有効な利用を図るとしている。

また、県土利用の質的向上に関しては、安全で安心できる県土利用、環境と共生する県土利用、美しくゆとりある県土利用の3つの観点から、県土の安全性の総合的な向上、地域特性に応じた環境の保全と創造、個性ある景観の形成などを掲げている。

(イ) 地域類型別・地形条件別の県土利用の基本方向

まず、県土を市街地地域、農山村地域、自然維持地域の3つの地域類型に分け、市街地地域と農山村地域については、安全性や自然環境に配慮した生活や生産活動の場としての整備や利用の基本方向を示し、自然維持地域については、自然環境として高い価値のある地域についてその保全の方向を示している。

また、県土を山地、丘陵・台地、低地の3つの地形条件別に分け、自然環境を保全・回復・創出しつつ、水と緑豊かな生活環境を創造する土地利用を進めるなど、その基本方向を示している。

(ウ) 利用区分別の県土利用の基本方向

県土を利用目的に応じて、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7つの地目に区分し、それぞれについて規模の目標面積を設定する考え方、必要な用地の確保や整備に当たっての配慮事項などを記述している。

イ 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

7つの地目ごと（ただし原野は0としている）に、中間年次、目標年次ごとの規模の目標を定めており、面積の設定は、県土利用の現況と変化、将来人口などをもとに必要面積を予測し、県土利用と実態との調整を行って定めている。

また、県内の県南中央地域、県南西部地域、県南東部地域、県北地域、秩父地域の5つの地域について、それぞれの規模の目標を定めている。

ウ イに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

イに掲げる規模の目標を達成するために、次のとおり必要な措置を掲げている。

公共の福祉の優先、国土利用計画法などの適切な運用、市町村計画の策定促進、環境と共生する土地利用の推進、地域整備施策の推進、県土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい県土の形成、土地利用の転換の適正化、土地の有効利用の促進、県土に関する調査の推進及び成果の普及の10項目である。

なお、計画の適正な管理を図るため、毎年度、地目別の面積を把握する土地利用現況把握調査を実施している。（図表2-6）

資料2-1 国土利用計画における土地利用面積の推移

資料2-2 市町村国土利用計画策定状況

例規 埼玉県国土利用計画

例規 埼玉県国土利用計画審議会規程

（3）埼玉県土地利用基本計画

この計画は、国土利用計画法第9条に基づき国土利用計画全国計画及び埼玉県国土利用計画を基本として策定されるもので、計画図と計画書で構成される。計画図では、県域を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、計画書では、それら各地域における県土利用の基本方向や土地利用の調整に関する事項などを定めている。

この計画は、土地取引の規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については都市計画法等の個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

（図表2-3）

ア 埼玉県土地利用基本計画改定の経緯

埼玉県土地利用基本計画は、昭和49年の国土利用計画法の施行により、

昭和50年7月11日に策定されたが、この計画は、当時まだ国土利用計画が策定されていなかったため、暫定的なものであった。

その後、国土利用計画全国計画の策定・改定に伴い、翌年度には、埼玉県国土利用計画も策定・改定を行い、併せて、これら国土利用計画を基本とする埼玉県土地利用基本計画の計画書についても見直しを行い、昭和55年8月25日、昭和62年3月31日、平成10年3月31日にそれぞれ改定を行ってきた。なお、計画図については、ほぼ毎年度、五地域の範囲等について一部変更を行っている。

イ 埼玉県土地利用基本計画計画書の概要

平成10年3月に改定された現行の埼玉県土地利用基本計画計画書では、環境と共生する土地利用の観点から全面的に見直しを行っている。

まず、県土利用の基本方向においては、県長期ビジョンの地域区分に従って県南中央地域、県南西部地域、県南東部地域、県北地域、秩父地域の五地域における土地利用の基本方向について、それぞれ自然環境を保全・回復・創造する点を重視した方向を定めるとともに、土地利用の原則として「ゴルフ場の新規立地は規制する」ということを盛り込んでいる。

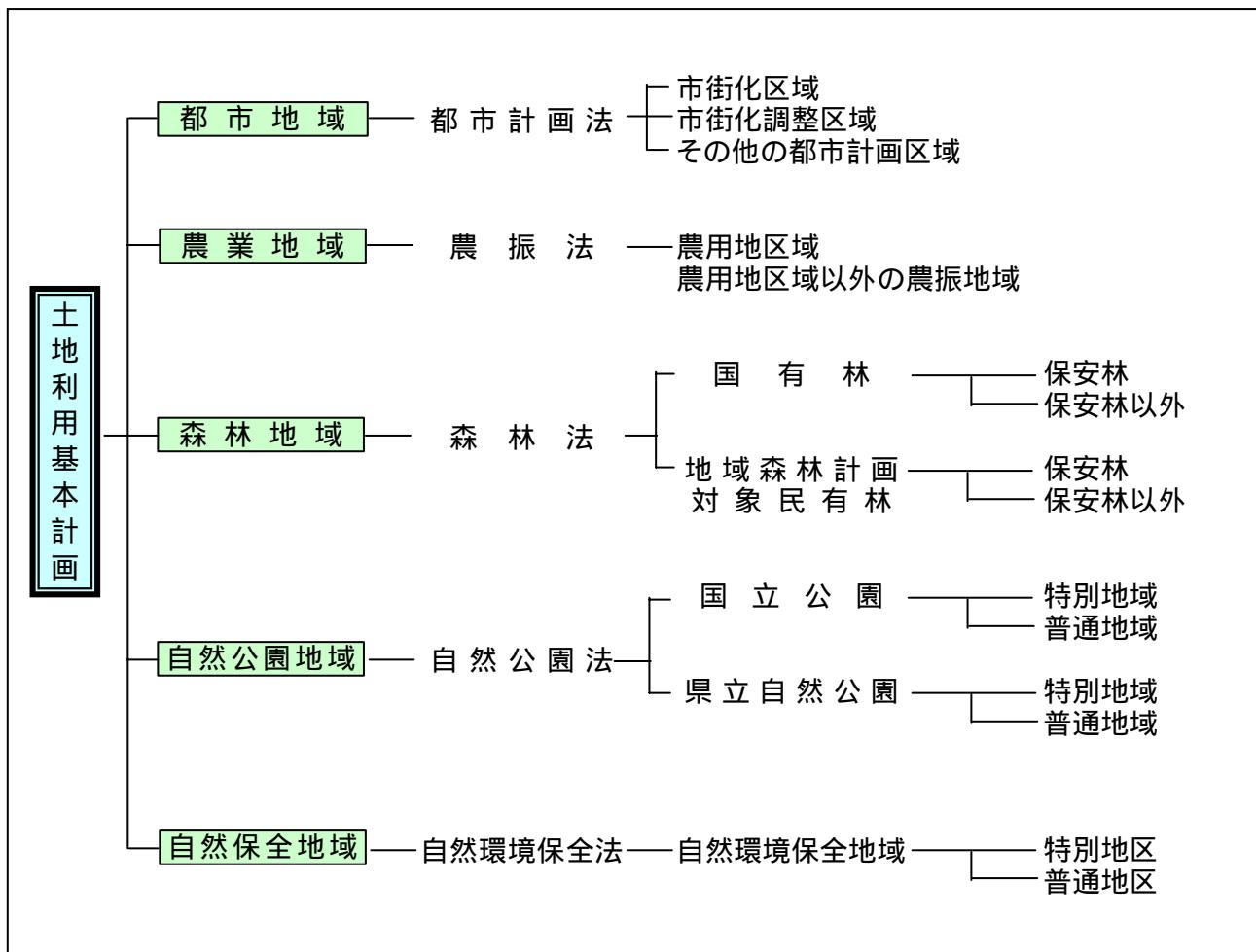
次に、都市地域などの五地域区分が重複する地域における調整指導方針においては、「都市地域と自然公園地域とが重複する地域」など5カ所の調整指導方針を変更（自然環境を重視）した。

さらに、深谷市小山川右岸地域において、集落地域整備法を適用することとし、土地利用調整上留意すべき基本的事項を掲げた。

また、計画図における都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分の平成17年3月31日現在の面積は、（図表2-4）のとおりである。

例規 埼玉県土地利用基本計画

図表2-3 土地利用基本計画と関連法との関係



図表2-4 埼玉県土地利用基本計画の五地域区分ごとの面積

平成17年3月31日現在

区分		面積(ha)	県土に占める割合(%)
五 地 域 区 分	都市地域	276,042	72.7
	農業地域	168,741	44.4
	森林地域	123,198	32.4
	自然公園地域	125,335	33.0
	自然保全地域	519	0.1
	五地域計	693,835	182.7
白	土地地域	524	0.1
県	土面積	379,741	100.0

資料:県土地水政策課

(4) 遊休土地に関する措置

国土利用計画法では、第28条以下で土地所有者が取得後2年を経過してもなお未利用地のまま放置している一定規模以上の一団の土地で、有効かつ適切な利用を促進する必要があるものについては、知事が助言や勧告などの措置をとることができるとされている。

本県では、昭和56年度からこの遊休土地に関する措置についての権限を市町村に委任している。

3 公有地の拡大の推進に関する法律

この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備促進を目的に地方公共団体等による道路、河川及び公園等の公有地となる土地の先買い制度及び地方公共団体に代わってこれら土地の先行取得等を行う土地開発公社の創設を定めている。

土地の先買い制度は、法第4条の届出制度と法第5条の申出制度からなっている。届出制度は、都市計画区域内等の一定の土地を有償譲渡しようとするときに、土地所有者が届け出る義務を定め、地方公共団体等が民間の取引きに先立ち、優先して買取り協議ができる制度である。他方、申出制度は、都市計画区域内等の一定規模以上の土地を所有する者が地方公共団体等に対して売渡しを希望するときに、申出することができる制度である。(図表2-5)

また、土地開発公社は、地方公共団体等からの要請を受けて、公有地となるべき土地の取得、管理及び処分を行うことなどを目的としている。本県では、昭和47年に埼玉県土地開発公社を設立している。

資料2-3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行状況(平成16年度)

図表2-5 公有地の拡大の推進に関する法律による届出等の要件

土地の所在する区域の要件		面積の要件
届出	都市計画施設の区域内に所在する土地	100 m ² 以上
届出	・道路法の規定により、道路の区域として決定された区域内に所在する土地 ・都市公園法の規定により、都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地 ・河川法の規定により、河川予定地として指定された区域内に所在する土地 ・これらに準ずる土地として政令で定める土地 ・新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の区域内に所在する土地	100 m ² 以上
届出	・新都市基盤整備事業または住宅街区整備事業の区域内に所在する土地 ・生産緑地地区の区域内に所在する土地 ・市街化区域内に所在する土地 ・その他の区域内に所在する土地	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 以上
申出	都市計画施設の区域内または都市計画区域内に所在する土地	100 m ² 以上

資料：県用地課

4 国土調査法

(1) 国土調査の概要

国土調査は、国土調査法に基づく国土の基礎調査である。国土の開発や保全、その利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るために、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行われる。

国土調査には、地籍調査、土地分類調査、水調査及び、これらの調査の基礎とするために行う基本調査の4つがある。この調査は、昭和26年以来実施されているが、その促進を図るために国土調査促進特別措置法が昭和37年に制定された。現在は、第5次国土調査事業十箇年計画（平成12年～平成21年度）に基づいて実施されている。

(2) 各国土調査の概要

ア 地籍調査

地籍調査は、土地に関する戸籍調査ともいべき基本的な調査である。

土地に関する不動産登記簿は、明治初期に行われた地租改正事業の際に調査された結果を基礎として記録されたため、正確さに欠けている面がある。また、そのときに作成された字限図（あざぎりず：公図）は、近代的な測量によるものとはいはず、見取図的なものである。そのため、土地をめぐる各種の行政施策の計画や実施に当たり、こうした地籍の不備、不正確さが問題となってきた。地籍調査は、これらの問題を是正する事業である。

地籍調査事業は、国有林や公有水面などを除く一筆ごとのすべての土地について、その所有者、地番、地目などを調査するとともに、境界の確認、測量、面積の測量を行って、地籍の明確化を図るものである。本県では市町村が実施主体となって行っている。

地籍調査の成果は、地籍図及び地籍簿として取りまとめられ、各種土地利用計画の策定や、土地についての公租公課の算定基礎資料などに利用されている。また、土地の境界が地球の経緯度と関連付けられた公共座標値で表示されるので、災害などで土地の境界が不明になってしまっても、その境界を復元することも可能になる。

地籍調査の成果は、国の承認の元に県知事の認証を受け、地籍図及び地籍簿の写しが登記所に送付される。そして、地籍簿により土地登記簿の記載事項が修正されるとともに、地籍図の写しが字限図に代わって、不動産登記法第17条の規定に基づく地図として登記事務に使用されることになる。

本県では、県土面積3,797km² のうち、国有林などの計281km²を除いた3,516km²を調査対象に、昭和27年から越谷市など4市町村で調査が開始された。平成16年度末で、着手市町村51（着手率57%）のうち、実施中

が18、全域完了が15、一部完了が16、休止中が2となっており、調査済面積は1,017km²（進捗率28.9%）である。

イ 土地分類調査

土地分類調査とは、土地をその利用可能性によって分類するために、土地の利用現況、地形・表層地質・土壤・災害の履歴などの主要な自然的要素、その生産力などについて調査を行い、その成果を図面と説明書にまとめるものである。

土地分類基本調査（縮尺5万分の1）

土地分類基本調査は、地形分類、表層地質、土壤、水系、谷密度、傾斜区分などの自然的条件と土地利用現況について県が調査を行い、国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図の図幅を単位に地図及び簿冊を作成するものである。本県では計16図幅に分かれている。

土地分類細部調査（縮尺2千5百分の1又は5千分の1）

市町村開発振興計画などの小地域の土地利用計画の策定に資するため、一筆又は一定区域ごとの土地利用現状、土地保全、土地生産力に関する調査を行い、地図と簿冊に作成するものである。本県では、幸手市、大利根町、神川町、旧妻沼町の4市町（計23.46km²）で実施した。

土地保全基本調査（縮尺5万分の1又は20万分の1）

縮尺5万分の1の土地基本調査を県が平成元年度に久喜市周辺で実施した。また、縮尺20万分の1の土地基本保全調査については、国が県全域で実施した。この成果は、昭和59年3月に縮尺15万分の1で刊行された。

ウ 水調査

水調査は、治水や利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質、流砂状況、取水量・用水量・排水量、水利慣行などの水利に関する調査を行い、その結果を地図と簿冊に作成するものである。

水基本調査

地下水に関する基礎的な調査として、国が主要な深井戸を対象に位置、井戸諸元、地下水諸元、水質情報などを調査、整理するものである。平成2年度から埼玉県全域にわたる調査が実施され、平成4年度に「全国地下水（深井戸）資料台帳 埼玉県・群馬県」が刊行された。

主要水系調査

1級水系（109系）とその周辺地域を対象に、国が流域内の水文、利水、治水に関する既存資料の収集整理、現地調査などを行い、調査書や利水現状図に取りまとめるものである。本県では、利根川、

荒川、その他の主要河川について調査がされ、「主要水系調査書 埼玉・千葉地域（荒川・利根川・その他河川）」として昭和56年に刊行された。

都道府県水調査

主要な2級水系とその周辺地域を対象に、都道府県が行う水系調査であるが、本県では実施していない。

資料2-4 地籍調査事業市町村別実績

資料2-5 土地分類基本調査実施状況

5 土地税制

(1) 土地税制の概要

現在の土地税制は、土地保有に対する課税と土地取引に対する課税に大別される。

土地保有に対する課税としては固定資産税<市町村税>、都市計画税<市町村税>、特別土地保有税<市町村税>が該当する。土地取引に対する課税としては、個人の土地譲渡所得課税（個人住民税<市町村税・県税>・所得税<国税>）、法人の土地譲渡益課税（法人税<国税>）、不動産取得税<県税>等が該当する。

なお、市町村税及び県税については地方税法、国税については、所得税法、法人税法、租税特別措置法の規定により課税される。

(2) 各土地税制の概要

ア 国 税

所得税（個人の土地譲渡所得課税）

個人が資産を譲渡した場合の所得は、通常、譲渡所得として所得税が課税される。所得税法では、譲渡所得も他の給与所得や事業所得などの各種所得の金額と総合して累進税率を適用して課税するのが原則である。

しかし、土地建物等を譲渡した場合には、特別に租税特別措置法により他の所得と区分して分離課税の方法によって所得税が課税される。また、居住用財産の譲渡等については特別控除等の規定が設けられている。

ただし、土地建物等譲渡による所得であっても、営利を目的として継続的に行われる取引により生じた所得は、譲渡所得ではなく事業所得又は雑所得として課税されることになる。

イ 地方税

(ア) 固定資産税（市町村税）

課税対象となる固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している土地、家屋及び償却資産（事業用資産で果樹、漁業権などを除く。）であり、課税標準は、適正な時価とされている。土地、家屋

については、3年ごとに賦課期日現在で評価され、課税台帳に登録されるものであり、標準税率は1.4%である。

土地については、負担水準（評価額に対する税負担の割合）に応じた税負担の調整措置がある。この措置により、負担水準の高い土地は、税負担が引下げ又は据置きとなり、一方で負担水準の低い土地は、なだらかに税負担が上昇することから、年々徐々に負担水準の均衡化が図られている。

(イ) 特別土地保有税（市町村税）

特別土地保有税は、土地対策の一環として土地の投機的取引の抑制と宅地供給の促進を図ることを目的とした税であり、土地の保有に対して課税するもの（保有分）（税率1.4%）、土地の取得に対して課税するもの（取得分）（税率3.0%）の2つに区分される。

ただし、土地の保有期間が10年を超えるものについては、課税されない。

また、免税点制度が設けられており、次の場合は課税されない。

都市計画区域を有する市町村の区域・・・・・・5,000m²未満

その他の市町村の区域・・・・・・・・10,000m²未満

現下の経済情勢等にかんがみ、平成15年度以降、新たな課税は行わないこととされている。（課税停止）

(ウ) 都市計画税（市町村税）

都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域に所在する土地及び家屋について、0.3%以下の税率で都市計画税を課すことができる。

(イ) 個人住民税（市町村税・県税）

課税の取扱いについては、所得税（国税）に同じ。

(オ) 不動産取得税（県税）

不動産取得税は、不動産（土地及び家屋）の取得に対して課税される。不動産の取得とは、登記の有無や有償・無償にかかわらず現実に不動産の所有権を取得することをいい、取得原因としては売買、交換、贈与、新築、増築、改築などがある。

課税標準は、購入価格ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録された価格（登録されていないものは県知事が決定した価格）である。

なお、平成21年3月31日までの宅地評価土地の取得の場合は、課税標準の特例措置がある。

税率は4%（平成18年4月1日から平成21年3月31日までに住宅ま

たは土地を取得した場合は3%、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに住宅以外の家屋を取得した場合は3.5%である。

一定の条件を満たす場合には、申告により税額が軽減される制度がある。

6 地価対策

(1) 土地価格の公表制度

現在、法律に基づく土地価格の公表制度は二つある。一つは、地価公示法に基づき国が行う地価公示制度、もう一つは、国土利用計画法に基づき都道府県が行う地価調査制度で、両制度は、公的土地評価体系として相互に整合性を保ち、正常な地価のネットワークを形成している。(図表2-6)

資料2-6 地価のネットワーク(地点数)

図表2-6 公的土地評価制度について

	目的	所管	基準日	備考
地価公示	一般の土地取引の指標や、公共用地の取得価格の算定の基礎とする。	国土交通省	毎年1月1日	埼玉県内の調査地点数 1,564地点(平成17年)
地価調査	一般の土地取引の指標や、公共用地の取得価格の算定の基礎とする。	都道府県	毎年7月1日	地価公示と同じ水準(6ヶ月間の時期的な変動がある。) 埼玉県内の調査地点数 857地点(平成17年度)
路線価	相続税等の課税の基礎とする。	国税庁 (税務署)	毎年1月1日	地価公示の概ね8割程度を目安とする。
固定資産税 評価額	固定資産税の算定の基礎とする。	市町村	毎年1月1日	地価公示の概ね7割程度を目安とする。

資料：県開発指導課

ア 地価公示

地価公示は、地価公示法に基づき適正な地価の形成を図るため、国土交通省(旧国土庁)が昭和45年から継続して実施しているものである。

毎年1月1日現在の地価が同年3月下旬に公示される。価格判定の対象となる土地(標準地)には、利用状況や環境等が地域内で一般的であると考えられる場所が選定されている。

平成17年地価公示(平成17年1月1日現在の価格を同年3月24日に公示)は、全国31,230、本県1,564(宅地1,562、林地2)の標準地について行われた。その結果、対前年平均変動率は、全国の住宅地4.6%、商業地5.6%、本県の住宅地3.5%、商業地4.3%で、いずれも14

年連続の下落であったが、下落率は前年より縮小した。(図表2-7)

資料2-7 平成17年埼玉県内の標準地の用途別平均価格
及び対前年変動率(地価公示)

図表2-7 地価公示価格対前年変動率の推移

単位: %								
		平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
住宅地	埼玉	73	120	50	2.1	53	36	38
	全国	5.6	8.7	4.7	1.6	2.6	1.6	1.4
商業地	埼玉	4.0	15.8	14.1	11.1	13.7	10.6	9.5
	全国	4.0	11.4	11.3	10.0	9.8	7.8	6.1

単位: %

		11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
住宅地	埼玉	6.9	7.0	5.9	5.7	5.7	5.1	3.5
	全国	3.8	4.1	4.2	5.2	5.8	5.7	4.6
商業地	埼玉	11.8	10.9	8.4	7.5	6.7	6.3	4.3
	全国	8.1	8.0	7.5	8.3	8.0	7.4	5.6

資料: 国土交通省

イ 地価調査(基準地の標準価格に関する調査)

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき都道府県が昭和50年度から継続して実施しているものである。毎年度7月1日現在の地価が同年9月20日頃公表される。価格判定の対象となる土地(基準地)の選定方法は地価公示の標準地と同様である。

平成17年度地価調査(平成17年7月1日現在の価格を同年9月21日に公表)は、全国26,521、本県857の標準地について行われた。その結果、対前年平均変動率は、全国の住宅地3.8%、商業地5.0%、本県の住宅地3.0%、商業地3.8%で、いずれも14年連続の下落であったが、下落率は前年度より縮小した。(図表2-8)

資料2-8 近県の基準地の対前年度変動率

資料2-9 平成17年度基準地の用途別平均価格及び対前年度変動率
(地価調査)

資料2-10 平成17年度高価格地点順位表(地価調査)

図表2-8 地価調査価格対前年変動率の推移

単位：%

		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
住宅地	埼玉	103	8.1	3.1	3.1	4.4	3.3	5.1
	全国	38	36	12	0.9	1.3	0.7	1.4
商業地	埼玉	87	14.6	11.3	11.3	12.7	9.9	10.6
	全国	49	7.7	6.7	6.9	6.9	5.1	5.2

単位：%

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
住宅地	埼玉	7.1	6.5	5.5	5.8	5.9	4.7	3.0
	全国	2.7	2.9	3.3	4.3	4.8	4.6	3.8
商業地	埼玉	11.5	10.4	8.4	7.3	7.3	6.1	3.8
	全国	6.6	6.3	6.6	7.2	7.4	6.5	5.0

資料：埼玉県の変動率は県開発指導課。全国の変動率は国土交通省。

(2) 地価対策

地価対策としては、土地取引規制基礎調査により、土地の有効利用などの監視を行っているが、さらに次のような土地取引の規制が制度化されている。なお、平成10年度には、規制緩和の流れを受けて大規模な土地取引について、事前届出制から事後届出制を原則とする内容の法改正が行われた。

ア 許可制

国土利用計画法第12条は、「土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められる」区域については、都道府県知事が規制区域として指定できる旨規定している。

土地に関する権利の移転等を許可制とする規制区域の指定は、財産権を制約する前提行為となるものであるため、慎重に行う必要がある。本県では平成15年度末現在まで規制区域を指定した実績はない。

イ 事後届出制

国土利用計画法第23条に基づく土地に関する権利の移転等の届出制は、土地利用の適正化を図るため、届出要件に該当する土地について、土地売買等の契約後、権利の対価の額と利用目的を知事に届出することを権利の譲受人に義務づけている。

知事は届出内容を審査し、不適当なものについては助言・勧告を、勧告に従わない場合は公表することができる。

届出要件に該当する土地は、市街化区域内では2,000m²以上、その他の

都市計画区域では5,000m²以上、都市計画区域外では10,000m²以上である。

ウ 事前届出制

地価上昇の見られる区域を知事は、注視区域・監視区域として指定し、土地取引の当事者に事前届出を義務づけることができる。

事前届出制では、地価高騰の抑制と土地利用の適正化を図るため、届出要件に該当する土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合、権利の対価の額と利用目的を知事に届出することを当事者双方に義務づけている。

知事は、その価格及び利用目的を審査し、不適当なものについては、取引の中止、土地の価格の引き下げを勧告し、勧告に従わない場合は公表することができる。

〔事前確認制度〕

事前届出制の下では、届出要件に該当する土地を価格について知事の確認を受け、住宅・マンション等の目的で分譲する場合、届出の適用除外とする制度がある。

エ 土地取引規制の強化及び緩和

昭和62年春以降、大都市部の商業地を中心に急激な地価の上昇が見られ、この上昇が地方へも拡大し、本県でも県南地域を中心に地価の上昇が顕著となった。そこで国土利用計画法の一部改正により監視区域制度が創設された。

本県では、昭和62年10月に県南の18市町の市街化区域を監視区域に指定して、区域内の500m²以上の土地取引を届出制とし、さらに11月には、届出面積を100m²以上（7市町）及び200m²以上（11市町）に引き下げ、土地の投機的取引の抑制を図った。その後、監視区域を順次拡大し、昭和63年4月には、新たに22市町が監視区域に指定され、同年10月には、40市町村が加わり、80市町村に監視区域の網がかかることになった。さらに、平成3年4月からは、川里村を除く県下全市町村域を監視区域に指定し、届出面積の引き下げを行った。

その後、地価の下落の状況を受け、平成6年2月から70市町村の市街化区域について、届出面積を100m²以上又は200m²以上から300m²以上に引き上げたほか、常磐新線関係（現：つくばエクスプレス）（八潮市、三郷市の2市の市街化調整区域）についても、300m²以上から500m²以上へと届出面積の引き上げを行った。

また、平成7年2月からは、市街化調整区域内の大規模プロジェクト関係の特定区域については、届出面積を2,000m²以上へと引き上げ、その他については、監視区域の指定の解除を行った。その後、監視区域の指定を継続していた特定区域についても、平成8年3月末日で指定期間が

満了した。

さらに、平成8年春以降地価の下落傾向が続いていること、規制緩和の要請が強いことから、平成10年9月の国土利用計画法改正施行後、県内は全域が事後届出制となっている。

なお、土地取引規制制度の的確な運用及び土地取引動向等を把握するため、土地取引規制基礎調査概況調査を行っている。

資料2-11 土地取引件数及び面積の推移

資料2-12 届出処理状況

資料2-13 届出件数・面積の推移

資料2-14 届出処理案件の利用目的別件数と勧告件数の推移

資料2-15 事前確認申請件数・面積の推移

7 土地情報の整備

(1) 土地情報整備に関する各種の調査

ア 土地基本調査

土地基本調査は、土地基本法第17条に基づいて、土地に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、土地の所有及び利用状況を詳細かつ具体的に把握する全国規模の調査で、5年に1度実施されている。

第1回調査は、平成5年度に、統計報告調整法による承認統計として、「土地基本調査法人調査」及び「土地基本調査世帯調査」を実施した。

第2回調査は、平成10年度に、統計法による指定統計調査として、「全国法人土地基本調査」を、また、附帯する承認統計調査として「法人建物調査」を実施した。第3回調査は、平成15年度に第2回と同様の体系及び規模で実施し、平成17年7月に確報が公表された。(なお、国土交通省では、世帯に係る土地基本統計は、総務省の住宅・土地統計調査を用いている。)

資料2-16 県内の法人及び世帯の土地所有の概況

資料2-17 法人の県内の土地所有状況

資料2-18 世帯属性別の「現住居の敷地」の所有状況

イ 土地利用現況把握調査

土地利用現況把握調査は、埼玉県国土利用計画の管理運営の一環として、毎年10月1日現在における県土の利用区分別土地利用の現況を把握するために行う調査である。

土地利用については、国土利用計画の利用区分別の7地目、農用地(農地、採草放牧地)、森林(国有林、民有林)、原野、水面・河川・水路、道路(一般道路、農道、林道)、宅地(宅地、工業用地、その他の宅地)、その他についての県全体の面積について調査集計を行っている。(図表2-6)

資料 2 - 1 国土利用計画における土地利用面積の推移

ウ 土地利用動向調査

土地利用動向調査は、埼玉県土地利用基本計画の管理運営の一環として、人口、産業、土地取引、土地利用転換、主要施設の整備開発状況などの動向を総合的に把握するために行う調査である。

この調査では、人口などに関する動向、国土利用計画法による土地取引の届出、都市計画法による開発許可等の開発動向、道路・鉄道等の交通施設整備状況、土地区画整理事業等の基幹的整備開発状況、地価動向の各項目について調査するものである。

上記の各調査項目については、土地利用転換動向等調書及び土地利用転換動向総括図、主要施設整備開発等調書及び主要施設整備開発等総括図の形でとりまとめ、毎年度、刊行している。

エ 土地取引規制基礎調査

土地取引規制基礎調査は、国土利用計画法に定める土地取引制度を円滑かつ的確に運用するため、土地取引動向、地価動向などについて調査検討を行い、注視区域、監視区域指定などに関する知事の判断資料や土地取引情報整備のための基礎的な資料となるものである。

バブル崩壊後の地価の低落傾向を背景に、平成10年度からは、土地取引状況の情報整備や提供を図り、土地取引の活性化を促進することが目的として追加され、引き続き実施されている。

この調査は、県内全域を対象として、土地取引動向の概況について把握する「概況調査」と、規制区域又は監視区域の指定要件の充足の蓋然性の高い地域などを対象に土地取引動向、地価動向、土地利用状況などを調査する「地域別調査」などがある。

「概況調査」は、所有権移転件数・面積、面積規模別土地取引件数などについて、毎年度、調査を実施している。

「地域別調査」は、土地取引指標、地価動向指標、開発整備動向指標、個別土地取引状況等、制約価格動向、土地利用状況などの項目について調査するものであるが、本県では平成8年3月末日での監視区域の指定解除を受けて、平成10年度以降、地域別調査は実施していない。

資料 2 - 11 土地取引件数及び面積の推移

才 土地所有・利用実態調査

土地所有・利用実態調査は、土地情報を総合的・系統的に整備することを目的として、登記、税務などの各部局において、それぞれ独自の行政目的により整備されている土地所有や土地利用に関する情報を加工、集計、分析し、土地の所有や利用の状況を明らかにするため、国土交通省が行っている調査である。

この調査では、毎年度調査報告される「土地に関する概要調書報告書」に基づく地目別民有地面積や所有者数、市街化区域内農地の地積・筆数・決定価格、国・県・市町村の公有地用途別面積の土地所有状況、都市計画区域や市街化区域の面積、農業振興地域面積などの土地情報を把握している。毎年度、調査結果は国に報告しており、国では「土地白書」などの資料として活用している。

(2) 土地に関するその他の情報

ア 地図

(ア) 地形図及び国土基本図

国土地理院では、基本測量で得られた成果を測量法に基づき、地図（数値地図を含む）や空中写真などとして刊行している。

このうち、各種地図の基本となる地形図（一般図）では、土地の起伏や河川、鉄道、道路、主要施設の位置、土地利用などの基本的な情報を表しており、本県では、5万分の1縮尺図18葉、2万5千分の1縮尺図54葉で全県をカバーし、1万分の1縮尺は県南部で16葉が作成されている。

また、5千分の1、2千5百分の1の国土基本図の作成も進められており、本県では、主に県南部の都市地域を中心に作成されている。

なお、平成13年6月20日に測量法が改正されて、平成14年4月1日から施行され、国土地理院発行の地図の緯度・経度の表示が世界測地系（）に基づいた表示となった。

（）日本でこれまで用いてきた緯度・経度の表示（日本測地系）は、世界測地系に基づく緯度・経度の表示と比較して、埼玉県付近では、緯度で約+12秒・経度で約-12秒（南東方向に約450m）の差があったが、これを世界測地系に合わせるものである。

(イ) 土地条件図

国土地理院が発行する2万5千分の1縮尺の地図（主題図）で、土地の微細な高低と表層地質を表す地形分類、低地の1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を表している。防災対策や地域開発などの計画策定に必要な土地の自然条件に関する基礎資料などに利用される。本県では、主に県南部及び県北東部で作成されている。

(ウ) 土地利用図

国土地理院で2万5千分の1縮尺、20万分の1の縮尺の地図の主題図として発行されている。2万5千分の1縮尺の地図は低地から丘陵にかけた地域で、現地調査及び空中写真等により、土地の利用状況を、都市の商業や工業などの機能区分、農地の利用区分、林地の植生区分など34区分に詳しく表している。また、20万分の1の縮尺の地図は4葉で全県をカバーし、国土数値情報・空中写真・関連官公庁の資料を加えて土地の利用状況を19の区分に別けて作成している。これらは国土の利用や保全に関する計画などの基礎資料などに利用され、昭和50年代に主に作成されている。

イ 数値地図

(ア) 数値地図

数値地図は、地図に表されている各項目の情報を数値化し、ベクトルデータ、ラスターデータ、メッシュデータなどのデータ形式でCD-ROMに収録し提供されている。

このうち、「数値地図2500（空間データ基盤）」は、近年、各分野で利用が進んでいる地理情報システム（GIS）を構築する際の最も基本的なディジタル図形データである。このデータは縮尺2千5百分の1図（一般に都市計画基図と呼ばれている）に表示されている行政区域・海岸線、道路中心線、鉄道、内水面、公共建物、測地基準点（三角点）などの7つの項目から構成されている。

数値地図に関する情報は <http://www.gsi.go.jp/MAP/CD-ROM/cdrom.htm> から入手できる。

資料2-19 数値地図

資料2-20 数値地図2500（空間データ基盤）の整備項目

(イ) 国土数値情報

国土数値情報は、国土情報整備事業の一環として、昭和49年度から国土地理院において、全国を対象に統一した基準に従って国土に関する地理的情報を数値化したものである。

なお、データは、財団法人日本地図センターを通じて購入することができるが、一部のデータについては、更新されたものも含めてインターネットにより国土交通省（国土計画局）のホームページから無償提供されている。

資料2-21 国土数値情報

(ウ) 細密数値情報（首都圏・中部圏・近畿圏）

細密数値情報は、大都市圏を対象に宅地等の利用・変化状況を把握

することを目的に整備された土地利用のデータを数値化している。データは、財団法人日本地図センターを通じて販売されており、10mメッシュ土地利用については、首都圏・中部圏・近畿圏のCD-ROM(15枚)が提供されている。(国土地理院の利用承認は不要)

資料2-22 細密数値情報(首都圏・中部圏・近畿圏)

(I) FDマップ

現在、国土地理院ではFDマップは提供していないが、FDマップを更新及び加工し、20万分の1程度の精度で全国をCD1枚にまとめた同様なデータが、財団法人日本地図センターから「JMCマップ」として発行されている。(なお、JMCマップの著作権は(財)日本地図センターにあり、他の数値地図とは扱いが異なる)

ウ 航空写真(空中写真)

(ア) 埼玉全県航空写真

埼玉県では、県土利用の状況把握や各種行政計画などの基礎資料として、また広く県民の利用にも供するため、昭和41年度に県下全域の航空写真撮影を実施して以来、昭和45年度以降は平成7年まで5年ごとの国勢調査に合わせ、測量法に基づく公共測量として撮影、県土の状況を記録し、県立文書館で閲覧に供している。(購入も可能)

これまで撮影してきた写真は、昭和55年度まではモノクロ写真で全県縮尺(2万分の1または1万2千5百分の1)、昭和60度以降はカラー写真で平地縮尺(8千分の1)山地縮尺(2万分の1)となっている。

資料2-23 埼玉全県航空写真

(イ) 国(国土地理院及び林野庁)撮影空中写真

国土地理院及び林野庁では、国土の地形・環境・土地利用状況などの把握や国土基図事業の基礎資料、広く国民の利用にも供するため、全国を対象に空中写真撮影を行っており、古くは昭和20年代から撮影されている地域もある。これらの基本測量で得られた様々な成果は、測量法に基づき一般向けに閲覧・販売もされている。

資料2-24 国土地理院撮影空中写真

エ 埼玉県立文書館(地図センター)

埼玉県立文書館内にある地図センターでは、埼玉県に関する各種地図や航空写真(空中写真)と、関連する図書類の所蔵・閲覧を行っている。

閲覧できる主な資料として、埼玉県・市町村で作成された各種地図、

国土地理院等国で作成された地形図、国土基本図、土地条件図、土地利用図等の各種地図、埼玉全県航空写真、国撮影空中写真、県内他機関所蔵古地図等（マイクロフィルム）、地図学・地理学・測量学等の分野の図書・定期刊行物等を備えている。

土地に関する個別的対策

1 都市計画関連施策

(1) 都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及び決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他の都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としており、都市地域における土地利用及び開発規制の中心法制として重要な役割を果たしている。

都市計画の理念としては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこととされている。

<都市計画法の改正について>

都市への人口集中の沈静化やモータリゼーションの進展など、都市をめぐる社会経済状況が大きく変化したことから、21世紀の「都市型社会」にふさわしい制度とするため、都市計画制度全般にわたって改正され、平成13年5月18日に施行された。

主な改正としては、市街化区域と市街化調整区域との区分（「区域区分」。「線引き」ともいう。）の県による選択制の導入（ただし、既成市街地、近郊整備地帯については、区域区分は義務付け）、市街化調整区域における開発許可に係る改正、準都市計画区域制度の創設などとなっている。

ア 都市計画区域の指定

都市計画区域とは都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の動向を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域である。

都市計画区域においては、都市計画で必要なものを定めるとともに、開発許可制度や建築基準法による建築確認制度の適用により、都市の健全な発展が図られ、無秩序な市街地形成の抑止に寄与する。

現在、46都市計画区域（41市29町）について、276,437haの都市計画区域が指定されており、県土の約73%に相当する。（図表2-9）

資料3-1 都市計画区域図

図表2-9 都市計画区域の指定状況

平成18年3月31日現在

県土全域		379,789ha(100.0%)
都市計画区域指定(都市地域)	276,437ha(72.8%)	未指定
区域区分あり	236,619ha(62.3%)	区域区分なし
市街化区域	市街化調整区域	
70,830ha(18.6%)	165,789ha(43.7%)	39,818ha (10.5%) 103,352ha (27.2%)

資料：県都市計画課

イ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域全域を対象とし、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。都市計画区域に係る都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定められることになる。

都市計画法改正（平成13年5月18日施行）により新たに創設されたもので、これまでの、区域区分を実施している都市計画区域に定められていた「整備、開発又は保全の方針」を拡充したものである。

現在、46都市計画区域の各都市計画区域マスタープランを策定中である。

ウ 市街化区域と市街化調整区域との区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域のうち無秩序な市街化の傾向の特に著しい区域について市街化区域と市街化調整区域に区分している（「区域区分」という）。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

区域区分については、昭和45年の当初決定以降、おおむね5年ごとに方針を定め、見直しを進めている。

近年、少子高齢化の進行や人口増加の停滞、モータリゼーションの進展及び都市をとりまく社会状況が変化してきている。

こうした状況から、平成15年6月に次のような「区域区分の見直しに関する基本方針」を定め、第5回目となる区域区分の見直し作業を行っている。

（ア）「環境と共生した、安全で安心して暮らし、快適に活動できる元気のある都市」の実現に向け、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用の推進を図る。

（イ）「暫定逆線引き」の制度を廃止し、これまで「暫定逆線引き地区」として位置づけられてきた地区については、地域の実情に応じて適切な土地利用の推進を図る。

- (ウ) 引き続き、既定の市街化区域の整備に重点を置くものとし、市街化区域の拡大に当たっては、市街化区域内における都市の再構築や生活環境の整備に寄与するものを優先的に取り扱う。
- (エ) 市街化区域の拡大は、原則として「予定線引き計画開発方式」の考え方により行う。
- (オ) 市街化区域内の土地について、現に市街化されておらず、今後とも営農が継続されることが確実など、市街地整備の行われる予定のない区域については、市街化調整区域に編入するものとする。

資料 1 - 23 市町村別都市計画区域の指定状況及び人口集中地区

(D I D) 面積

工 用途地域

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配慮による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制誘導する都市計画・建築規制制度であり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしてきた。

この用途地域制度は、昭和48年の指定以来、2回の定期見直しを行ってきたが、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正により、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域の種類が8種類から12種類に細分化された。

資料 3 - 2 用途地域等の指定状況

才 地区計画

用途地域や都市施設は、都市全体から見た土地利用の計画や骨格となる公共施設の配置などを定めている。例えば、用途地域で定められる制限は、全国一律で守らなければならない最低限のルールであり、また、建物の建築に適用される建築基準法は、個々の建物が満たされなければならない最低限の基準を定めている。従って、地区レベルの問題への対応や、地区を単位とした道路などの施設と建物との一体となった身近なまちづくりの手段に欠けていた。

そこで、地区レベルで住民の意向を反映しつつ、建物の用途、形態などについての制限や、地区の道路、公園などの公共施設の配置と規模などをきめ細かく定めることができる制度として、昭和55年の都市計画法及び建築基準法の改正により、地区計画制度が創設された。

平成18年3月31日現在、59市町村、326地区において地区計画の計画決定がされている。

力 開発許可制度

開発許可制度は、良質な宅地水準の確保、区域区分制度の担保の観点

から、開発行為を許可に係らしめるものであり、次のような開発行為をしようとするときは、公共公益施設等の一定の場合を除き、許可が必要となる。

(ア) 市街化区域：開発区域面積1,000m²以上の開発行為

(首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯：500m²以上の開発行為)

(イ) 市街化調整区域：開発区域の規模にかかわらず、すべての開発行為

(ウ) 非線引き都市計画区域：開発区域面積3,000m²以上の開発行為

(エ) 都市計画区域外：開発区域面積1ha以上の開発行為

資料1-16 開発許可状況

キ 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

平成13年5月に改正都市計画法が施行され、市街化調整区域における立地基準（都市計画法第34条第8号の3、第8号の4等）が新たに追加された。これにより、自治体においても開発許可に関する条例を制定することができるようになった。

これを受けて、埼玉県では都市計画法第34条第8号の3に基づく新たな条例（「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」）を制定し、平成14年4月1日から施行した。これにより、市町村の申し出により県が区域と用途を指定することで、住宅や小規模店舗等を立地することが可能になった。

さらに、これまで分家住宅など「開発審査会の基準」として運用してきた基準を見直すとともに、本県の市街化調整区域の実情に応じた開発許可の基準として県条例に追加し、改正条例として平成15年6月1日に施行した。この改正条例では、市町村の申出により、市町村の基本構想に基づく土地利用計画に位置づけられた区域と用途を県が指定することで、産業系施設を立地することが可能になる基準などが新設された。

例規

ク 市街化調整区域における計画開発の取扱方針

埼玉県では、昭和40年代前半からの人口急増期に生じた都市基盤整備の立ち遅れ等の問題を踏まえ、都市計画法第34条第10号イに該当する市街化調整区域における20ha以上の大規模開発を適正に誘導するため、昭和46年12月、「市街化調整区域における大規模開発の取扱方針」を定め、立地指導を行ってきた。

昭和48年5月、更なる人口の増加傾向に加えて、市街化調整区域内の投機的な土地の買占め及び地価上昇の進展から、乱開発の防止及び人口の抑止を目的として、線引き凍結宣言を行った。さらに、昭和51年からの第1回線引き見直しでは、市街化区域の拡大を最小限にとどめることを基

本方針とし、併せて、市街化調整区域における大規模開発については、抑制することとした。

しかし、首都圏に位置する本県にあっては、大幅な人口増加が避けられない見通しであり、一方、住宅及び宅地の供給は、地価の高騰から今後さらに減少することが予測された。この様な状況のもとで、低廉で良質な住宅及び宅地の供給を図る必要に迫られ、市街化調整区域の大規模開発であって、県及び市町村の施策等に適合する計画的な開発については、土地利用を混乱させない範囲において許容していくこととした。

また、計画的な開発を許容するに当たっては、土地利用計画と整合し、人口の計画的な定着が図られる「計画開発」について認めていくとともに、開発許可と線引きの手続きを連動させ、市街化区域への編入条件が整った時点で都市計画法第34条第10号イを適用して開発を許可し、その開発区域において良好な市街地の形成が見込まれた段階で市街化区域に編入する「予定線引き計画開発方式」を基本とすることとした。

そこで、昭和56年6月、この「方式」を基本として、「市街化調整区域における大規模開発の取扱方針」を見直し、「市街化調整区域における計画開発の取扱方針」を定め、施行した。

昭和58年5月には、都市計画法施行令の改正により、市街化調整区域における大規模開発について、区域、目的等を都道府県が規則で定めることにより、開発規模を5haまで引き下げることができることとなった。

一方、県内では、高度情報化社会を迎えて急速な産業構造の変化に対応するため、地域産業の振興や県内技術の高度化に貢献し得る先端技術産業及び産業の発展の基礎となる研究開発施設の誘致、県内企業の流出防止対策の促進など県内産業の総合的振興を図る中で就業機会の確保を図るとともに、産業全般の活性化を高め、魅力ある地域社会を形成することが必要とされていた。また、県内に居住する就業者の動向については、産業の発展に伴う地域的な増加が見込まれるので、これらに合わせた住環境の整備が必要とされた。

このことから、昭和60年10月、取扱方針の趣旨を踏まえ、次のとおり開発規模を引き下げることとし、規則の制定及び取扱方針の改定を行った。

(ア) 工業系土地利用については、市街化区域隣接地に限り開発規模を5haに引き下げるものとした。ただし、先端技術産業及び研究開発施設については、土地利用等を混乱させない範囲で5ha以上 の飛地開発を認めるものとした。

(イ) 住宅系土地利用については、県南地域の人口流入抑止基調を維持し、県北地域を中心とする地域産業振興の観点に立って、市街化区域内の整備状況などの地域の実情を把握した上で、地域を限定し、市街化区域隣接地の開発規模を5haに引き下げるものとした。

平成11年4月には、バブル崩壊以降の長引く不況の中、企業立地を促進し、新たな雇用の創出と地域の活性化を図るため、工業系土地利用について、次のとおり取扱方針の改定を行った。

(ア) 飛地において5ha以上で立地できる施設の対象を、先端技術産業以外(地域振興に寄与する工場等)にも拡大するものとした。

(イ) 飞地において公的機関が行う工業団地開発の面積要件を、20haから5haに引き下げるのこととした。

一方、商業系土地利用については、従来、商業施設が住宅地と一緒に市街地に整備されるべきとのまちづくりの考え方や交通渋滞の発生など生活環境への影響が懸念されることなどから、取扱方針の対象外としてきたところであるが、モータリゼーションの進展や消費者の生活様式の変化などを背景に、地域の活性化を図るために市街化調整区域に大規模な商業施設を立地したいとする市町村の要望が多く寄せられてきた。

このような社会情勢を踏まえて、平成14年4月、市町村の振興に寄与するとともに、地域の生活環境やまちづくりに配慮された開発計画に限り対象とすることとし、取扱方針の改定を行った。

その後、「埼玉県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」が施行され、新たな開発許可基準(法第34条第8号の3及び第8号の4)の策定により、取扱方針における5haから20haの開発行為についても対応できることとなった。

このため、平成15年4月に取扱方針の開発規模5haから20haに係る部分を削除する改定を行った。

ケ 区域区分が定められていない都市計画区域における大規模開発の取扱方針

市街化区域と市街化調整区域の区域区分がなされていない、いわゆる非線引き都市計画区域における開発については、都市計画法上の立地規制がないため、「計画なきところ開発なし」という県土利用の基本理念を踏まえ、平成3年12月1日から「区域区分が定められていない都市計画区域における大規模開発の取扱方針」を施行し、開発規模が5ha以上の開発計画を対象とし、県土の適切な利用を図ってきた。

その後、「市街化調整区域における計画開発の取扱方針」との整合を図るため、開発規模を20ha以上とする改定を行い、平成16年4月1日から施行した。

(2) 都市地域に係る諸計画

ア 市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)

市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)は、平成4年6月の都市計画法改正により制度化されたもので、市町村が定

める都市計画のよりどころとなる計画である。

その役割は、市町村の将来あるべき姿を明確にするとともに、長期的なまちづくりの基本方針として個別計画の整合性を確保することである。

平成18年3月31日現在、都市計画区域内の69市町のうち、45市町が策定済である。

イ 市街地整備基本計画

この計画は、公共投資を計画的かつ効率的に執行するため、道路、公園、下水道及び河川などの根幹的な都市施設整備と土地区画整理などの面的整備を総合的に調整し、市街地整備のマスタープログラムとして策定するものである。

本県では、昭和52年度から昭和60年度までに策定済みであるが、その後は市町村において本計画の見直しを行っている。

ウ 埼玉県第八期住宅建設五箇年計画

この計画は、住宅建設計画法に基づき、「埼玉県における住宅の建設に関する総合的な計画を策定し、その適切な実施を図ることによって、生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的として定めるものである。

計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間であり、平成14年3月に策定した。

計画において、居住水準や住環境水準等の目標を定めるとともに、住宅建設戸数や公営住宅等の公的資金による住宅整備戸数の見込みを定めるものである。

資料1-17 住宅地面積の推移

エ 埼玉県住宅・宅地供給計画

埼玉県住宅・宅地供給計画は、居住環境の良好な住宅・宅地の供給を図っていく必要性から、土地の有効利用による住宅の供給及び住宅市街地の整備などを総合的に推進していくため、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき平成3年に策定され、その後、平成18年3月に変更されたものである。

対象地域は、首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯並びにその周辺の密接関連地域の61市町であり、計画期間は、平成8年度から平成17年度までの10年間とし、基本フレームを住宅建設戸数87万戸（うち新設52万戸、建替え35万戸）、宅地供給7,100haとしている。

計画では、「豊かな環境を備えた安全で快適な住生活をすべての県民が享受できるようにする」ことを基本理念とし、次の目標を掲げている。

居住水準や住環境水準の向上（平成22年を目指して住宅一戸当たり

の平均床面積95m²を目指す。)

適正な負担による良質な住宅の確保

環境と人にやさしい住宅と住宅市街地の形成

災害に対して安全で安心して暮らせる住宅と住宅市街地の形成

これらの目標を実現するため次の方針のもとで施策を推進している。

公的主体による先導的、計画的な供給の推進

民間の良質な住宅・宅地供給の適正な誘導・支援

まちづくりと連携した住宅市街地の総合的な整備

重点的に住宅・宅地供給を図るべき対象（高齢者・障害者などの社会的弱者、比較的居住水準の低い中堅所得者）

また、地域の立地、土地利用の状況から住宅・宅地の計画的供給を図るべき地域で、計画期間内に優先的かつ重点的な措置を講じ、相当量の良質な住宅・宅地の供給が見込まれるおおむね5ha以上の地域を重点供給地域として位置付け、345地域、地域面積16,014haを指定している。

併せて、重点供給地域以外の居住地整備促進型に類型される地域で、当面10年間の事業化は不確定であるが、改善の必要性が高い地域を重点誘導地域として36地域、地域面積1,274haを指定し、その整備方向の検討を進めることとしている。

資料3-3 地域別住宅・宅地供給フレーム

資料3-4 重点供給地域の概要

資料3-5 重点誘導地域の概要

才 土地利用転換推進計画

この計画は、大都市地域等の市街化区域内において、相当規模の土地利用の転換が予想される区域（例えば、農地や低・未利用地等が多く残存する区域）及びその周辺地域について必要な宅地の供給及び土地利用の適正化のため、土地利用の転換を適切に誘導することを目的とした計画である。本県では、昭和60年に上尾市上平地区において本計画に基づく農住組合による土地区画整理事業が完了している。

(3) 都市地域に係る諸事業

ア 農住組合

農住組合とは、農住組合法に基づき、市街化区域内農地の所有者等が共同して必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ、当該農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換する事業を行うために設けられる組織であり、その事業を通じて、組合員の経済基盤の確保と住宅の供給拡大を図ることを目的としている。

組合が設立できる地域は、既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域又は地方拠点都市地域を含む都市計画区域に限られ、本県では67市町村

が該当する。

昭和57年4月に上尾市上平農住組合（平成14年解散）が全国に先駆けて設立されたのを筆頭に、さいたま市山崎地区（昭和61年）、さいたま市土呂地区（昭和62年）、狭山市柏原地区（平成元年）、川越市豊田新田地区（平成5年）（平成11年解散）で農住組合が設立されている。

なお、組合の設立申請期限は平成23年5月19日までとなっている。

イ 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整理事業法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいい、市街地の計画的な整備のための有効な手法となっている。

平成18年3月31日現在、375地区16,210.4haが施行済、160地区7,683.9haが施行中であり、これらは市街化区域の約34%に相当している。

資料3-6 土地区画整理事業の施行状況

ウ 市街地再開発事業

この事業は、都市再開発法に基づき、土地の利用状況が著しく不健全な既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる建築物及び建築敷地の整備等の事業をいい、都市の核となるべき市街地の形成のための有効な手法となっている。

平成18年3月31日現在、40地区46.3haが施行済であり、15地区30.7haが施行中である。

資料3-7 市街地再開発事業等の施行状況

エ 住環境整備に関する事業

この事業は、老朽住宅が密集していたり、小規模敷地が連なり公共施設が不足している住宅市街地において、住環境の改善を図ることを目的としており、住宅建設と併せて地区の整備を総合的に行うものである。

全面改善型事業として、住宅地区改良事業、修復型事業として密集住宅市街地整備促進事業などがある。

これまでに、鳩ヶ谷市前田地区、さいたま市氷川地区で住宅地区改良事業が完了し、加須市志多見地区で小規模集落改良事業が完了した。

また、密集住宅市街地整備促進事業においては、上尾市仲町愛宕地区が平成12年度に完了し、富士見市鶴瀬東地区が平成16年度に完了した。

オ 都市公園の整備

都市公園は、従来からのレクリエーション施設としての利用のみならず、市街地の秩序ある発展を図るために、都市の骨格を形成し、良好な都

市景観を生み出す施設として、また、自然とのふれあいを通じての豊かな人間形成に寄与し、さらには、都市防災に資するといった複合的な効果を有する都市の根幹的施設である。

平成17年3月31日現在の整備状況は、国営公園が1箇所、県営公園が28箇所、市町村営公園が3,970箇所あり、これらの面積は4,228.92haである。

資料3-8 国・県・市町村別都市公園整備状況

2 農業地域関連施策

(1) 農業振興地域の整備に関する法律

農業地域における土地利用及び開発等についての規制の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）及び後述する農地法である。農振法は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図る地域について、地域整備に必要な施策を推進し、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な土地利用に寄与することを目的としている。

ア 農業振興地域及び農用地区域の指定

本県では76市町村について、167,641haを農業振興地域に指定している。これは県土の44%に当たり、そのうち41%に当たる68,177haが農用地区域に指定されている。（図表2-10）

なお、国や県が行う農業施策は、この農業振興地域に集中的に実施することにしている。

資料1-6 県内市町村の土地利用規制状況

1-7 耕地面積の推移

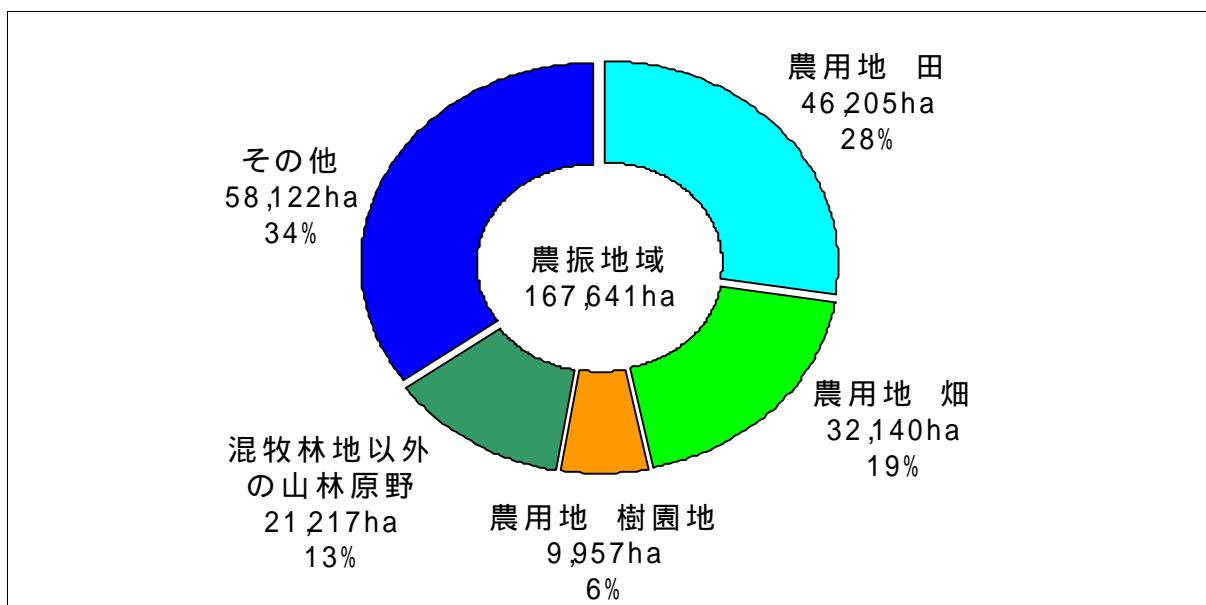
イ 農用地区域内の土地利用の規制

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について定められたものであり、農用地区域内の農地等は、宅地等への転用が認められない。

ウ 土地利用についての勧告

農用地区域内の土地が、農用地利用計画で指定された用途として使われない場合、市町村長は、指定どおりに使うよう勧告できる。

図表2-10 農振地域の現況地目面積(平成17年3月)



資料：県農業政策課(農業振興地域管理状況調査、平成17年3月31日)

(2) 農地法

農地法は、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的としており、土地利用規制に関しては、農地の農地以外への転用については、知事（転用面積が4haを超えるものについては農林水産大臣）の許可制とすること、農地又は採草放牧地の所有権を移転し、又は、地上権等使用及び収益を目的とする権利を設定する場合は、市町村農業委員会又は知事の許可制とすることなどを定めている。

(3) 集落地域整備法

都市地域と農業地域とが重複し、かつ、良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、集落地域整備法（昭和63年3月施行）を適用して、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた計画的な整備を図るものである。

(4) 農業農村整備事業

農業農村整備の実施により農業の生産性の向上や、経営規模の拡大、担い手の育成確保等の構造政策を推進し、併せて農村の生活環境整備及び農村の保全と管理を推進し、農業・農村の健全な発展を図っている。また、土地改良法の改正により事業は次の3つの大きな柱を中心に「環境との調

和への配慮」をふまえた上で推進している。

「農業生産基盤の整備」(用排水施設の整備・ほ場の整備等)

「農村の生活環境整備」(農道の整備・農村の総合整備・農村の環境整備等)

「農地等の保全と管理」(農地の防災保全・施設の維持管理等)

本県における水田の基盤整備状況を見ると、農業振興地域農用地面積43,601haに対し21,407haが整備され、その整備率は約49%（平成16年3月31日現在）となっている。

また、平成14年度における全国平均の水田整備率は、60%となっている。整備率が低い理由の一つには、昭和30年代以前に整備された10a区画の水田があり、この再整備の遅れがあげられる。

今後は、農地の利用集積を進め担い手による農業の実現を図るため、地域の営農条件・地域環境に配慮した低コストなほ場整備の推進が一層必要となっている。

3 森林地域関連施策

(1) 埼玉県森林・林業長期ビジョンの策定

本県の森林・林業を取り巻く社会経済情勢は、木材価格の低迷などによる林業収益性の低下や、山村の過疎化・高齢化等により林業生産活動の停滞が生じ、森林の有する公益的機能に支障を及ぼすことが懸念されている。

また、地球温暖化防止など環境問題に果たす役割への県民の期待も高まっている。

このため、長期的な展望のもとに「豊かな森林づくり」を進めていくため、「森林(もり)と共に生きる」の基本理念のもと、平成12年3月に埼玉県森林・林業長期ビジョンを策定し、新たな森林政策運営の長期的指針として位置づけている。

(2) 森林法における土地利用に関する制度

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。土地利用に関しては、森林計画の樹立（森林計画制度）、地域森林計画対象民有林区域内の開発行為の規制（林地開発許可制度）、並びに保安林、保安施設地区の指定及びこれらの区域内での開発行為の規制（保安林制度）などを定めている。

ア 森林計画制度

森林計画制度には、農林水産大臣が全国の森林について森林の整備及び保全の推進に関する基本的事項を定める全国森林計画、知事が民有林について森林の整備及び保全の基準や指針等を定める地域森林計画及び市町村

が具体的な森林施業の方法等を定める市町村森林整備計画がある。

このうち地域森林計画は、知事が全国森林計画に即して5年ごとに10年を1期として定めるもので、本県では、埼玉地域森林計画がたてられている。計画の内容は、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、立木の伐採に関する計画、造林に関する計画、森林管理道の開設及び改良に関する計画、森林の土地の保全に関する計画などである。

市町村森林整備計画は、本県では地域森林計画対象森林が存在する58(平成17年3月31日現在)の市町村で策定されており、伐採及び伐採後の造林届出書の受理の基準となっているなど、個別の森林施業の規範となる計画である。

資料3-9 市町村別森林及び自然公園、県自然環境保全地域指定の状況

資料3-10 森林面積の推移

イ 林地開発許可制度

保安林を除く地域森林計画対象森林では、1haを超える土地の形質変更を行うときには、知事の許可が必要となっている。許可に当たっては、森林の公益的機能を維持するため、土砂の流出・崩壊等災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から、許可基準に照らし、慎重に審査される。

また、許可条件が付され、この条件に違反した場合には、中止、復旧を命ぜられることがある。

資料3-11 林地開発許可状況

ウ 保安林制度

この制度は、保安林及び保安施設地区の指定、開発等行為の制限、保安林機能の強化を柱としており、特にとが土地利用に関するものである。

保安林及び保安施設地区の指定は、水源のかん養、土砂崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成等の特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣(一部知事)によって指定される。これらの地域内では、知事の許可がなければ、立木の伐採、家畜の放牧、開墾、その他の土地の形質を変更する行為ができず、特に、保安林の転用は厳しく規制され、農林水産大臣(又は知事)による保安林指定の解除が必要である。

資料3-12 保安林の種類別面積

資料3-13 保安林種別保安林解除実績

4 自然公園地域関連施策

(1) 自然公園の指定

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するため、自然公園法及び埼玉県立自然公園条例により自然公園を指定している。

自然公園には、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類がある。これらの公園のうちで、特に風致景観を維持する必要性の高い地域を特別地域に指定している。

現在、国立公園が1か所、県立自然公園が10か所指定されており、自然公園区域は、124,582ha（平成17年3月31日現在）で県土の32.8%を占めている。

資料3-9 市町村別森林及び自然公園、県自然環境保全地域指定の状況

資料3-14 自然公園一覧

(2) 自然公園区域内における土地利用の規制

自然公園特別地域内では、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、鉱物土石の採取、土地の開墾や土地の形状を変更する場合等は、国立公園では環境大臣又は知事、県立自然公園では知事の許可を受けなければならない。

自然公園普通地域内では、一定規模を超える工作物の新・改・増築、鉱物土石の採取、土地の形状を変更する場合等は、知事に届け出なければならない。

資料3-15 自然公園内許可及び届出等状況（平成16年度）

5 自然環境保全地域関連施策

(1) 自然環境保全地域の指定

自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、すぐれた天然林、特異な地形・地質等の区域、動植物等の自生地などで一定規模以上のものについては、自然環境保全法及び埼玉県自然環境保全条例により、自然環境保全地域として指定している。

この法律と条例は、土地利用に関し、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域内の土地利用の規制等を定めている。

本県においては、自然環境保全法による原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はなく、埼玉県自然環境保全条例による県自然環境保全地域の指定がなされており、そのうち特に重要な地域は、特別地区に指定されている。

県自然環境保全地域は、518haである。

資料3-9 市町村別森林及び自然公園、県自然環境保全地域指定の状況

資料3-16 埼玉県自然環境保全地域一覧

(2) 県自然環境保全地域内の土地利用の規制

県自然環境保全地域のうち、特別地区では、建築物の新・改・増築、宅地の造成や土地の開墾など土地の形質の変更、鉱物土石の採取、木竹の伐採等を行う場合は、知事の許可を要し、普通地区では、一定規模を超える建築物の新・改・増築、宅地の造成や土地の開墾など土地の形質の変更、鉱物土石の採取等を行う場合は、知事への届出を必要とする。

6 緑地保全関連施策

(1) 首都圏近郊緑地保全法

首都圏の近郊整備地帯における緑地の保全、無秩序な市街化及び市街地の拡大等の防止を目的として、良好な自然環境を形成している樹林地などを首都圏近郊緑地保全区域に指定している。

近郊緑地保全区域内では、土地利用規制を受ける。

資料3-17 近郊緑地保全区域の指定状況

(2) 都市緑地法

都市における緑地の適正な保全のために、都市計画区域内において、良好な自然的環境を形成している緑地のうち重要なものについては、都市計画に特別緑地保全地区を定めている。

特別緑地保全地区内では、土地利用規制を受ける。

資料3-18 特別緑地保全地区の指定状況

(3) 生産緑地法

市街化区域内にある農地等で、公害や災害の防止、都市環境の保全など、一定の条件を満たす一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めている。

生産緑地地区内では、土地利用規制を受ける。

資料3-19 生産緑地地区の指定状況

(4) ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

緑の保全及び創出に関する必要な事項を定め、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りあるものとすることを目的として、平成17年10月に改正条例を施行した。

ア ふるさとの緑の景観地等の指定

ふるさとの緑を保全するために特に必要がある場合、知事が「ふるさ

との緑の景観地」を指定している。また、改正前の条例により指定された「ふるさとの森」とび「ふるさとの並木道」がある。

イ 指定区域内における行為

「ふるさとの緑の景観地」内で、一定規模の建築物などの新・改・増築、木竹の伐採、土地の形質変更等を行う場合は、知事への事前届出を必要とし、「ふるさとの森・並木道」内で木竹又は指定樹林の伐採等を行う場合は、市町村長への事前届出を必要とする。

資料3-20 ふるさとの緑の景観地等の指定状況

7 見沼田圃の保全・活用・創造

(1) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針

県中央部のさいたま市、川口市を流れる見沼代用水東縁と見沼代用水西縁の間に1,260haに及ぶ見沼田圃があり、従来、主として治水上の観点から見沼三原則（昭和40年3月5日見沼田圃農地転用方針）によりその保全が図られてきた。

しかし、近年、遊水機能の保持とともに、県南部の大規模緑地空間としてその役割が見直されており、また、営農環境の変化などから開発圧力も増大してきている。

このようなことを踏まえ、見沼田圃の土地利用の在り方について、県、関係市、議会の代表、農業団体の代表、学識経験者などで協議を重ね、見沼三原則に代わる新たな土地利用基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」を策定し、平成7年4月1日から施行している。

この基本方針では、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図っていくことを基本的方向としているほか、行政は、河川改修事業や農業振興策の推進、土地の買取りなどに努めることとされている。

また、見沼田圃内で可能な土地利用を具体的に定めるとともに、個別の土地利用案件を審査するため、土地利用連絡会議と土地利用審査会を設置している。（図表2-11）

資料4 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針

図表2-11 見沼田圃土地利用申出状況 単位：件

年 度	申出件数	審 査 結 果		
		承 認	不承認・取下げ	未決
平成11年	64	64	0	0
12年	64	64	0	0
13年	60	58	2	0
14年	90	88	2	0
15年	41	40	1	0
16年	8	7	1	0

資料：県土地水政策課

注1：平成16年度は、平成16年12月末現在までの状況

注2：土地利用調整会議において処理する土地利用案件は、平成15年6月から原則として申請窓口をさいたま市と川口市としたので、平成15年度からの申出件数には含まれていない。

(2) 見沼田圃公有地化推進事業

この事業は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づくもので、見沼田圃内の土地の買取りや借受けを行うことにより、荒れ地化した土地を解消するとともに、新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的に平成10年度から実施している。(図表2-12)

買取りや借受けは、「さいたま環境創造基金（見沼田圃分）」を活用し、基本方針により土地利用が著しく制限される場合や、相続の開始などによりこの基本方針にそぐわない土地利用が行われるおそれがある場合に行う。

事業の特徴として、次の点が挙げられる。(図表2-13)

農地は、農地として買取り、借受けを行う。

公有地化した土地は、農林公社や住民団体などを積極的に活用し、できる限り県民参加を図りながら利用管理する。

図表2-12 見沼田圃公有地化事業の実績

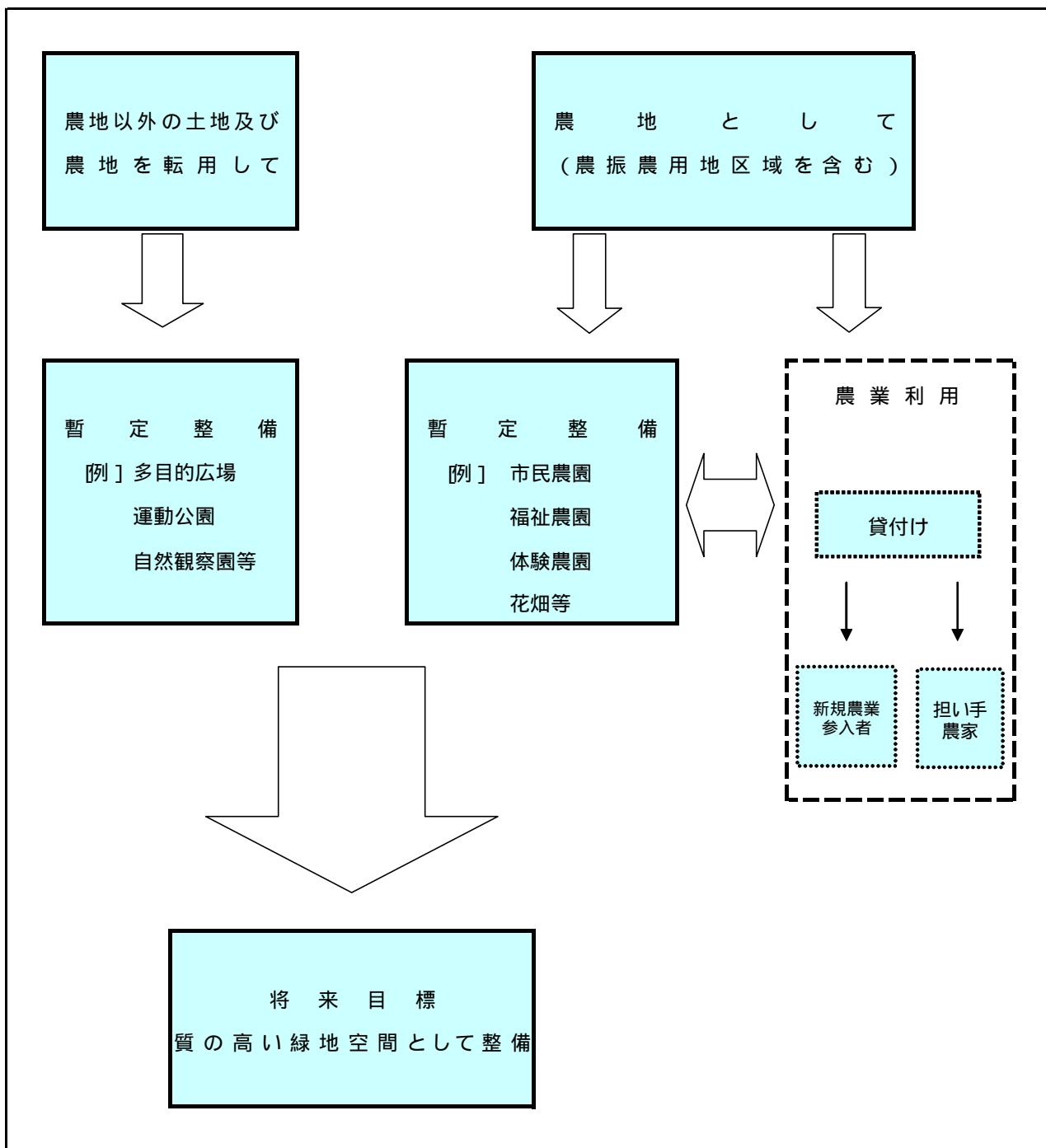
(平成16年12月現在 単位：)

	川口市	さいたま市	合 計
買 取 り	17,099.47	114,861.20	131,960.67
借 受 け	14,800.20	66,335.09	81,135.29
合 計	31,899.67	181,196.29	213,095.96

資料：県土地水政策課

図表 2 - 13 公有地化事業フロー図

図表 2 - 13 公有地化事業フロー図



資料：県土地水政策課

8 三富地域に関する取組について

(1) 背景・経過

武蔵野の雑木林に代表される埼玉県の都市近郊緑地は、生活文化を示す貴重な拠点であるとともに、都市住民の憩いの場所として、また、防災機能としてなど、その重要性が増しており、保全・活用を求める声が年々大きくなっている。特に、三富新田とその周辺地域（以下、「三富地域」という。）は、農地と平地林が一体となった見事な景観を保ち、昔ながらの武蔵野の面影を今に伝えているとともに、平地林の落ち葉を堆肥として利用する循環型農業が、農家の方々の手によって、今なお引き継がれている。

しかし、生活形態の変化により、薪炭林としての利用や肥料となる落ち葉の供給源等の役割が減少したことに伴い、この地域の平地林は荒廃や減少が進み、緑地に対する様々な土地需要が土地利用の混乱や地域秩序の喪失を引き起こしている。

そのため、三富の農地や平地林をかけがえのないものとして、次世代に継承するとともに、様々な課題に対処する必要が生じてきた。

(2) みどりの三富地域づくり懇話会

そこで県では、様々な観点から地域の価値や魅力の再発見を行い、行政と地域住民や民間団体が連携して、豊かな自然環境を活かしながら、安全で生き生きとした地域を創造・形成するため、平成11年11月に「みどりの三富地域づくり懇話会」を設置し、農業・環境・文化など様々な面から議論を行い、平成13年4月に意見を取りまとめて知事へ提言された。

提言では、4つの柱からなる32の施策が示された。

緑豊かな環境の推進 武蔵野の面影を次世代へ 9施策

三富農業の振興 循環型農業を核として 10施策

歴史・文化の発信・継承 三富の魅力を全国に 5施策

新しい地域づくりの促進 先駆的モデル地域の実現のために 8施策

(3) みどりの三富地域づくりの推進

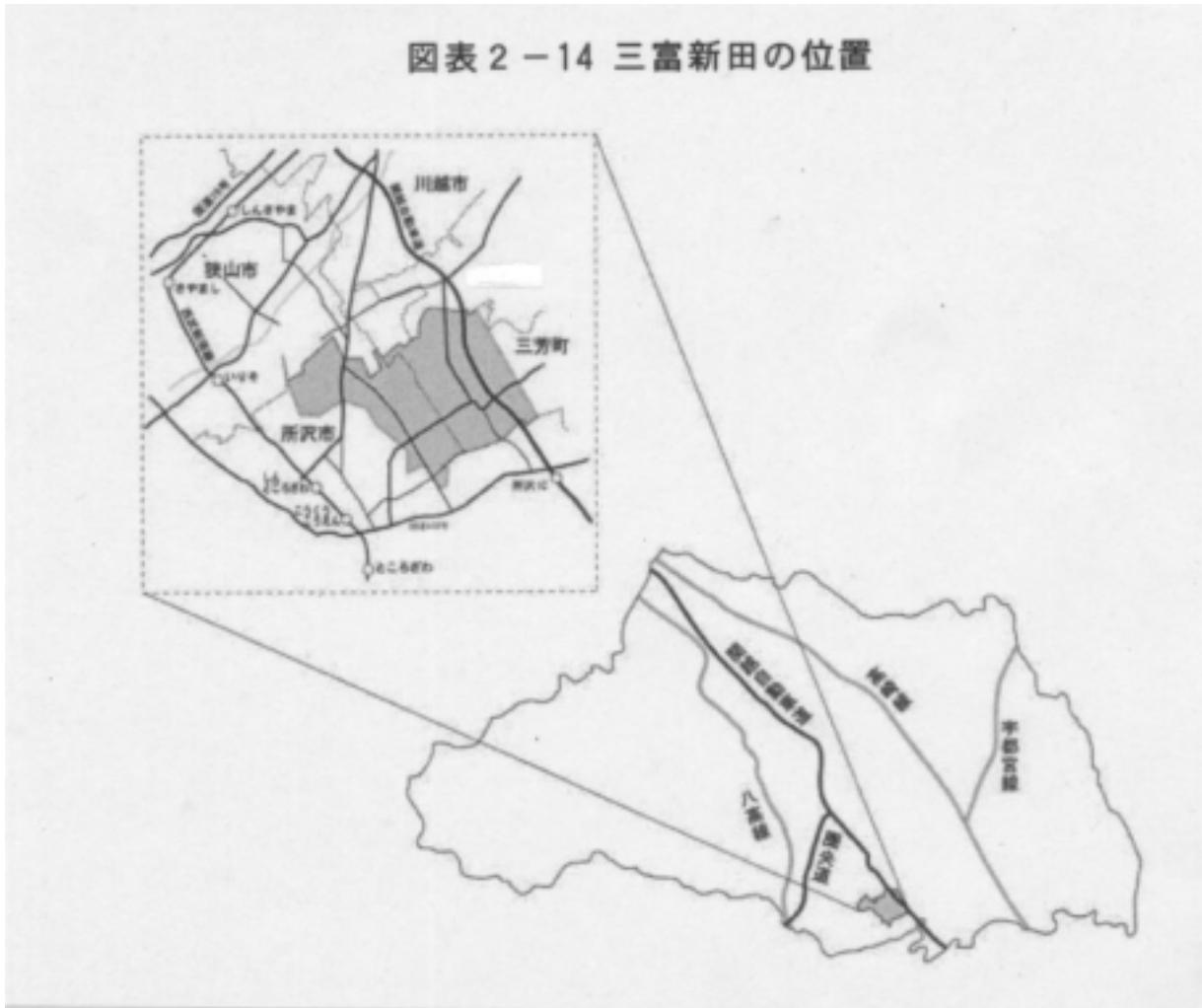
この懇話会の提言を踏まえ、府内関係部局で構成する三富地域づくり推進会議や県と地元5市町で構成するみどりの三富地域づくり行政連絡会議を設置し、府内関係部局及び地元5市町と相互に連携を図りながら、緑豊かで活力あふれる三富地域づくりに取り組んでいる。

特に、環境防災部を中心に、くぬぎ山地区（川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる樹林地）において、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的に自然環境を保全・再生・創出などをしていく取組や、農林部を中心に、長い歴史が育んできた平地林を活用した農業を未来へ継承することを目指した取組みなどを行っている。

一方、国においても、平成13年12月に都市再生本部が決定した都市再生プロジェクトの一環として、首都圏の自然環境のあり方について、関係省庁及び関係都県市からなる協議会を設置し、取りまとめた「首都圏の都市環境のインフラのグランドデザイン」の中に、保全すべき自然環境として位置づけられるとともに、文化庁が平成15年6月に発表した「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告」の中で、重要地域として選定されるなど、都市近郊にある三富地域の「みどり」が重要であることの認識が深まり、注目されてきている。

今後、国、県、市町が相互に連携を図りながら、地域農業者や地域住民などとの協働による三富地域づくりを進めていく。

図表2-14 三富新田の位置



図表 2 - 15 三富新田の開拓地割

三富新田を通る幅6間の道路の両側には、間口が40間（約72m）、奥行き375間（約675m）の短冊状に整然と区画された土地が広がっています。

区画は、道路に面した部分を屋敷地として、次に農地、いちばん後方に平地林としています。屋敷地の周囲には、けやき、杉、竹、ヒノキなど様々な樹種を植え、防風の役目とともに、日々の暮らしの中で、生活用具や木材として利用してきました。

区画された土地の中にある平地林では、ナラや赤松などが育てられ、燃料として利用する薪や、農業に欠かせない堆肥（肥料）となる落ち葉の供給源として農民の生活に根付き、堆肥づくりは今なお続いている。



資料：県土地水政策課

9 その他の施策

(1) 環境影響評価

環境影響評価とは、環境に著しい影響を及ぼすと思われる事業を行う場合、その事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、住民等の意見を聴いて、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避、低減するよう工夫していくためのプロセスである。

本県では、昭和56年から要綱により環境影響評価を実施してきた。その後、平成6年12月には「埼玉県環境影響評価条例」を制定し、平成7年12月から施行した。

また、平成10年12月に環境影響評価法との整合を図るなどの条例改正を行い、平成11年6月に法と同時施行した。

さらに、政策や計画の策定段階で環境への配慮を組み込むシステムである戦略的環境アセスメントを制度化し、平成14年4月から「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」に基づき、制度を運営している。

(2) 総合治水対策

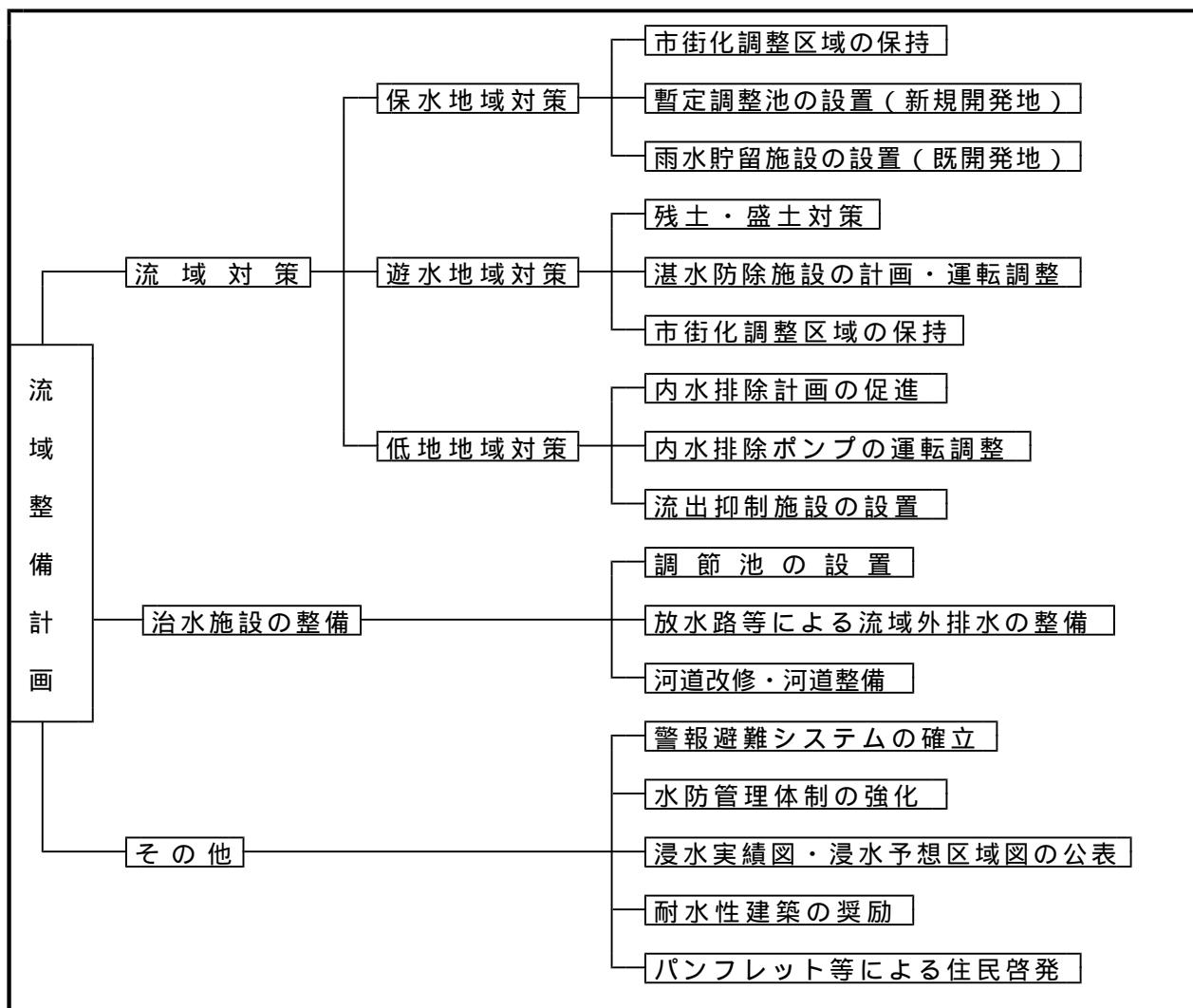
昭和30年代以降、スプロール的に広がった急速な都市化の進展は、本来自然の保水、遊水機能を有していた農地等を宅地化させ、少しの降雨でも水害を生じさせる、いわゆる都市型水害の危険性を増大させた。

特に都市化の進展が著しく、治水安全度を早急に向上させる必要がある新河岸川流域及び中川・綾瀬川流域では、国土交通省及び流域内地方公共団体からなる総合治水対策協議会において流域整備計画を策定し、時間雨量50mm程度の降雨に対する治水上の安全を確保するために、治水施設の整備だけではなく、河川流域が従前より有していた保水、遊水機能の維持・確保を図る流域対策を含めた総合治水対策を実施している。

総合治水対策のシステムは、おおむね次図のとおりである。土地利用との関連においては、無秩序な開発を防止するほか、土地の自然特性を損なわない利用（開発を実施する場合は雨水流出抑制施設を設置する等）をしてもらうことが必要である。（図表2-16）

また、両流域では、浸水実績図及び浸水予想区域図が公表されている。

図表2-16 総合的な治水対策システム



資料：県河川砂防課

土地利用調整

1 土地利用計画調整会議

県土の適正な土地利用を図るため、昭和52年1月1日から、地域政策局長外30課所長で構成する土地利用行政推進会議において、土地利用計画の策定及び改定等に係る事項、市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域等の県土利用に大きな影響を及ぼす区域等の設定に係る事項、県土の計画的土地利用に大きな影響を及ぼす大規模な開発計画に関することについて審議されてきた。

また、土地利用行政推進会議及び都市計画行政推進会議における土地利用に係る審議事項のうち、大規模な開発計画など土地利用に及ぼす影響が大きい事項をあらかじめ整理するほか、市街化調整区域における土地利用の調整等を図るため、昭和56年6月23日、土地利用調整会議を設置した。

その後、県行政のスリム化と会議手続きの迅速・効率化を図るため、土地利用行政推進会議と土地利用調整会議を整理統合し、平成16年4月1日に土地利用計画調整会議を設置した。

資料4 土地利用計画調整会議要領

2 ゴルフ場等の造成事業に関する指導

ゴルフ場等の造成事業（ゴルフ場、レジャー施設、墓園その他これらに類する施設で10ha以上のもの）については、自然環境の保全及び災害防止の観点から「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」（昭和48年2月26日施行）に基づき、立地指導を行っている。

ゴルフ場については、昭和60年の総量規制基準導入、昭和64年の原則凍結を経て、平成5年4月1日からは、県や市町村が主体となるものも含め、新規立地を全面的に凍結している。

また、造成中のゴルフ場の監督指導については、平成3年3月に「ゴルフ場造成工事の適正指導連絡会議」を設置し、関係部局の連携による指導の強化を図っている。

総量規制（昭和60年11月15日）

昭和50年代後半からゴルフ場の立地希望が増え、県土の環境保全への影響が懸念されたため、河川敷ゴルフ場を除く県内のゴルフ場面積を県土面積のおおむね2%とするガイドライン及びゴルフ場面積を市町村面積の10%以内とする等の総量規制基準を定めた。

原則凍結（昭和64年1月1日）

昭和63年末をもってゴルフ場面積が県土のおおむね2%に達する見込みとなったため、河川敷、未設置市町村、総合保養地整備法重点整備地区内

を除き、ゴルフ場造成事業申出書の市町村受付を停止した。

全面凍結（平成5年4月1日）

県土の適正な利用の確保、自然環境保全及び災害防止を図るため、ゴルフ場造成事業申出書の市町村受付を全面的に停止した。

資料1 - 22 ゴルフ場開設動向

資料4 ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱
ゴルフ場の立地指導について

第3 資 料 編

1 - 1 市町村別人口・面積

	面 積 (km ²)	平 成 12 年							平成7年～12年		平成17年 推計人口 (人)
		一般世帯 (世帯)	総 数 (人)	男 (人)	女 (人)	人口密度 (人 / km ²)	比率 (%)	面積	人口	増減数 (人)	増減率 (%)
県 計	3,797.25	2,470,487	6,938,006	3,500,224	3,437,782	1,827.1	100	100	178,695	2.6	7,053,689
1 川越市	109.16	117,582	330,766	167,514	163,252	3,030.1	2.87	4.77	7,413	2.3	333,765
2 熊谷市	137.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	191,109
3 川口市	55.75	178,778	460,027	235,011	225,016	8,251.6	1.47	6.63	11,173	2.5	479,986
4 さいたま市	217.49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,176,269
(浦和市)	-	(185,934)	(484,845)	(245,247)	(239,598)	(6,860.7)	(1.78)	(6.99)	(31,545)	(7.0)	-
(大宮市)	-	(168,200)	(456,271)	(229,351)	(226,920)	(5,105.4)	(2.25)	(6.58)	(22,516)	(5.2)	-
5 行田市	61.55	27,744	86,308	42,685	43,623	1,402.2	1.62	1.24	138	0.2	84,720
6 秩父市	577.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70,556
7 所沢市	71.99	120,903	330,100	165,749	164,351	4,585.4	1.90	4.76	9,694	3.0	336,081
8 飯能市	193.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,860
9 加須市	59.40	21,760	68,445	34,009	34,436	1,152.3	1.56	0.99	1,624	2.4	67,662
10 本庄市	36.72	21,326	61,461	30,456	31,005	1,673.8	0.97	0.89	655	1.1	60,803
11 東松山市	65.33	32,553	92,929	47,392	45,537	1,422.5	1.72	1.34	413	0.4	91,300
(岩槻市)	-	(36,692)	(109,247)	(54,923)	(54,324)	(2,222.3)	(1.29)	(1.57)	(299)	(0.3)	-
12 春日部市	65.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238,499
13 狹山市	49.04	56,925	161,460	81,958	79,502	3,292.4	1.29	2.33	780	0.5	158,096
14 羽生市	58.55	17,647	57,499	28,598	28,901	982.0	1.54	0.83	1,464	2.6	56,708
15 鴻巣市	67.49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119,588
16 深谷市	69.40	33,936	103,534	51,893	51,641	1,491.8	1.83	1.49	3,249	3.2	103,510
17 上尾市	45.55	74,784	212,947	106,948	105,999	4,675.0	1.20	3.07	6,857	3.3	220,223
(与野市)	-	(32,740)	(82,937)	(42,279)	(40,658)	(10,004.5)	(0.22)	(1.20)	(993)	(1.2)	-
18 草加市	27.42	86,404	225,018	115,539	109,479	8,206.3	0.72	3.24	7,088	3.3	236,268
19 越谷市	60.31	109,558	308,307	155,052	153,255	5,112.0	1.59	4.44	10,054	3.4	315,782
20 蕨市	5.10	30,277	71,063	36,641	34,422	13,933.9	0.13	1.02	958	1.3	69,995
21 戸田市	18.17	44,331	108,039	56,809	51,230	5,946.0	0.48	1.56	10,468	10.7	116,645
22 入間市	44.74	50,419	147,909	73,654	74,255	3,306.0	1.18	2.13	3,507	2.4	148,576
23 鳩ヶ谷市	6.22	19,807	54,518	27,651	26,867	8,765.0	0.16	0.79	1,246	2.2	58,350
24 朝霞市	18.38	49,745	119,712	62,743	56,969	6,513.2	0.48	1.73	8,923	8.1	124,298
25 志木市	9.06	24,888	65,076	33,043	32,033	7,182.8	0.24	0.94	646	1.0	67,438
26 和光市	11.04	29,800	70,170	36,986	33,184	6,356.0	0.29	1.01	7,582	12.1	76,676
27 新座市	22.80	56,134	149,511	75,618	73,893	6,557.5	0.60	2.15	4,785	3.3	153,305
28 桶川市	25.26	24,808	73,967	36,802	37,165	2,928.2	0.67	1.07	883	1.2	73,675
29 久喜市	25.35	24,551	72,654	36,393	36,261	2,866.0	0.67	1.05	24	0.0	72,525
30 北本市	19.84	23,454	69,524	34,666	34,858	3,504.2	0.52	1.00	405	0.6	70,110
31 八潮市	18.03	25,895	74,954	38,850	36,104	4,157.2	0.47	1.08	368	0.5	75,477
32 富士見市	19.70	39,368	103,247	51,914	51,333	5,241.0	0.52	1.49	6,275	6.5	104,752
(上福岡市)	-	(22,498)	(54,630)	(27,380)	(27,250)	(8,022.0)	(0.18)	(0.79)	(-2156)	(3.8)	-
33 三郷市	30.16	45,534	131,047	66,864	64,183	4,345.1	0.79	1.89	2,553	1.9	128,261
34 蓼田市	27.27	21,489	64,386	32,139	32,247	2,361.1	0.72	0.93	466	0.7	63,473
35 坂戸市	40.97	35,707	97,381	49,082	48,299	2,376.9	1.08	1.40	840	0.9	98,957
36 幸手市	33.95	18,328	56,413	28,280	28,133	1,661.6	0.89	0.81	1,759	3.0	53,987
37 鶴ヶ島市	17.73	24,578	67,638	34,036	33,602	3,814.9	0.47	0.97	1,430	2.2	69,788
38 日高市	47.50	17,226	53,758	26,629	27,129	1,131.7	1.25	0.77	1,126	2.1	53,620
39 吉川市	31.62	18,330	56,673	28,608	28,065	1,792.3	0.83	0.82	3,968	7.5	60,282
40 ふじみ野市	14.67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101,962

	面 積 (km ²)	平 成 12 年						平成 7 年～12 年		平成 17 年 推計人口 (人)	
		一般世帯 (世帯)	総 数 (人)	男 (人)	女 (人)	人口密度 (人 / km ²)	比率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)	
							面積	人口			
41 伊奈町	14.80	10,643	32,216	16,284	15,932	2,176.8	24.92	47.07	2,424	8.1	36,532
(吹上町)	-	(9,346)	(28,169)	(14,109)	(14,060)	(1,872.9)	(0.40)	(0.41)	(179)	(0.6)	-
(大井町)	-	(15,730)	(45,488)	(22,947)	(22,541)	(5,787.3)	(0.21)	(0.66)	(5,884)	(14.9)	-
42 三芳町	15.30	12,027	35,752	18,045	17,707	2,336.7	0.40	0.52	145	0.4	37,071
43 毛呂山町	34.03	14,144	39,711	19,760	19,951	1,166.9	0.90	0.57	97	0.2	39,123
44 越生町	40.44	4,312	13,718	6,840	6,878	339.2	1.06	0.20	109	0.8	13,358
(名栗村)	-	(816)	(2,676)	(1,290)	(1,386)	(45.7)	(1.54)	(0.04)	(67)	(2.4)	-
45 滑川町	29.71	3,920	12,836	6,556	6,280	432.0	0.78	0.19	352	2.8	15,432
46 嵐山町	29.85	6,088	19,816	9,774	10,042	663.9	0.79	0.29	110	0.6	19,481
47 小川町	60.45	11,505	37,301	18,455	18,846	617.1	1.59	0.54	521	1.4	35,394
48 都幾川村	41.39	2,417	8,294	4,139	4,155	200.4	1.09	0.12	343	4.0	7,768
49 玉川村	14.38	1,638	5,672	2,831	2,841	394.4	0.38	0.08	58	1.0	5,494
50 川島町	41.72	6,416	23,322	11,657	11,665	559.0	1.10	0.34	188	0.8	22,911
51 吉見町	38.63	6,152	22,246	11,135	11,111	575.9	1.02	0.32	875	4.1	22,219
52 鳩山町	25.71	5,035	17,008	8,364	8,644	661.5	0.68	0.25	965	5.4	15,986
53 横瀬町	49.35	3,037	9,782	4,813	4,969	198.2	1.30	0.14	412	4.0	9,686
54 皆野町	63.61	3,735	12,199	5,958	6,241	191.8	1.68	0.18	403	3.2	11,518
55 長瀬町	30.40	2,631	8,560	4,108	4,452	281.6	0.80	0.12	249	2.8	8,355
(吉田町)	-	(1,805)	(5,992)	(2,984)	(3,008)	(90.7)	(1.74)	(0.09)	(283)	(4.5)	-
56 小鹿野町	171.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,480
(両神村)	-	(893)	(3,018)	(1,473)	(1,545)	(42.3)	(1.88)	(0.04)	(159)	(5.0)	-
(大滝村)	-	(755)	(1,711)	(918)	(793)	(5.2)	(8.72)	(0.02)	(146)	(7.9)	-
(荒川村)	-	(1,938)	(6,382)	(3,116)	(3,266)	(135.9)	(1.24)	(0.09)	(305)	(4.6)	-
57 東秩父村	37.17	1,112	4,119	2,011	2,108	110.8	0.98	0.06	204	4.7	3,795
58 美里町	33.48	3,307	12,107	6,042	6,065	361.6	0.88	0.17	90	0.7	11,962
59 児玉町	52.99	6,541	21,209	10,464	10,745	400.2	1.40	0.31	353	1.7	21,149
60 神川町	23.17	4,222	13,823	6,998	6,825	596.6	0.61	0.20	723	5.5	13,812
61 神泉村	24.25	434	1,374	662	712	56.7	0.64	0.02	60	4.6	1,243
62 上里町	29.21	9,518	30,126	14,996	15,130	1,031.4	0.77	0.43	1,612	5.7	30,854
(大里町)	-	(2,200)	(8,129)	(4,095)	(4,034)	(521.8)	(0.41)	(0.12)	(769)	(10.4)	-
63 江南町	22.85	3,769	13,919	6,976	6,943	609.1	0.60	0.20	837	6.4	13,567
(妻沼町)	-	(8,467)	(28,182)	(14,105)	(14,077)	(777.0)	(0.96)	(0.41)	(560)	(1.9)	-
65 岡部町	30.59	5,505	18,494	9,357	9,137	604.6	0.81	0.27	127	0.7	18,307
65 川本町	21.77	3,285	11,886	5,925	5,961	546.0	0.57	0.17	49	0.4	11,992
66 花園町	15.82	3,695	12,648	6,244	6,404	799.5	0.42	0.18	373	3.0	12,638
67 寄居町	64.17	11,866	37,724	18,743	18,981	587.9	1.69	0.54	844	2.3	37,059
68 騎西町	28.60	5,648	20,382	10,149	10,233	712.7	0.75	0.29	483	2.4	20,009
69 南河原村	5.82	1,169	4,222	2,074	2,148	725.4	0.15	0.06	35	0.8	4,095
(川里町)	-	(2,082)	(8,002)	(3,924)	(4,078)	(482.6)	(0.44)	(0.12)	(75)	(0.9)	-
70 北川辺町	21.00	3,982	13,783	6,882	6,901	656.3	0.55	0.20	496	3.7	13,306
71 大利根町	24.47	4,268	15,167	7,504	7,663	619.8	0.64	0.22	24	0.2	14,526
72 宮代町	15.95	12,557	35,193	18,338	16,855	2,206.5	0.42	0.51	524	1.5	34,618
73 白岡町	24.88	14,816	46,999	23,543	23,456	1,889.0	0.66	0.68	3,774	8.7	48,394
74 菖蒲町	27.37	6,699	22,410	11,335	11,075	818.8	0.72	0.32	269	1.2	21,419
75 栗橋町	15.78	7,818	25,179	12,456	12,723	1,595.6	0.42	0.36	2,797	12.5	26,670
76 鷺宮町	13.90	11,301	34,049	17,036	17,013	2,449.6	0.37	0.49	16	0.0	34,063
77 杉戸町	30.00	15,251	47,336	23,650	23,686	1,577.9	0.79	0.68	2,285	5.1	46,645
78 松伏町	16.22	8,685	29,021	14,590	14,431	1,789.2	0.43	0.42	1,246	4.5	30,821
(庄和町)	-	(11,434)	(37,549)	(18,558)	(18,991)	(1,333.9)	(0.74)	(0.54)	(928)	(2.4)	-

資料: 1)全国都道府県市区町村別面積調(平成17年10月1日現在)(国土交通省国土地理院)より。

ただし、秩父市及び横瀬町、三郷市及び東京都葛飾区については、境界未定となっているため、県内の3市町については、埼玉県市町村概要(平成17年度版)(総務省、県市町村課)の数値による。

2)一般世帯から増減率までの人口等の数値は、平成7年及び平成12年国勢調査結果(県統計課)より。

3)平成17年推計人口(平成17年10月1日現在)(平成17年国勢調査速報値)

1 - 2 県土の地形区分別面積

単位: ha

地形区分	県 計	県 南 地 域			県北地域	秩父地域
		東部地域	中央地域	西部地域		
山地	大起伏	480		16	8	456
	中起伏	285		80	10	195
	小起伏	389		190	55	144
	山麓	82		68	14	
	小計	1,236	0	354	87	795
丘陵地	大起伏	60		6	10	44
	小起伏	175		147	28	
	小計	235	0	153	38	44
	砂礫	67			13	54
台地	ローム	823	80	376	177	
	小計	890	80	376	190	54
	扇状地性	250		50	198	
低地	三角州性	871	339	181	172	179
	自然堤防	298	79	36	42	141
	小計	1,419	418	219	264	518
その他		19			19	
合計		3,799	498	409	1,147	852
合計						
893						

資料:土地分類図付属資料(埼玉県) (経済企画庁昭和48年)

注:数値については、県計に合わせるため、1の位を調整した箇所がある。

山 地: 丘陵に含まれない山地、低地との比高約200m以上。

大起伏: 低地との比高600m以上。

中起伏: 低地との比高400m~600m。

小起伏: 低地との比高200m~400m。

丘 陵: 山地のうち、低地との比高約200m未満で、原則として稜線が定高性ところ。

主として、第3紀層からなり、開析の度合いが大きい。

大起伏: 低地との比高100m~200m。

小起伏: 低地との比高100m未満。

台 地: 地表の平坦な台状、または、段丘状の地域で主として洪積台地。

低 地: 主として、沖積世に形成された地形で、扇状地、砂嘴等の高燥な平野、三角洲泥炭地、干拓等の低湿な平野、崖高の低い沖積段丘。

1 - 3 天然記念物

国 指 定	特別天然記念物 (4件)	田島ヶ原サクラソウ自生地(さいたま市)、 御嶽の鏡岩(神川町)、 牛島のフジ(春日部市)、 カモシカ(地域を定めず)
	天 然 記 念 物 (11件)	石戸蒲ザクラ(北本市)、 与野の大カヤ(さいたま市)、 吉見百穴ヒカリゴケ発生地(吉見町)、 武甲山石灰岩地特殊植物群落(横瀬町)、 宝藏寺沼ムジナモ自生地(羽生市)、 平林寺境内林(新座市)、 長瀬(長瀬町・皆野町)、 三波石峠(神泉村)、 越ヶ谷のシラコバト(地域を定めず)、 ミヤタナゴ(地域を定めず)、 ヤマネ(地域を定めず)
県 指 定	天 然 記 念 物 (88件)	清河寺の大ケヤキ(さいたま市)、 国神の大イチョウ(皆野町)、 黒山の特殊植物群落(越生町)、 橋立鍾乳洞(秩父市)、 元荒川ムサシトヨ生息地(熊谷市) 他

資料:県生涯学習文化財課

1 - 4 県人口の推移

各年10月1日現在 単位:人

年 次	総 数	男	女
昭和30年	2,260,493	1,109,019	1,151,474
35年	2,430,871	1,200,573	1,230,298
40年	3,014,983	1,511,947	1,503,036
45年	3,866,472	1,951,219	1,915,253
50年	4,821,340	2,437,128	2,384,212
55年	5,420,480	2,739,175	2,681,305
60年	5,863,678	2,961,591	2,902,087
平成2年	6,405,319	3,245,868	3,159,451
7年	6,759,311	3,419,218	3,340,093
12年	6,938,006	3,500,224	3,437,782
17年*	7,053,689	3,554,373	3,499,316

資料: 国勢調査結果(県統計課) *17年は速報値

1 - 5 道路法上の道路延長の推移

各年4月1日現在 単位:km

年次	計	国 道	県 道	市町村道
平成6年	45,319	799	2,425	42,095
7年	45,412	802	2,428	42,183
8年	45,302	803	2,434	42,065
9年	45,427	837	2,455	42,135
10年	45,559	838	2,459	42,262
11年	45,643	847	2,468	42,328
12年	45,723	854	2,468	42,401
13年	45,822	854	2,471	42,496
14年	45,965	870	2,479	42,616
15年	46,102	870	2,483	42,749
16年	46,197	854	2,480	42,863

資料:県道路環境課 「道路現況調査」

: 高速自動車道は除いた数値である。

1 - 6 県内市町村の土地利用規制状況

単位:ha

市町村名	市町村面積	都市計画区域						都計画外
		区域面積	市街化区域面積	用途地域面積	市街化調整区	非白線地	引地	
県 計	379,789	276,437	70,830	73,994	165,789	37,312	103,352	
川越市	10,916	10,916	3,218	3,254	7,698	0	0	
熊谷市	13,703	13,703	2,501	2,501	11,202	0	0	
川口市	5,575	5,575	4,845	4,845	730	0	0	
さいたま市	21,749	21,749	11,587	11,604	10,162	0	0	
行田市	6,737	6,737	1,160	1,238	5,577	0	0	
秩父市	60,848	6,635	0	826	0	5,809	54,213	
所沢市	7,199	7,199	2,749	2,897	4,450	0	0	
飯能市	19,316	5,012	1,131	1,144	3,881	0	14,304	
加須市	5,940	5,940	900	923	5,040	0	0	
本庄市	8,971	7,378	1,156	1,520	2,516	3,347	1,593	
東松山市	6,533	6,533	1,077	997	5,456	0	0	
春日部市	6,598	6,598	2,221	2,220	4,377	0	0	
狭山市	4,904	4,904	1,435	1,481	3,469	0	0	
羽生市	5,855	5,855	805	799	5,050	0	0	
鴻巣市	6,749	6,749	1,487	1,540	5,262	0	0	
深谷市	13,758	12,374	1,726	1,880	9,066	1,428	1,384	
上尾市	4,555	4,555	2,521	2,496	2,034	0	0	
草加市	2,742	2,742	2,480	2,480	262	0	0	
越谷市	6,031	6,031	2,872	2,869	3,159	0	0	
蕨市	510	510	510	510	0	0	0	
戸田市	1,817	1,817	1,337	1,290	480	0	0	
入間市	4,474	4,474	1,568	1,568	2,906	0	0	
鳩ヶ谷市	622	622	622	620	0	0	0	
朝霞市	1,838	1,838	1,010	1,064	828	0	0	
志木市	906	906	641	641	265	0	0	
和光市	1,104	1,104	699	706	405	0	0	
新座市	2,280	2,280	1,299	1,338	981	0	0	
桶川市	2,526	2,526	819	858	1,707	0	0	
久喜市	2,535	2,535	887	887	1,648	0	0	
北本市	1,984	1,984	683	745	1,301	0	0	
八潮市	1,803	1,803	1,308	1,306	495	0	0	
富士見市	1,970	1,970	749	849	1,221	0	0	
ふじみ野市	1,467	1,467	871	895	596	0	0	
三郷市	3,041	3,041	1,379	1,344	1,662	0	0	
蓮田市	2,727	2,727	634	634	2,093	0	0	
坂戸市	4,097	4,097	1,035	1,035	3,062	0	0	
幸手市	3,395	3,395	524	524	2,871	0	0	
鶴ヶ島市	1,773	1,773	721	807	1,052	0	0	
日高市	4,750	4,750	640	638	4,110	0	0	
吉川市	3,162	3,162	657	657	2,505	0	0	
伊奈町	1,480	1,480	569	569	911	0	0	

1 - 6 県内市町村の土地利用規制状況

単位:ha

市町村名	市町村面積	都市計画区域					都 市 計 画 外 面 積
		区域面積	市街化区域面積	用途地域面積	市街化調整区面積	非線引地	
三芳町	1,530	1,530	284	306	1,246	0	0
毛呂山町	3,403	3,403	363	363	3,040	0	0
越生町	4,044	1,554	170	170	1,384	0	2,490
滑川町	2,971	2,971	243	243	2,728	0	0
嵐山町	2,985	2,985	336	336	2,649	0	0
小川町	6,045	6,045	553	553	5,492	0	0
ときがわ町	5,577	5,577	0	0	0	5,577	0
川島町	4,172	4,172	250	250	3,922	0	0
吉見町	3,863	3,863	162	162	3,701	0	0
鳩山町	2,571	2,571	194	204	2,377	0	0
横瀬町	4,935	789	0	63	0	726	4,146
皆野町	6,361	358	0	197	0	161	6,003
小鹿野町	17,145	4,068	0	0	0	4,068	13,077
東秩父村	3,717	0	0	0	0	0	3,717
美里町	3,348	3,348	0	0	0	3,348	0
神川町	4,742	2,317	0	33	0	2,284	2,425
上里町	2,921	2,921	0	373	0	2,548	0
江南町	2,285	2,285	105	105	2,180	0	0
寄居町	6,417	6,417	0	501	0	5,916	0
騎西町	2,860	2,860	211	211	2,649	0	0
北川辺町	2,100	2,100	0	0	0	2,100	0
大利根町	2,447	2,447	286	286	2,161	0	0
宮代町	1,595	1,595	345	345	1,250	0	0
白岡町	2,488	2,488	545	545	1,943	0	0
菖蒲町	2,737	2,737	283	282	2,454	0	0
栗橋町	1,578	1,578	416	416	1,162	0	0
鷺宮町	1,390	1,390	343	343	1,047	0	0
杉戸町	3,000	3,000	446	446	2,554	0	0
松伏町	1,622	1,622	262	262	1,360	0	0

資料:「市町村面積」、「都市計画区域」面積、「都市計画区域外」面積等については、県都市計画課「平成17年度都市計画基礎調査(平成17年10月1日現在)」より。

1 - 6 県内市町村の土地利用規制状況(続き)

単位:ha

市町村名	農業地域			森林地域		自然公園地域				自然環境保全地域		
	農地 農地 振 域	農用地 区域	農用地 区域外	森林計 対 象 民有林	保安林	国立公 園普通 地	國立公 園特別 地	県立公 園普通 地	県立公 園特別 地	普 通 區	特 地	別 区
県 計	167,641	68,177	99,464	108,833	47,333	21,700	12,711	85,762	4,409	367	151	
川越市	7,256	2,446	4,810	346	0	0	0	0	0	0	0	0
熊谷市	6,328	2,438	3,890	76	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	0	0	8	0	0	0	728	0	0	0	0
さいたま市	4,753	1,672	3,081	113	0	0	0	431	0	0	0	0
行田市	3,705	2,238	1,467	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秩父市	2,698	596	2,102	8,170	3,891	0	0	8,324	81	0	0	0
所沢市	3,362	1,029	2,333	660	6	0	0	1,601	0	0	0	0
飯能市	1,958	249	1,709	14,678	3,603	0	0	19,111	0	0	0	0
加須市	4,471	2,077	2,394	6	0	0	0	0	0	9	0	0
本庄市	2,352	1,036	1,316	54	0	0	0	0	0	0	0	0
東松山市	3,736	1,954	1,782	579	0	0	0	1,810	0	0	0	0
岩槻市	3,347	1,228	2,119	82	1	0	0	0	0	0	0	0
春日部市	1,462	725	737	25	0	0	0	0	0	0	0	0
狭山市	1,948	905	1,043	394	7	0	0	0	0	0	0	0
羽生市	4,878	2,210	2,668	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴻巣市	2,345	1,393	952	4	0	0	0	0	0	0	0	0
深谷市	5,456	3,138	2,318	37	1	0	0	0	0	0	0	0
上尾市	1,366	579	787	100	0	0	0	0	0	0	0	0
草加市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	2,131	946	1,185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入間市	1,870	760	1,110	686	8	0	0	775	0	0	0	0
鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新座市	0	0	0	96	0	0	0	0	0	0	0	0
桶川市	1,341	652	689	56	0	0	0	0	0	0	0	0
久喜市	1,463	790	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北本市	1,218	563	655	24	0	0	0	0	0	0	0	0
八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士見市	1,095	404	691	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上福岡市	219	89	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓮田市	1,453	873	580	99	0	0	0	0	0	0	5	0
坂戸市	2,772	738	2,034	81	0	0	0	0	0	0	0	0
幸手市	2,678	1,333	1,345	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	969	318	651	108	1	0	0	0	0	0	0	0
日高市	2,660	1,044	1,616	1,258	15	0	0	2,160	0	0	0	0
吉川市	1,988	1,121	867	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊奈町	726	417	309	68	0	0	0	0	0	0	0	0
吹上町	1,027	380	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:ha

市町村名	農業地域			森林地域		自然公園地域				自然環境保全地域			
	農地	振域	農用地区域	農用地区域外	森林計 対 象 民有林	保安林	国立公 園普通 地	立公 園特別 域	立公 園普通 地	立公 園特別 域	普 通 地	特 区	別 区
三芳町	1,247	497	750	201	0	0	0	0	0	0	20	0	0
毛呂山町	2,175	518	1,657	1,440	49	0	0	490	1,076	0	0	0	0
越生町	1,666	234	1,432	2,728	255	0	0	3,675	0	0	0	0	0
滑川町	1,902	487	1,415	565	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嵐山町	2,622	613	2,009	925	6	0	0	1,030	0	0	14	0	0
小川町	2,639	501	2,138	3,311	138	0	0	1,235	0	0	0	0	0
都幾川村	1,486	129	1,357	3,096	518	0	0	4,179	0	0	0	0	0
玉川村	1,438	93	1,345	750	7	0	0	0	0	0	0	0	2
川島町	3,935	1,930	2,005	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉見町	2,997	1,103	1,894	233	0	0	0	1,048	0	0	0	0	0
鳩山町	1,481	271	1,210	921	6	0	0	751	0	0	0	0	0
横瀬町	731	136	595	4,084	934	0	0	4,788	0	0	0	0	0
皆野町	2,884	446	2,438	4,570	565	0	0	4,427	196	0	0	0	0
長瀬町	922	222	700	2,161	289	0	0	1,225	1,789	0	0	0	0
吉田町	2,460	461	1,999	5,144	973	0	0	4,808	0	0	6	15	
小鹿野町	2,789	634	2,155	7,996	2,217	0	0	5,349	0	0	10	134	
両神村	546	122	424	6,181	2,313	877	436	4,873	410	293	0	0	
大滝村	0	0	0	22,291	28,452	20,823	12,275	0	0	0	0	0	
荒川村	932	133	799	3,112	1,350	0	0	3,275	0	0	0	0	
東秩父村	1,701	371	1,330	2,788	225	0	0	2,725	0	0	0	0	
美里町	3,184	1,117	2,067	829	133	0	0	0	0	0	0	0	
児玉町	1,978	816	1,162	2,375	529	0	0	1,878	671	0	0	0	
神川町	1,681	851	830	257	22	0	0	447	188	0	0	0	
神泉村	581	70	511	1,811	649	0	0	2,295	0	0	0	0	
上里町	2,214	967	1,247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大里町	1,427	618	809	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
江南町	1,742	703	1,039	368	8	0	0	0	0	0	10	0	
妻沼町	3,443	1,582	1,861	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡部町	2,746	1,590	1,156	83	0	0	0	0	0	0	0	0	
川本町	2,033	862	1,171	191	8	0	0	0	0	0	0	0	
花園町	1,347	690	657	40	30	0	0	0	0	0	0	0	
寄居町	3,100	1,097	2,003	2,495	124	0	0	2,325	0	0	0	0	
騎西町	2,477	1,536	941	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南河原村	522	394	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川里町	1,550	812	738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北川辺町	1,630	1,029	601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大利根町	2,068	1,015	1,053	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮代町	1,250	570	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
白岡町	1,913	1,002	911	21	0	0	0	0	0	0	0	0	
菖蒲町	2,436	1,558	878	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栗橋町	921	570	351	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鷲宮町	622	443	179	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
杉戸町	2,302	1,300	1,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松伏町	1,360	569	791	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
庄和町	1,530	1,174	356	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料:「農業地域」については、県農業政策課(管理状況調査、平成17年3月31日現在)より。

資料:「森林地域」については、県森づくり課(「森林・林業と統計」、平成17年3月31日現在)より。

資料:「自然公園地域」、「自然環境保全地域」については、県みどり自然課調べ(平成17年3月31日現在)

注:なお、県計と各市町村の合計が一致しないところは、端数処理の関係による。

1 - 7 耕地面積の推移

单位: ha

区分 年次	田	畠	畠の種類別面積			計
			普通畠	樹園地	牧草地	
平成7年	54,800	37,400	30,700	6,590	149	92,200
8年	53,900	36,900	30,800	5,950	146	90,800
9年	53,200	36,600	31,000	5,460	146	89,800
10年	52,600	36,300	31,200	4,950	142	88,900
11年	51,900	36,100	31,300	4,720	131	88,100
12年	51,400	36,000	31,300	4,560	121	87,500
13年	50,500	36,000	31,600	4,300	121	86,600
14年	49,500	36,500	-	-	-	86,000
15年	49,000	36,800	32,500	4,170	104	85,800
16年	48,000	37,500	33,300	4,070	104	85,400
17年	47,100	37,700	33,600	3,990	104	84,800

資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)、「平成17年耕地面積(埼玉県)」(農林水産省関東農政局)

注1:平成7年から13年は8月1日現在、14年からは7月15日現在の数値を示す。

注2:平成14年は、畠の種類別面積については実施されていない。

1 - 8 専業、兼業別農家数の推移

单位:户

年次	農家数	専業農家数	兼業農家数		
			総数	第1種兼業	第2種兼業
昭和45年	145,822 (100.0%)	21,568 (14.8%)	124,254 (85.2%)	56,067 (38.4%)	68,187 (46.8%)
50年	133,656 (100.0%)	16,150 (12.1%)	117,506 (87.9%)	40,264 (30.1%)	77,242 (57.8%)
55年	124,379 (100.0%)	14,504 (11.7%)	109,875 (88.3%)	31,709 (25.5%)	78,166 (62.8%)
60年	115,712 (100.0%)	13,165 (11.4%)	102,547 (88.6%)	23,015 (19.9%)	79,532 (68.7%)
平成2年	104,262 (100.0%)	12,183 (11.7%)	92,079 (88.3%)	14,001 (13.4%)	78,078 (74.9%)
7年	総数	93,047 (100.0%)	11,556 (12.4%)	81,491 (87.6%)	15,381 (16.5%)
	うち販売農家	72,552 (100.0%)	9,864 (13.6%)	62,688 (86.4%)	14,886 (20.5%)
12年	総数	84,518	-	-	-
	うち販売農家	63,030 (100.0%)	9,884 (15.7%)	53,146 (84.3%)	8,923 (14.2%)
13年	総数	83,370	-	-	-
	うち販売農家	61,760 (100.0%)	9,990 (16.2%)	51,770 (83.8%)	8,560 (13.9%)
14年	総数	82,020	-	-	-
	うち販売農家	60,400 (100.0%)	10,070 (16.7%)	50,330 (83.3%)	8,370 (13.9%)
15年	総数	80,390	-	-	-
	うち販売農家	58,890 (100.0%)	10,090 (17.1%)	48,800 (82.9%)	8,190 (13.9%)
16年	総数	79,400	-	-	-
	うち販売農家	57,860 (100.0%)	10,090 (17.4%)	47,770 (82.6%)	7,930 (13.7%)
17年	総数	79,588	-	-	-
	うち販売農家	52,721 (100.0%)	11,121 (21.1%)	41,600 (78.9%)	8,140 (15.4%)
					33,460 (63.5%)

資料:「農林業センサス」(農林水産省)、「埼玉農林水産統計年報」「平成16年農家数等の概要(埼玉県)」(農林水産省関東農政局)

注1: 総家数、専業農家数、兼業農家数は各年とも1月1日現在の数値を示す。(平成17年は2月1日現在)

注2:平成12年から、事業・兼業別の集計は販売農家のみを対象としている。

1 - 9 用途別都別農地転用状況

年次 平成 15 年	用途 郡	総 数	住宅用地	公的施設用 地	鉱工業用地	商業 サービス	その他の業務 用地	植 林	単位:a
									その他
	北足立	24,095	10,914	2,515	63	1,444	7,174	0	1,985
	入間	17,217	4,842	3,341	378	1,366	5,090	181	2,019
	比企	6,153	1,680	1,182	37	255	1,116	46	1,840
	秩父	2,681	665	278	36	109	738	700	155
	児玉	6,415	1,339	444	229	705	3,497	0	202
	大里	7,609	3,021	364	125	980	2,446	9	664
	北埼玉	5,634	1,515	541	16	283	1,370	0	1,910
	南埼玉	12,615	4,016	2,749	24	661	3,523	0	1,642
	北葛飾	7,768	2,547	629	125	254	2,373	0	1,840
	計	90,187	30,539	12,043	1,033	6,057	27,327	936	12,257

資料:土地管理情報収集分析調査(平成16年12月31日現在)(県農業政策課)

平成16年以降は群別での集計をしていないため、当データが最新となります。

小数点以下四捨五入のため、合計欄が数値の合計と合致しない箇所があります。

1 - 10 水資源開発施設

平成18年3月現在

ダム名 項目	滝沢ダム	浦山ダム	合角ダム
事 業 主 体	(独)水資源機構	(独)水資源機構	埼 玉 県
目 的	治水・発電・利水	治水・発電・利水	治 水・利 水
総 貯 水 量	6,300万立方メートル	5,800万立方メートル	1,025万立方メートル
湛 水 面 積	145ha	120ha	56ha
	埼玉県 3.740立方メートル/s	埼玉県 2.930立方メートル/s	埼玉県 1.000立方メートル/s
開 発 水 量	他 0.86立方メートル/s	他 1.170立方メートル/s	他 0 立方メートル/s
	合 計 4.600立方メートル/s	合 計 4.100立方メートル/s	合 計 1.000立方メートル/s
関 係 市 町 村	秩父市	秩父市	秩父市・小鹿野町
完 成 年 度	平成19年度予定	平成10年度	平成11年度

ダム名 項目	有間ダム	荒川調節池	権現堂調節池
事 業 主 体	埼玉県	国土交通省	埼玉県
目 的	治 水・利 水	治 水・利 水	治 水・利 水
総 貯 水 量	760万立方メートル	1,110万立方メートル	411.3万立方メートル
湛 水 面 積	33.5ha	118ha	57ha
	埼玉県 0.700立方メートル/s	埼玉県 2.100立方メートル/s	埼玉県 0.433立方メートル/s
開 発 水 量	他 0 立方メートル/s	他 1.400立方メートル/s	他 0 立方メートル/s
	合 計 0.700立方メートル/s	合 計 3.500立方メートル/s	合 計 0.433立方メートル/s
関 係 市 町 村	飯能市	さいたま市・戸田市・和光市	幸手市・栗橋町
完 成 年 度	昭和60年度	平成8年度	平成3年度

資料:県土地水政策課、県河川砂防課

1 - 11 一級河川数及び流域面積

平成18年3月31日現在

管理 水系	大臣管理	大臣知事 管 理	知事管理	計	流域面積 (km ²)
利根川水系	7	6	48	61	1,475
荒川水系	2	8	88	98	2,494
計	9	14	136	159	3,969

資料:県河川砂防課

- 注: 1)大臣管理...同一河川のすべてが大臣管理区間であるもの。
 2)大臣知事管理...同一河川に大臣管理区間、知事管理区間が併存するもの。
 3)知事管理...同一河川のすべてが知事管理区間であるもの。

1 - 12 水系別一級河川延長

単位:m

管理 水系	大臣管理		知事管理		計	
利根川水系	左 岸	47,946.0	左 岸	553,050.0	左 岸	600,996.0
	右 岸	149,965.0	右 岸	564,330.0	右 岸	714,295.0
	計	197,911.0	計	1,117,380.0	計	1,315,291.0
荒川水系	左 岸	154,835.0	左 岸	844,771.5	左 岸	999,606.5
	右 岸	147,325.0	右 岸	839,511.5	右 岸	986,836.5
	計	302,160.0	計	1,684,283.0	計	1,986,443.0
計	左 岸	202,781.0	左 岸	1,397,821.5	左 岸	1,600,602.5
	右 岸	297,290.0	右 岸	1,403,841.5	右 岸	1,701,131.5
	計	500,071.0	計	2,801,663.0	計	3,301,734.0

資料:県河川砂防課(平成18年3月31日現在)

- 注: 1)大臣管理...同一河川のすべてが大臣管理区間であるもの。
 2)知事管理...同一河川のすべてが知事管理区間であるもの。

1 - 13 水道の取水状況別供給量

平成17年3月31日現在

年度	施設名	年間給水量 (千立方メートル)	左の内訳			
			地下水(千立方メートル)	割合(%)	表伏流水(千立方メートル)	割合(%)
7年	上水道	898,972	242,722	27.0	37,757 (県水) 618,493	4.2 68.8
	簡易水道	4,552	658	14.5	3,894	85.5
	専用水道	1,642	1,400	85.3	242	14.7
	計	905,166	244,780	27.0	660,386	73.0
8年	上水道	893,401	234,964	26.3	36,629 (県水) 621,807	4.1 69.6
	簡易水道	3,997	559	14.0	3,438	86.0
	専用水道	1,268	1,030	81.2	237	18.7
	計	898,666	236,553	26.3	662,111	73.7
9年	上水道	902,581	214,814	23.8	36,103 (県水) 651,663	4.0 72.2
	簡易水道	3,721	252	6.8	3,469	93.2
	専用水道	1,230	993	80.7	236	19.2
	計	907,532	216,059	23.8	691,471	76.2
10年	上水道	898,265	206,601	23.0	36,829 (県水) 654,835	4.1 72.9
	簡易水道	3,685	265	7.2	3,420	92.8
	専用水道	1,317	1,082	82.2	235	17.8
	計	903,267	207,948	23.0	695,319	77.0
11年	上水道	902,409	203,042	22.5	36,999 (県水) 662,368	4.1 73.4
	簡易水道	3,632	251	6.9	3,381	93.1
	専用水道	1,331	1,096	82.3	235	17.7
	計	907,372	204,389	22.5	702,983	77.5
12年	上水道	900,810	197,277	21.9	36,933 (県水) 666,600	4.1 74.0
	簡易水道	3,931	625	15.9	3,306	84.1
	専用水道	1,279	1,042	81.5	237	18.5
	計	906,020	198,944	22.0	707,076	78.0
13年	上水道	898,498	194,076	21.6	36,838 (県水) 667,584	4.1 74.3
	簡易水道	3,971	627	15.8	3,344	84.2
	専用水道	926	684	73.9	242	26.1
	計	903,395	195,387	21.6	708,008	78.4
14年	上水道	894,475	194,153	21.7	35,955 (県水) 664,367	4.0 74.3
	簡易水道	3,977	700	17.6	3,277	82.4
	専用水道	873	627	71.8	246	28.2
	計	899,325	195,480	21.7	703,845	78.3
15年	上水道	884,985	189,387	21.4	34,514 (県水) 661,084	3.9 74.7
	簡易水道	3,515	678	19.3	2,837	80.7
	専用水道	979	726	74.2	253	25.8
	計	889,479	190,791	21.4	698,688	78.6
16年	上水道	887,831	196,211	22.1	33,738 (県水) 657,882	3.8 74.1
	簡易水道	3,524	472	13.4	3,052	86.6
	専用水道	985	710	72.1	275	27.9
	計	892,340	197,393	22.1	694,947	77.9

資料:県生活衛生課

土 地 占 用 の 処 分 に 係 る 面 積 等 調

平成 17 年 3 月 31 日現在

埼玉県

水系名	区間名	土地の占用																										
		公園・緑地		運動場				採草地 (類するものを含む。)	田畠		ゴルフ場 (練習場を含む。)	自動車練習場 (駐車場を含む。)	モトクロス場	グライダー場		ラジコン場		船舶係留施設		その他		合計						
				地方公共 団体等		私人			学校					水田		畠		件数		面積 m ²		件数		面積 m ²				
		件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²	件数	面積 m ²			
利根川水系	指定区間外																											
	指定区間	64	126,972	7	82,040	0	0	0	0	2	49,049	0	0	15	10,747	0	0	4	1,927	0	0	0	0	0	1	13,401	256	402,815 349 686,951
	計	64	126,972	7	82,040	0	0	0	0	2	49,049	0	0	15	10,747	0	0	4	1,927	0	0	0	0	0	1	13,401	256	402,815 349 686,951
荒川水系	指定区間外																											
	指定区間	97	837,245	41	766,244	1	3,269	10	125,897	0	0	2	2,583	13	32,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	33,105	313 1,800,856
	計	97	837,245	41	766,244	1	3,269	10	125,897	0	0	2	2,583	13	32,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	33,105	313 1,800,856
合計	指定区間外																											
	指定区間	161	964,217	48	848,284	1	3,269	10	125,897	2	49,049	2	2,583	28	43,261	0	0	4	1,927	0	0	0	0	0	1	13,401	405	435,920 662 2,487,807
	計	161	964,217	48	848,284	1	3,269	10	125,897	2	49,049	2	2,583	28	43,261	0	0	4	1,927	0	0	0	0	0	1	13,401	405	435,920 662 2,487,807

資料：県河川砂防課

1 - 15 埼玉県の宅地総面積の推移

各年1月1日現在 単位:ha、%

年 次	平成6年	7年	8年	9年	10年	11年
宅 地 面 積	62,238.0	62,824.0	63,476.0	63,667.8	64,374.0	64,860.6
対前年増加率	1.0	0.9	1.0	0.3	1.1	0.8
年 次	12年	13年	14年	15年	16年	17年
宅 地 面 積	65,272.8	65,739.8	66,240.7	66,616.6	67,267.6	67,866.2
対前年増加率	0.6	0.7	0.8	0.6	1.0	0.9

資料:固定資産の価格等の概要調査(県市町村課)

1 - 16 開発許可状況

単位:件

年 次	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
許 可 件 数	3,596	3,866	3,435	3,502	3,744	3,718	3,598	3,475
年 次	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
許可件数	3,091	2,795	2,873	2,822	2,995	2,729	4,057	4,770

資料:県開発指導課

1 - 17 住宅地面積の推移

住宅地面積、世帯数とも各年10月1日現在

年 次	住宅地面積(km ²)	世帯数(百世帯)	1世帯当たり住宅地面積(m ² /世帯)
平 成 7 年	443	23,490	189
8 年	447	23,934	187
9 年	455	24,390	187
10 年	460	24,846	185
11 年	466	25,270	184
12 年	469	25,551	184
13 年	472	26,047	181
14 年	475	26,047	182
15 年	478	26,939	177
16 年	482	27,348	176

資料:「住宅地面積」は、県土地水政策課(土地利用現況把握調査)より。

資料:「世帯数」は、県統計課(県埼玉県の推計人口)より。

1 - 18 着工新設住宅の動向

単位:戸、m²

年 次	着 工 新 設 住 宅		年 次	着 工 新 設 住 宅	
	戸 数	床 面 積 合 計		戸 数	床 面 積 合 計
平成5年	104,205	8,139,039 (78.1)	11年	68,450	6,477,921 (94.6)
6年	99,078	8,536,299 (86.2)	12年	66,718	6,448,868 (96.7)
7年	82,940	7,468,175 (90.0)	13年	64,870	6,000,846 (92.5)
8年	81,953	7,850,865 (95.8)	14年	65,560	5,905,491 (90.1)
9年	70,297	6,636,709 (94.4)	15年	69,284	6,177,953 (89.2)
10年	63,171	5,870,177 (92.9)	16年	72,126	6,338,841 (87.9)

資料:建築統計年報(国土交通省)

注:1)「床面積」の()内は、1戸当たりの床面積

2)各年1月～12月の着工面積である。

1 - 19 着工新設住宅利用関係別動向

単位:戸、m²

年 次	総 戸 数		持 床面積合計		家 貸 床面積合計		家 貸 床面積合計		給 与 住 宅 分譲 床面積合計		分譲 住 宅	
	戸 数	床面積合計	戸 数	床面積合計	戸 数	床面積合計	戸 数	床面積合計	戸 数	床面積合計	戸 数	床面積合計
平成5年	104,205 (100.0)	8,139,039 (78.1)	27,745 (26.6)	3,491,805 (125.9)	48,372 (46.4)	2,394,994 (49.5)	2,129 (2.0)	105,333 (49.5)	25,959 (24.9)	2,146,907 (82.7)		
6年	99,078 (100.0)	8,536,299 (86.2)	29,437 (29.7)	3,755,754 (127.6)	31,980 (32.3)	1,612,602 (50.4)	846 (0.9)	51,798 (61.2)	36,815 (37.2)	3,116,145 (84.6)		
7年	82,940 (100.0)	7,468,175 (90.0)	27,674 (33.4)	3,544,596 (128.1)	23,078 (27.8)	1,234,933 (53.5)	2,337 (2.8)	106,044 (45.4)	29,851 (36.0)	2,582,602 (86.5)		
8年	81,953 (100.0)	7,850,865 (95.8)	33,169 (40.5)	4,308,211 (129.9)	21,199 (25.9)	1,095,514 (51.7)	1,580 (1.9)	88,912 (56.3)	26,005 (31.7)	2,358,228 (90.7)		
9年	70,297 (100.0)	6,636,709 (94.4)	25,680 (36.5)	3,307,150 (128.8)	17,881 (25.4)	960,302 (53.7)	1,259 (1.8)	85,354 (67.8)	25,477 (36.2)	2,283,903 (89.6)		
10年	63,171 (100.0)	5,870,177 (92.9)	23,840 (37.7)	3,056,726 (128.2)	16,305 (25.8)	816,945 (50.1)	691 (1.1)	42,279 (61.2)	22,335 (35.4)	1,954,227 (87.5)		
11年	68,450 (100.0)	6,477,921 (94.6)	26,493 (38.7)	3,405,149 (128.5)	18,008 (26.3)	910,758 (50.6)	340 (0.5)	18,259 (53.7)	23,609 (34.5)	2,143,755 (90.8)		
12年	66,718 (100.0)	6,448,868 (96.7)	25,251 (37.8)	3,241,896 (128.4)	17,031 (25.5)	880,671 (51.7)	136 (0.2)	8,284 (60.9)	24,300 (36.4)	2,318,017 (95.4)		
13年	64,870 (100.0)	6,000,846 (92.5)	22,058 (34.0)	2,804,578 (127.1)	19,267 (29.7)	957,437 (49.7)	352 (0.5)	20,058 (57.0)	23,193 (35.8)	2,218,773 (95.7)		
14年	65,560 (100.0)	5,905,491 (90.1)	21,512 (32.8)	2,732,467 (127.0)	20,293 (31.0)	925,021 (45.6)	281 (0.4)	13,032 (46.4)	23,474 (35.8)	2,234,971 (95.2)		
15年	69,284 (100.0)	6,177,953 (89.2)	21,117 (30.5)	2,669,877 (126.4)	21,562 (31.1)	939,215 (43.6)	197 (0.3)	10,544 (53.5)	26,408 (38.1)	2,558,317 (96.9)		
16年	72,126 (100.0)	6,338,841 (87.9)	21,821 (30.3)	2,755,058 (126.3)	22,511 (31.2)	964,979 (42.9)	260 (0.4)	14,555 (56.0)	27,534 (38.2)	2,604,249 (94.6)		

資料:建築統計年報(国土交通省)

注:1)「戸数」の()内は、年次ごとの構成比、「床面積合計」の()内は、1戸当たりの床面積

2)各年1月~12月の着工面積である。

1 - 20 事業所数及び敷地面積等の推移

各年12月31日現在 単位:件、m²

年次	事 業 所 数		事 業 所 敷 地 面 積	事 業 所 建 築 面 積	事 業 所 延 ベ 建 築 面 積	1 事 業 所 当 た り	
	前年比	前年比				前年比	前年比
平成5年	2,976	95.6	41,589,374	92.6	14,517,091	98.2	20,050,414
6年	2,839	95.4	42,334,031	101.8	14,686,609	101.2	20,268,600
7年	2,817	99.2	41,921,538	99.0	14,593,096	99.4	20,236,074
8年	2,786	98.9	41,540,021	99.1	14,594,340	100.0	20,315,704
9年	2,762	99.1	41,146,806	99.1	14,638,438	100.3	20,295,258
10年	2,768	100.2	40,999,480	99.6	14,681,469	100.3	20,517,026
11年	2,644	95.5	39,833,184	97.2	14,250,636	97.1	20,240,602
12年	2,706	102.3	40,536,416	101.8	14,599,715	102.4	20,903,643
13年	2,576	95.2	39,665,764	97.9	14,213,179	97.4	20,415,303
14年	2,482	96.5	38,880,426	98.0	14,096,025	99.2	20,286,891
15年	2,469	99.5	38,243,016	98.4	13,588,648	96.4	19,849,945

資料:埼玉県の工業(工業統計調査結果)(県統計課)

注:従業者30人以上の事業所

1 - 21 商店数・従業者数

平成16年6月1日現在

		平成16年		平成14年	
		実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)
商 店 数 (店)	合 計	58,104	100.0	63,216	100.0
	卸売業	12,577	21.6	13,677	21.6
	小売業	45,527	78.4	49,539	78.4
従 業 者 数 (人)	合 計	462,440	100.0	489,542	100.0
	卸売業	114,400	24.7	125,529	25.6
	小売業	348,040	75.3	364,013	74.4
年間商品販売額 (万円)	合 計	1,436,383,836	100.0	1,502,476,959	100.0
	卸売業	830,770,288	57.8	893,183,358	59.4
	小売業	605,613,548	42.2	609,293,601	40.6

資料:埼玉の商業(平成16年商業統計調査結果報告)(県統計課)

1 - 22 ゴルフ場開設動向

平成17年12月31日現在

区 分	件 数	面 積 (ha)	ホール数	県土に占める割合 (%)
営 業 中	82	7,785.6	1,753	2.05
造 成 中	4	441.4	72	0.12
合 計	86	8,227.0	1,825	2.17

資料:県土地水政策課

1 - 23 市町村別都市計画区域の指定状況及び人口集中地区(DID)面積

都 市 計 画 区 域 名	市町村名	面 積(ha) H18.3.31			D I D H12.10.31		
		都市計画 区域	市街化区域	市街化調整 区域	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
所 沢	所 沢 市	7,199	2,749	4,450	31	290,313	9,377
飯 能	飯 能 市	5,012	1,131	3,881	8	51,495	6,182
入 間	入 間 市	4,474	1,568	2,906	15	123,592	8,046
朝 霞	朝 霞 市	1,838	1,010	828	12	117,000	9,758
志 木	志 木 市	906	641	265	7	64,655	9,593
新 座	新 座 市	2,280	1,299	981	15	138,342	9,132
和 光	和 光 市	1,104	699	405	8	69,553	8,906
川 越	川 越 市	10,916	3,218	7,698	32	265,011	8,228
	日 高 市	4,750	640	4,110	4	31,692	7,186
	川 島 町	4,172	250	3,922	0	0	-
	計	19,838	4,108	15,730	37	296,703	8,102
狭 山	狭 山 市	4,904	1,435	3,469	22	137,970	6,271
上 福 岡	ふじみ野市 (旧上福岡市)	681	444	237	5	52,466	11,556
富 士 見	富 士 見 市	1,970	749	1,221	7	87,118	12,100
	ふじみ野市 (旧大井町)	786	427	359	4	38,740	9,808
	三 芳 町	1,530	284	1,246	2	26,002	11,160
	計	4,286	1,460	2,826	13	151,860	11,266
坂 戸	坂 戸 市	4,097	1,035	3,062	9	67,860	7,984
	鶴 ケ 島 市	1,773	721	1,052	6	55,282	9,183
	計	5,870	1,756	4,114	15	123,142	8,481
	毛 吕 山 町	3,403	363	3,040	3	24,412	8,275
・ 越 生	越 生 町	1,554	170	1,384	0	0	-
	鳩 山 町	2,571	194	2,377	1	9,797	7,965
	計	7,528	727	6,801	4	34,209	8,184
	東 松 山	6,533	1,077	5,456	8	49,436	6,429
川 口	鳳 山 町	2,985	336	2,649	2	10,709	5,758
	滑 川 町	2,971	243	2,728	0	0	-
	吉 見 町	3,863	162	3,701	0	0	-
	熊 谷 市 (旧大里町)	1,558	69	1,489	0	0	-
	計	17,910	1,887	16,023	10	60,145	6,298
川 口	川 口 市	5,575	4,845	730	46	443,395	9,556
蕨	蕨 市	510	510	0	5	71,063	13,934
戸 田	戸 田 市	1,817	1,337	480	13	108,021	8,098
鳩 ケ 谷	鳩 ケ 谷 市	622	622	0	6	54,518	8,765
さいたま	さいたま市 (旧浦和市)	21,749	11,587	10,162	-	-	-
	(旧大宫市)	-	-	-	44	467,654	10,530
	(旧与野市)	-	-	-	52	411,951	7,905
	(旧岩槻市)	-	-	-	8	82,937	10,005
	計	6,035	3,090	2,945	27	201,097	7,484
上 尾	上 尾 市	4,555	2,521	2,034	25	186,373	7,589
	伊 奈 町	1,480	569	911	2	14,724	6,374
	計	6,035	3,090	2,945	27	201,097	7,484
鴻 巣	鴻 巣 市	5,245	1,012	4,233	-	-	-
	(旧鴻巣市)	-	-	-	10	68,964	7,102
	(旧川里町)	-	-	-	0	0	-
吹 上	吹 上 町	1,504	475	1,029	3	19,315	5,835
	桶 川 市	2,526	819	1,707	8	58,819	7,699
	北 本 市	1,984	683	1,301	8	55,213	7,274
	行 田 市	6,737	1,160	5,577	-	-	-
(旧行田市)	-	-	-	-	10	53,000	5,305
	(旧南河原村)	-	-	-	0	0	-
越 谷	越 谷 市	6,031	2,872	3,159	31	277,421	8,920
	吉 川 市	3,162	657	2,505	4	41,803	9,699
	松 伏 町	1,622	262	1,360	3	18,361	6,851
	計	10,815	3,791	7,024	38	337,585	8,863
草 加	草 加 市	2,742	2,480	262	25	222,918	8,867
	八 潮 市	1,803	1,308	495	14	70,173	5,115
	三 郡 市	3,041	1,379	1,662	18	119,839	6,821
	計	7,586	5,167	2,419	56	412,930	7,318

都市計画区域名	市町村名	面積(ha) H18.3.31			DID H12.10.31		
		都市計画区	市街化区域	市街化調整区	面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)
春日部市	春日部市	3,783	1,892	1,891	21	187,361	9,122
庄和(旧庄和町)	春日部市	2,815	329	2,486	3	26,296	7,757
久喜市	久喜市	2,535	887	1,648	7	57,443	7,945
蓮田市	蓮田市	2,727	634	2,093	6	41,329	6,934
白岡町	白岡町	2,488	545	1,943	4	24,840	5,595
菖蒲町	菖蒲町	2,737	283	2,454	1	8,985	6,418
	計	7,952	1,462	6,490	12	75,154	6,369
幸手市	幸手市	3,395	524	2,871	4	35,996	8,844
杉戸町	杉戸町	3,000	446	2,554	3	25,515	7,827
宮代町	宮代町	1,595	345	1,250	4	23,428	6,315
栗橋町	栗橋町	1,390	343	1,047	3	25,342	8,476
大利根町	大利根町	2,447	286	2,161	0	0	-
	計	13,405	2,360	11,045	16	121,788	7,660
加須市	加須市	5,940	900	5,040	7	39,870	6,078
騎西町	騎西町	2,860	211	2,649	1	6,190	4,689
	計	8,800	1,111	7,689	8	46,060	5,845
羽生市	羽生市	5,855	805	5,050	4	22,454	5,531
熊谷市	熊谷市	8,518	2,198	6,320	20	104,731	5,266
深谷市	(旧川本町)	2,177	143	2,034	0	0	-
	江南町	2,285	105	2,180	0	0	-
	計	12,980	2,446	10,534	20	104,731	5,266
妻沼市	(旧妻沼町)	3,627	234	3,393	0	0	-
深谷市	深谷市	5,556	1,458	4,098	13	65,763	5,055
岡部	(旧岡部町)	3,059	125	2,934	0	0	-
本庄市	本庄市	3,672	1,156	2,516	8	43,509	5,480
小川町	小川町	6,045	553	5,492	2	9,425	4,531
区域区分市町村計		236,619	70,830	165,789	660	5,387,646	8,162

北川辺町	北川辺町	2,100	(参考:用途地域の指定 0)	0	0	-
寄居市	深谷市 (旧花園町)	1,582	(" 154)	0	0	-
	寄馬町	6,417	(" 501)	2	5,378	3,404
	計	7,999	(" 655)	2	5,378	3,404
秩父市	秩父市	6,635	(" 826)	8	32,626	4,114
	横瀬町	789	(" 63)	0	0	-
	皆野町	358	(" 197)	0	0	-
	計	7,782	(" 1,086)	8	32,626	4,114
児玉町	美里町	3,348	(" 0)	0	0	-
	深谷市 (旧児玉町)	3,706	(" 359)	0	0	-
	神川町	2,317	(" 33)	0	0	-
	上里町	2,921	(" 373)	0	0	-
	計	12,292	(" 765)	0	0	-
都幾川・玉川	ときがわ町 (旧都幾川村)	5,577	(" 0)	0	0	-
	(旧玉川村)	-	-	0	0	-
	小鹿野町	4,068	(" 0)	0	0	-
非区域区分市町村計		39,818	(" 2,506)	10	38,004	3,996

合計(40市29町)	276,437	70,830	165,789	670	5,425,650	8,103
------------	---------	--------	---------	-----	-----------	-------

県土に占める割合	72.8%	18.6%	43.7%	17.6%	-
----------	-------	-------	-------	-------	---

資料:都市計画区域等面積(県都市計画課)、DID(平成12年国勢調査結果、県統計課)

注:DIDとは、国勢調査により求められる「人口集中地区」である。これは、人口密度の高い調査区域(約4,000人/km²以上)が互い隣接して、5,000人以上になる地区をいう。

2 - 1 国土利用計画における土地利用面積の推移

単位:km²

年次 利用区分	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
農用地	1,015	1,001	986	971	957	945	934	924	910	900	891	883	876	867	862	860	856
農地	1,013	999	984	969	955	943	932	922	908	898	889	881	874	865	860	858	854
探草放牧地	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	1,264	1,264	1,264	1,264	1,257	1,256	1,251	1,246	1,245	1,243	1,236	1,235	1,234	1,234	1,228	1,228	1,225
水面・河川・水路	189	190	190	189	189	189	189	189	188	188	188	190	190	189	188	188	188
水面	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	10	10	10
河川	146	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147
水路	35	35	35	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	32	31	31	31
道路	286	288	291	292	296	298	301	302	307	312	317	320	321	321	329	320	321
一般道路	233	235	238	240	244	246	248	250	255	260	264	267	268	268	277	268	270
農道	47	47	47	46	46	46	47	45	45	45	46	46	46	46	45	45	44
林道	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
宅地	616	624	631	638	644	648	654	660	666	675	683	690	694	698	703	707	713
住宅地	412	418	422	425	429	433	438	443	447	455	460	466	469	472	475	478	482
工業用地	47	48	49	50	51	53	49	49	49	49	48	48	47	47	47	45	44
その他の宅地	157	158	160	163	164	162	167	168	170	171	175	176	178	179	181	184	187
その他	427	430	435	443	454	461	468	476	481	479	482	479	482	488	487	494	494
合計	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797
市街地 (国勢調査DID)		627	627					661					670				

資料:土地利用現況把握調査(毎年10月1日現在)(県土地水政策課)

注:県土面積については、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び総務省「全国市町村要覧」による。

2 - 2 市町村国土利用計画策定状況

平成17年3月31日現在

	市町村名	策定年月日（目標年次）	改定年月日（目標年次）
1	庄和町	昭和55年12月26日（平成2年）	
2	長瀬町	昭和56年6月16日（平成2年）	平成元年3月11日（平成7年）
3	熊谷市	昭和56年6月18日（平成2年）	平成5年6月30日（平成12年）
4	羽生市	昭和56年9月30日（平成2年）	平成3年9月26日（平成12年）
5	白岡町	昭和56年12月19日（平成2年）	平成6年3月9日（平成17年）
6	横瀬町	昭和56年12月23日（平成2年）	平成4年3月17日（平成12年）
7	小鹿野町	昭和57年3月11日（平成2年）	平成4年3月19日（平成12年） 平成13年3月9日（平成22年）
8	滑川町	昭和57年3月10日（平成2年）	平成3年12月11日（平成12年） 平成8年3月12日（一部改定、平成12年） 平成13年3月26日（平成27年）
9	東秩父村	昭和57年3月12日（平成2年）	
10	妻沼町	昭和57年3月19日（平成2年）	平成3年9月11日（平成12年） 平成13年9月3日（平成22年）
11	蓮田市	昭和57年3月26日（平成2年）	
12	両神村	昭和57年4月28日（平成2年）	平成3年12月19日（平成12年） 平成12年12月15日（平成22年）
13	花園町	昭和57年6月17日（平成2年）	平成12年2月22日（平成22年）
14	富士見市	昭和57年6月24日（平成2年）	平成4年12月25日（平成12年）
15	大利根町	昭和57年6月26日（平成2年）	平成2年12月15日（平成12年） 平成13年3月16日（平成22年）
16	大里町	昭和57年7月7日（平成2年）	
17	本庄市	昭和57年9月22日（平成2年）	平成3年3月19日（平成17年）
18	松伏町	昭和57年12月16日（平成2年）	昭和62年12月10日（平成12年） 平成9年4月11日（平成17年）
20	桶川市	昭和57年12月20日（平成2年）	
21	騎西町	昭和58年1月19日（平成2年）	平成3年3月13日（平成12年）
22	鴻巣市	昭和58年9月26日（平成2年）	平成3年3月5日（平成12年）
23	江南町	昭和58年9月26日（平成2年）	平成5年6月15日（平成13年）
24	坂戸市	昭和58年9月27日（平成2年）	平成2年12月19日（平成13年） 平成14年3月2日（平成22年）
25	幸手市	昭和59年4月14日（平成2年）	平成5年4月14日（平成12年）
26	越生町	昭和60年3月18日（平成2年）	平成3年12月12日（平成12年） 平成12年12月5日（平成22年）
27	秩父市	昭和60年6月27日（平成7年）	
28	菖蒲町	昭和60年9月14日（平成2年）	平成6年3月24日（平成13年）
29	行田市	昭和60年12月10日（平成2年）	
30	川本町	昭和60年12月20日（平成4年）	平成7年3月17日（平成12年）
31	吉田町	昭和61年3月17日（平成7年）	平成4年3月17日（平成12年） 平成16年3月15日（平成21年）
32	新座市	昭和61年4月1日（平成7年）	
33	皆野町	昭和61年8月12日（平成7年）	
34	吉川市	昭和62年12月10日（平成7年）	平成9年3月14日（平成17年）
35	三芳町	平成元年6月15日（平成7年）	平成8年10月3日（平成17年）
36	栗橋町	平成元年6月19日（平成7年）	平成9年3月10日（平成17年）

	市町村名	策定年月日（目標年次）	改定年月日（目標年次）
37	吹上町	平成元年12月13日（平成7年）	平成8年3月15日（平成17年）
38	八潮市	平成2年3月13日（平成12年）	
39	三郷市	平成2年3月19日（平成12年）	
40	杉戸町	平成2年12月12日（平成12年） 平成6年9月20日（一部改定、平成12年）	平成12年12月8日（平成22年）
41	川島町	平成3年12月9日（平成12年）	
42	吉見町	平成4年3月17日（平成12年）	
43	小川町	平成4年12月18日（平成12年）	平成13年3月12日（平成17年）
44	鶴ヶ島市	平成5年3月22日（平成13年）	
45	久喜市	平成5年3月24日（平成12年）	
46	深谷市	平成5年6月24日（平成12年）	平成13年3月24日（平成22年）
47	嵐山町	平成7年3月13日（平成17年）	
48	玉川村	平成7年3月9日（平成17年）	
49	飯能市	平成8年3月29日（平成17年）	
50	毛呂山町	平成7年12月12日（平成17年） 平成9年6月17日（一部改定、平成17年）	
51	鷺宮町	平成8年3月8日（平成18年）	
52	寄居町	平成8年9月13日（平成18年）	平成14年3月7日（平成23年）
53	東松山市	平成9年3月17日（平成17年）	
54	川里町	平成10年3月13日（平成22年）	
55	日高市	平成11年3月31日（平成22年）	
56	宮代町	平成11年4月1日（平成22年）	

資料：県土地水政策課

策定済市町村数：56市町村（21市30町5村）、策定率：62.9%（89市町村）

2 - 3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行状況（平成16年度）

（平成17年5月31日現在）

届出・申出	件数	協議件数	成立件数
法第4条による届出	140	3	0
法第5条による申出	109	96	94
合計	249	99	94

上表のうち、土地買取り協議成立状況

買取り目的	買取り件数	買取り面積（m ² ）
道路	11	4,819
文化福祉施設	14	11,548
公園・緑地	40	109,278
代替地	5	1,800
その他	24	23,246
合計	94	150,691

資料：県用地課

2 - 4 地籍調査事業市町村別実績

平成17年4月1日現在 単位:km²

No.	市町村名	着手年	計画面積	任意方式 27-31	特定計画 32-37	第1次 10ヵ年計画 38-44	第2次 10ヵ年計画 45-54	第3次 10ヵ年計画 55-1	第4次 10ヵ年計画 2-11	第5次 10ヵ年計画 12-16	合計 27-16
1	越谷市	昭27	50.41	8.34					1.26	2.43	12.03
2	花園町	27	15.70	15.70							15.70
3	大里町	27	15.16	14.14	1.02						15.16
4	三郷市	27	25.16	9.60							9.60
5	吉川市	28	28.32	10.86							10.86
6	鶴宮町	28	13.80	7.56	6.24						13.80
7	加須市	28	48.29	6.01	11.02	23.71	0.48				41.22
8	幸手市	30	21.19	2.52							2.52
9	蕨市	32	5.09		5.34						5.34
10	川本町	32	8.98		8.98						8.98
11	本庄市	32	27.75		14.22	13.53					27.75
12	大利根町	35	22.17		8.86	14.90	0.32				24.08
13	上里町	36	25.19		2.78	22.41					25.19
14	妻沼町	36	29.66		3.21	14.74	11.71				29.66
15	神川町	39	21.90			15.83	6.07				21.90
16	日高市	39	41.56			11.60	9.01	8.70	5.55	2.23	37.09
17	狭山市	40	41.49			9.37	17.68	6.86	0.94	0.48	35.33
18	入間市	40	44.02			12.57	16.51	2.59	0.96	0.23	32.86
19	毛呂山町	41	33.49			5.01	16.25	12.23			33.49
20	所沢市	41	65.97			11.87	21.24	4.42			37.53
21	熊谷市	41	58.85			5.17	13.52	5.51	2.17	0.82	27.19
22	坂戸市	42	35.35			4.18	17.88	9.30	0.17		31.53
23	大井町	42	7.86			4.43	3.61				8.04
24	東松山市	43	41.69			3.05	20.72	6.61			30.38
25	蓮田市	43	24.78			0.35					0.35
26	三芳町	43	15.11			2.41	12.70				15.11
27	志木市	44	7.93			1.07	1.60				2.67
28	上尾市	45	44.11				7.00	2.26	1.16		10.42
29	栗橋町	45	6.00				4.58				4.58
30	杉戸町	45	29.57				1.71				1.71
31	滑川町	45	23.31				10.13	7.88	1.83	1.62	21.46
32	嵐山町	45	28.40				2.69	8.06	13.35	0.79	24.89
33	川越市	45	78.86				17.88	14.06	2.98	1.34	36.26
34	児玉町	46	49.50				14.32	9.26	13.39	6.86	43.83
35	深谷市	46	52.68				14.45	6.25	5.84	2.10	28.64
36	騎西町	46	28.28				22.78	5.43			28.21
37	美里町	47	20.41				7.93	5.06	6.08	0.12	19.19
38	江南町	47	20.01				9.64	4.97			14.61
39	鳩山町	48	23.71				14.52	8.97			23.49
40	庄和町	48	23.87				8.69	7.63	1.92	0.97	19.21
41	鶴ヶ島市	52	16.37				4.40	8.53	1.26		14.19
42	越生町	53	38.71				2.18	33.92	2.16		38.26
43	川里町	62	16.58					3.20	7.39		10.59
44	飯能市	平3	128.64						12.74	2.37	15.11
45	小川町	5	57.14						13.71	7.60	21.31
46	小鹿野町	6	99.90						3.89	2.86	6.75
47	玉川村	10	14.38						1.38	6.39	7.77
48	北川辺町	12	14.68							2.11	2.11
49	秩父市	14	224.24							1.00	1.00
50	春日部市	15	36.69							0.27	0.27
51	神泉村	15	22.67							0.78	0.78
計		1875.58	74.73	61.67	176.20	312.20	181.70	100.13	43.37	950.00	
国土調査法第19条5項指定面積											
調査済面積合計			74.73	61.67	176.20	312.20	199.08	131.46	62.15	1017.49	
累計調査面積			74.73	136.40	312.60	624.80	823.88	955.34	1017.49	1017.49	
進捗率(%)			2.13	3.88	8.89	17.77	23.43	27.17	28.94	28.94	
実施市町村数			8	9	18	30	22	21	20	51	

資料:県土地水政策課

調査対象面積 3,516 Km²

2 - 5 土地分類基本調査実施状況

図幅名	寄居	青梅	川越	大宮	熊谷	鴻巣	秩父	万場	十石峠	三峰
現地調査年度	昭37,38年	46年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	51年	51年
報告書作成年度	39年	46年	47年	47年	48年	49年	50年	52年	52年	52年

図幅名	金峰山	高崎	深谷	古河	水海道	野田	東京東北部	東京西北部	備考
現地調査年度	51年	52年	52年	53年	53年	53年	54年	54年	
報告書作成年度	52年	53年	53年	54年	55年	54年	55年	55年	寄居、青梅図幅は国で実施

資料:県土地水政策課

2 - 6 地価のネットワーク(地点数)

用途別	年度(年)		平成4	5	6	7	8	9	10
	市街化区域	標準地基準地	792	1,075	1,262	1,418	1,418	1,430	1,436
宅地	市街化調整区域	標準地基準地	83	83	83	83	83	83	83
	その他都市計画区域	標準地基準地	3	3	19	31	31	34	34
	都市計画区域外	標準地基準地	-	-	-	-	-	-	-
	林地	標準地基準地	2	2	2	2	2	2	2
合計	標準地基準地	880	1,163	1,366	1,534	1,534	1,549	1,555	
		821	905	905	905	905	919	929	

用途別	年度(年)		11	12	13	14	15	16	17
	市街化区域	標準地基準地	1,435	1,436	1,436	1,473	1,473	1,473	1,441
宅地	市街化調整区域	標準地基準地	83	83	83	83	83	83	83
	その他都市計画区域	標準地基準地	38	38	38	38	38	38	38
	都市計画区域外	標準地基準地	-	-	-	-	-	-	-
	林地	標準地基準地	2	2	2	2	2	2	2
合計	標準地基準地	1,558	1,559	1,559	1,596	1,596	1,596	1,596	1,564
		869	857	857	857	857	857	857	857

資料:標準地の地点数は国土交通省、基準地の地点数は県開発指導課。

2 - 7 平成17年埼玉県内の標準地の用途別平均価格及び対前年変動率(地価公示)

項目	標準地数	平均価格(円/m ²)	対前年変動率(%)
住宅地	1,140	133,800	3.5
宅地見込地	3	38,300	5.7
商業地	217	288,200	4.3
準工業地	102	138,900	3.8
工業地	17	84,400	6.4
市街化調整区域内宅地	83	33,500	11.8
林地	2	8,700	11.6

資料:国土交通省

2 - 8 近県の基準地の対前年度変動率

年度	用途	都・県名				
		埼玉	東京	神奈川	千葉	全国
16	住宅地	4.7	2.7	4.6	7.6	4.6
	商業地	6.1	2.0	5.8	8.9	6.5
	準工業地	5.1	2.4	6.0	11.0	6.6
	工業地	8.2	4.8	8.7	13.5	6.6
	市街化調整区域内宅地	11.3	7.9	5.6	10.9	5.7
17	住宅地	3.0	0.8	3.1	4.5	3.8
	商業地	3.8	0.1	3.7	4.8	5.0
	準工業地	3.7	0.6	3.9	6.5	5.2
	工業地	5.3	1.2	6.8	8.5	5.7
	市街化調整区域内宅地	9.5	4.2	4.5	6.5	4.9

資料：埼玉県の変動率は県開発指導課。

それ以外の変動率は国土交通省（平成17年度都道府県地価調査）。

2 - 9 平成17年度基準地の用途別平均価格及び対前年変動率（地価調査）

項目	基 準 地 数	平均価格（円／m ² ）	対前年度変動率
住宅地	616	116,900	3.0
商業地	112	250,400	3.8
準工業地	39	128,400	3.7
工業地	21	55,700	5.3
市街化調整区域内宅地	66	31,900	9.5
林地	3	506,700円/10ルート	11.2

資料：県開発指導課

2 - 10 平成17年度高価格地点順位表（地価調査）

(1) 住宅地

順 位	基 準 地 番 号	17年度価格 (16年度価格) (円/m ²)	対前年度 変 動 率 (%)	所 在 地	交通接近状況
1	さいたま浦和 - 10	307,000 (302,000)	1.7	岸町1丁目16番10 「岸町1-15-18」	南浦和 900m
2	さいたま浦和 - 11 (公示 浦和-9)	300,000 (295,000)	1.7	北浦和1丁目39番2 「北浦和1-5-12」	北浦和 400m
3	さいたま浦和 - 3	288,000 (286,000)	0.7	岸町2丁目86番 「岸町2-13-13」	浦和 850m

(2) 商業地

順 位	基 準 地 番 号	17年度価格 (16年度価格) (円/m ²)	対前年度 変 動 率 (%)	所 在 地 (ビル名又は店舗名)	交通接近状況
1	さいたま大宮5-3	890,000 (910,000)	2.0	桜木町2丁目4番9 (榎本ビル)	大宮 250m
2	さいたま大宮5-1	1,320,000 (1,350,000)	2.2	宮町1丁目86番1 (大宮イーストビル)	大宮 300m
3	さいたま大宮5-5 (公示 大宮5-2)	1,470,000 (1,500,000)	2.2	大門町3丁目59番1 (小沢ビル)	大宮 500m

資料：県開発指導課

2 - 11 土地取引件数及び面積の推移

単位:件数、ha

調査名	規制区域指定事前調査							
年	昭和54	55	56	57	58	59	60	61
件数	101,702	90,879	91,001	86,611	83,558	82,848	86,093	94,811
面積	2,908.2	2,511.4	2,967.5	2,719.2	2,352.2	2,475.3	3,728.0	2,899.9

単位:件数、ha

調査名	土地取引規制基礎調査(概況調査)								
年	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7
件数	111,621	101,088	109,728	107,669	86,323	84,811	84,151	92,599	88,075
面積	3,569.3	3,149.3	3,361.2	3,013.7	2,503.0	2,100.9	2,021.8	2,210.2	1,771.4

単位:件数、ha

調査名	土地取引規制基礎調査(概況調査)								
年	8	9	10	11	12	13	14	15	16
件数	101,791	90,976	78,106	89,495	84,591	89,007	88,736	96,773	99,602
面積	2,274.1	2,239.7	1,508.0	2,424.6	2,077.2	2,457.4	2,153.7	2,295.9	2,749.3

資料:県土地水政策課

2 - 12 届出処理状況

単位:件、m²

区分		13年度	14年度	15年度	16年度
届出	件数	246	228	300	354
	面積	3,013,669	1,681,783	5,199,126	2,344,682
処理	件数	254	228	297	355
	面積	4,188,283	1,687,610	5,201,661	2,280,604
不動告勧	届出どおり処理	件数	254	228	297
		面積	4,188,283	1,687,610	5,201,661
	引下げ指導後処理	件数	0	0	0
		面積	0	0	0
告勧	変更勧告	件数	0	0	0
		面積	0	0	0
	中止勧告	件数	0	0	0
		面積	0	0	0
取下げ		件数	0	0	0
		面積	0	0	0
審査縁越		件数	3	3	6
		面積	40,067	34,239	95,782

資料:県開発指導課

2 - 13 届出件数・面積の推移

単位:件、m²

年度	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
届出	件数	984	404	342	252	246	228	300
	面積	5,218,544	1,482,117	5,492,509	5,247,518	3,013,669	1,681,783	5,199,126

資料:県開発指導課

2 - 14 届出処理案件の利用目的別件数と勧告件数の推移

年度 利用区分	10年			11年			12年			13年			14年			15年			16年												
	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%	件数	うち勧告件数	%							
住 宅 地	172	42	0	0	109	32	0	0	107	42	0	0	114	45	0	0	121	53	0	0	117	39	0	0	179	50	0	0			
別 莊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生産施設工場等	106	26	0	0	65	19	0	0	63	25	0	0	54	21	0	0	35	15	0	0	69	23	0	0	70	20	0	0	0	0	0
商 業 施 設	24	6	0	0	105	31	0	0	26	10	0	0	32	13	0	0	16	7	0	0	27	9	0	0	24	7	0	0	0	0	0
レジヤー施設	1	0	0	0	1	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0
ゴ ル フ 場	9	2	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	5	2	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0
林 業	0	0	0	0	7	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	11	4	0	0	3	1	0	0	0	0	0
農業・畜産業・水産	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	95	23	0	0	55	16	0	0	46	18	0	0	48	19	0	0	50	22	0	0	63	21	0	0	73	21	0	0	0	0	0
計	409	-	0	0	344	-	0	0	252	-	0	0	254	-	0	0	228	-	0	0	297	-	0	0	355	-	0	0	0	0	0

「%」は小数点以下を四捨五入しているため、年度の合計が100にならない場合があります

資料:県開発指導課

2 - 15 事前確認申請件数・面積の推移

(1)政令第17条の2第3号該当(宅地分譲)

年度 区分	9年	10年
件 数	300	102
区 画 数	3,297	928
面 積 (m ²)	484,583	136,304

(2)政令第17条の2第4号該当(マンション等)

年度 区分	9年	10年
件 数	124	60
区 画 数	5,570	2,803
面 積 (m ²)	206,983	106,994

平成11年度以降は県内全域事後届出のため、事前確認制度に基づく届け出はない。

資料：県開発指導課

資料 2 - 16 県内の法人及び世帯の土地所有の概況

法 人	法人数	土地所有 法人数	土地 所 有率 (%)	土地所有 面積(千 m ²)	所有法人当 たり面積 (m ²)
土地の種類計	80,310	21,890	27.3	224,153	10,240
棚卸資産		1,210	1.5	8,717	7,204
農 地		620	0.8	2,210	3,565
山 林		1,080	1.3	82,542	76,428
宅地など		21,140	26.3	125,134	5,919
そ の 他		40	0.0	5,551	138,775

資料：国土交通省（平成15年土地基本調査）

世 带	世帯数	土地所有 世帯数	土地 所 有率 (%)
土地の種類計	2,210,000	1,301,000	58.9
現住居の敷地		1,260,000	57.0
農 地		142,000	6.4
山 林		57,000	2.6
現住居の敷地 以外の宅地など		174,000	7.9

資料：国土交通省（平成10年土地基本調査）

資料2-17 法人の県内の土地所有状況

	土地 所有 法 人 数	土地 所有 面積(千m ²)	所有法人当たり 面積(m ²)
業 種 計	29,920	295,644	9,881
農業	100	1,780	17,800
林業	10	104	10,400
漁業	10	21	2,100
鉱業	20	2,049	102,450
建設業	5,090	14,352	2,820
製造業	6,900	70,051	10,152
電気・ガス・熱供給・水道業	50	3,918	78,360
情報通信業	230	2,044	8,887
運輸業	1,090	43,777	40,162
卸売・小売業	6,440	18,582	2,885
金融・保険業	260	1,490	5,731
不動産業	2,730	25,226	9,240
飲食店・宿泊業	760	764	1,005
医療・福祉	900	3,768	4,187
教育・学習支援業	720	13,767	19,121
複合サービス業	120	2,801	23,342
サービス業	4,490	91,148	20,300
資 本 金 階 級 計	27,760	212,334	7,649
1000万円未満	6,640	5,950	896
1000～3000万円未満	13,040	32,056	2,458
3000～5000万円未満	2,480	17,174	6,925
5000～1億円未満	1,930	14,265	7,391
1～10億円未満	2,080	34,873	16,766
10億円以上	1,570	108,017	68,801

資料：国土交通省（平成15年土地基本調査）

資料2-18 世帯属性別の「現住居の敷地」の所有状況

	世帯数	現住居の敷地所有世帯数	現住居の敷地 所有率 (%)
世 帯 人 員			
1人	424,000	93,000	21.9
2人	528,000	290,000	52.9
3人	506,000	304,000	60.1
4人	517,000	337,000	65.2
5人以上	303,000	236,000	77.9
世 帯 主 の 年 齢			
30歳未満	229,000	16,000	7.0
30～39歳	369,000	118,000	32.0
40～49歳	488,000	299,000	61.3
50～59歳	572,000	414,000	72.4
60歳以上	537,000	411,000	76.5
年 間 収 入 階 級			
300万円未満	431,000	170,000	39.4
300～500万円未満	552,000	250,000	45.3
500～700万円未満	444,000	254,000	57.2
700～1000万円未満	439,000	318,000	72.4
1000万円以上	325,000	267,000	82.2

資料：国土交通省（平成10年土地基本調査）

2 - 19 数値地図

平成18年1月末現在

名 称	刊行枚数	1枚あたりの収集範囲	原資料	データ内容
数値地図2500 (空間データ基盤)	CD-ROM 75枚	数～数10市区町村をまとめた範囲、整備対象は全国の都市計画区域のみ	1/2500都市計画基図	行政区域・海岸線、道路中心線、測量基準点等ベクトルデータ(GIS用图形データ)
数値地図2500 (空間データ基盤) 統合版	CD-ROM 16枚	数値地図2500(空間データ基盤)75枚のCD-ROM版を地区毎に16枚に統合、対象は全国の都市計画区域のみ	1/2500都市計画基図	行政区域・海岸線、道路中心線、測量基準点等ベクトルデータ(GIS用图形データ)
数値地図25000 (地図画像)	CD-ROM 75枚	1/20万地勢図単位 (1/2.5万で最大64枚分) 整備対象は全国	1/2.5万地形図	1/2.5万地形図の画像TIFF形式ラスター
数値地図50000 (地図画像)	CD-ROM 30枚	1～4都道府県程度(重複部あり)、整備対象は全国	1/5万地形図	1/5万地形図の画像TIFF形式ラスター
数値地図200000 (地図画像)	CD-ROM 3枚 日本 , ,	全国を3分割(重複部あり)	1/20万地勢図	1/20万地勢図の画像TIFF形式ラスター
数値地図25000 (空間データ基盤)	CD-ROM 53枚	県単位(北海道は2支庁単位) 整備対象は全国	1/2.5万地形図	道路中心線、鉄道中心線、河川中心線、水涯線、海岸線、行政界、基準点、公共施設、標高、ベクトルデータ
数値地図25000 (地名・公共施設)	CD-ROM 1枚	全国	1/2.5万地形図	注記及び公共施設ベクトルデータ
数値地図25000 (行政界・海岸線)	CD-ROM 1枚	全国	1/2.5万地形図	行政界・海岸線・主要な湖岸線 ベクトルデータ
数値地図10mメッシュ (火山標高)	CD-ROM 1枚	全国の13火山	1/5千、1/1万 火山基本図	10mメッシュの中心点標高
数値地図5mメッシュ (標高)	CD-ROM 2枚	埼玉東南部 東京都区部	航空レーザスキャナ 計測による標高データ	5mメッシュの中心点標高、樹木等を取り除いた地表面データ
数値地図50mメッシュ (標高)	CD-ROM 3枚 日本 , ,	全国を3分割(重複部あり)	1/2.5万地形図	50mメッシュの中心点標高
数値地図250mメッシュ (標高)	CD-ROM 1枚	全国	1/2.5万地形図	250mメッシュの中心点標高 1kmメッシュ(標高)・(平均標高)含む
細密数値情報10m メッシュ(土地利用)	CD-ROM 15枚 各圏5枚	圏単位(首都圏、中部圏、近畿圏)		10mメッシュの土地利用、行政区域、画像データ
日本国勢地図	CD-ROM 1枚	全国	新版日本国勢地図	新版日本国勢地図(1990年版)の14分野94主題

資料：国土交通省国土地理院

2 - 20 数値地図2500(空間データ基盤)の整備項目

データ項目一覧(世界測地系)

項目	内容
行政区域・海岸線(町丁目/大字まで区分)	ベクタ線情報でポリゴンを構成、点情報(位置参照情報)
街区(住居表示の「番」)	ベクタ線情報でポリゴンを構成、点情報(位置参照情報)
道路中心線(ネットワーク)	ベクタ線情報で道路ネットワークを構成
鉄道・駅	ベクタ線情報、駅については点情報
内水面、公園等の場地(都市公園、飛行場等)	ベクタ線情報でポリゴンを構成
公共建物	ポリゴン
測地基準点(三角点)	点情報

刊行図及び収録範囲(埼玉県部分)

刊行図名	収録範囲
関東 2	さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、さいたま市緑区、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、美里町、児玉町、神川町、上里町、大里町、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、花園町、寄居町、騎西町、南河原村、川里町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町、庄和町

行政名は平成18年3月時点

資料：国土交通省国土地理院

2 - 21 国土数値情報

	ファイル名	資料年度	内 容	原 資 料
指定期区	都市計画区域	S60,H2	5地域・鳥獣保護区、H2は都市計画区域のみ	都市計画図、自然環境保全地域位置図、自然公園計画図、土地利用基本計画図、国立公園資料図、鳥獣保護区一覧
	自然公園	S60		
	自然環境保全区域	S60		
	農業地域	S60		
	森林地域	S60		
	指定地域新名称	S60		
	鳥獣保護区域	S57		
	指定地域メッシュ	S60		
	三大都市圏計画区域	H2	市街地、整備区域、開発区域の位置	都市計画図、三大都市圏計画位置図
	監視区域	H7,8,9,10,11	位置、指定期間、指定主体、対象面積	都道府県別監視区域資料
域沿岸	森林・国公有地メッシュ	H6	国有地9分類、公有林、公有農牧場	大蔵省国有財産現在額調書、都道府県資料
	リゾート法指定地域	H7	構想名、地区名、面積、指定年月日	都道府県別リゾート法指定区域資料
	市区町村別法指定等地域	H7	地方振興関連法指定地域、市町村圏など	国土統計要覧、国土庁地方振興局資料
	潮汐・海洋施設	H2	潮汐・潮流・マリーナ・海象観測施設	海図
域岸	港湾	H2	管理者、埠頭延長、フェリー便数、貿易	運輸省資料
	沿岸地域ライン	S59	漁港・港湾・魚礁・海底施設線・環境基準類型・鉱区・漁港一覧、漁港連絡図、釣り場案内、都道府県港湾資料、海図	生活環境項目・水産動植物保護・航路・漁業権
	沿岸地域メッシュ	H2	水深・底質・渦流・藻場・磯釣り場・潮流	海図、水産試験所調査報告
	波向・海霧・自然漁場2次メッシュ	H2	波浪、視程、漁場における魚名	海上保安庁資料
域自然	沿岸陸域ライン	S59	埋立・干拓区域、海岸線、海水浴台帳、空港、砂利採取場、自然公園区域、自然公園区域、国土保全関連情報、低地地形分類、地盤沈下地域等	都道府県資料、建設省資料、営林局資料
	海岸施設・感潮限界	H2	海岸利用施設・駆潮場・感潮限界	都道府県資料、国土地理院資料
	高潮・津波テープル	S49	高潮災害、津波災害	高潮災害記録、津波災害記録(50~100年間)
	自然地形メッシュ	S59	標高・傾斜度・山岳・谷密度・地形・地質・土壤	国土地理院2万5千分の1地形図
土地区間連	気候値メッシュ	S28 ~ 57	降水量・気温・積雪	気象庁資料、建設省河川局資料
	活断層 *	H7	断層名・確実度・活動度・長さ・変位速度	新版「日本の活断層」
	地価公示	H7 ~ 12	地名・位置・価格・利用状況・用途地域	地価公示報告書
国格施設	都道府県地価調査	H7 ~ 12	地名・位置・価格・利用状況・用途地域	標準価格一覧、基準価格位置所在地
	土地利用メッシュ	S51,62,H3	100mメッシュで、田、畠、果樹園、森林、建物、水などに分類している。S51年は15、62年は12、H3年は11分類	S51,62は2万5千分の1地形図、H3はLANDSAT画像(1部未整備)
	道路	H7	位置、管理区分、高速道路、国道、主要地方道	地形図、都道府県資料
土骨格	鉄道	H7	位置、管理区分、駅、全鉄道	地形図、鉄道要覧
	行政界・海岸線	H7,8,9,10,11	市区町村の境界線、海岸線	地形図、全国市町村要覧
	道路密度・道路延長メッシュ	S53	メッシュを横切る道路の本数	地形図、道路データ
設施	文化財	S50	位置、コード	文化庁7万文の1全国遺跡地図
	公共施設	H2	施設の名称、種別、住所、位置、管理者	都道府県資料、建設省資料、厚生省資料
	発電所	H7	位置、種別、出力、発電所名、運転開始日	電源開発要覧
産業統計	商業統計3次メッシュ	S54,57,60,61	産業別商店数、従業員数、販売額、売場面積、その後、(S63、H1)と(H3、H4)の2回のデータが通商産業省商業統計課で作成されている。	商業統計調査、事業所統計調査
	商業統計4次メッシュ	S54,57,60,61		
	工業統計メッシュ	S52,55,57	産業別事業所数、従業員数、出荷額、その後、H2のデータが通商産業省工業統計課で作成されている。	工業統計調査
水文	農業センサスメッシュ	S50,55	人口、耕地面積、使用機械、家畜頭数	農業センサス
	ダム	H7	位置、コード、規模、貯水量、竣工日	ダム総覧
	河川	H7	名称、位置	河川管内図
	河川・水系域テーブル	H7	河川単位流域台帳・水系域流路延長・水系域人口	河川管内図
	湖沼	S50	短辺100m以上の湖沼の位置、面積	地形図
	湖沼メッシュ	S57	名称、水面標高、最大水深	地形図
	水系域流路延長	S52	河口からの延長距離、河床標高	河川管内図
	流路延長メッシュ	S52	種類別流域延長	河川管内図
	流域界・非集水域	S52	位置、コード	河川管内図
	流域・非集水域メッシュ	S52	水系域コード、単位流域コード	河川管内図
	水文観測所	S52	位置、種別、雨量、流量	水文年表

* 原資料との関係等により提供できないデータ

資料:国土交通省国土地理院

2 - 2 2 細密数値情報（首都圏・中部圏・近畿圏）

データの種類	単位	単位	データの内容
原データ	土地利用（第1時期） 1974年	100 m	山地・荒地、田、畑造成中地、空地、工業用地、住宅地(3区分)、河川・湖沼、商業・業務用地、道路、公園等、公共・公益施設その他15区分
	土地利用（第2時期） 1979年		
	土地利用（第3時期） 1984年		
	土地利用（第4時期） 1989年		
	土地利用（第5時期） 1994年		
	行政区域	10 m & 100 m	市町村コード
	土地区画整理事業区域	"	事業開始年・事業終了年
	土地規制区域	100 m	保安林区域・緑地保全地区・風致地区等
	D I D	"	人口集中地区
	用途地域・容積率	"	都市計画法に基づく用途地域、容積率
集約	時間帯・距離帯	"	東京駅等からの到達時間・距離等
	土地利用基本計画	"	都市計画区域、森林地域、農業地域等
	地形	"	標高、傾斜
	地価	地点	公示地価
集約	集約ファイル 1	10 m	土地利用、行政区域
	集約ファイル 2	100 m	土地利用、行政区域、土地規制区域、D I D、用途地域、容積率、土地利用基本計画、地形（土地区画整備事業区域）

資料：国土交通省国土地理院

10 mメッシュ土地利用データは、CD-ROMで、一般に販売されている。

2 - 23 埼玉全県航空写真

撮影年度	撮影区域	モノクロ・カラー	撮影縮尺
昭和41年度	埼玉全県	モノクロ	全県 1/20,000
45年度	埼玉全県	モノクロ	全県 1/12,500
50年度	埼玉全県	モノクロ	全県 1/12,500
55年度	埼玉全県	モノクロ	全県 1/12,500
60年度	埼玉全県	カラー	平地 1/8,000 山地 1/20,000
平成2年度	埼玉全県	カラー	平地 1/8,000 山地 1/20,000
7年度	埼玉全県	カラー	平地 1/8,000 山地 1/20,000

資料:県文書館(地図センター)、県土地水政策課

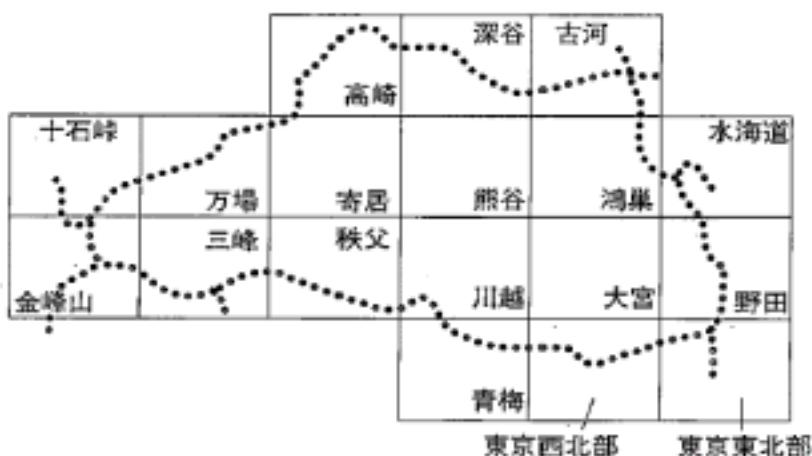
2 - 24 国土地理院撮影空中写真

撮影範囲(地区名)	撮影年度	モノクロ/カラー	撮影縮尺	備 考
高崎	2000年(平成12年)	カラー	1/30,000	
深谷	1999年(平成11年)	カラー	1/30,000	
古河	1999年(平成11年)	カラー	1/30,000	
十石峠	2001年(平成13年)	モノクロ	1/40,000	
万場	1995年(平成7年)	モノクロ	1/40,000	
寄居	1995年(平成7年)	カラー	1/25,000	2000年と2001年撮影の部分も有り
熊谷	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	
鴻巣	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	
水海道	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	
金峰山	2000年(平成12年)	モノクロ	1/40,000	
三峰	1995年(平成7年)	モノクロ	1/40,000	
秩父	2001年(平成13年)	モノクロ	1/40,000	
川越	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	
大宮	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	さいたま市は2003年撮影分有り
野田	2002年(平成14年)	モノクロ	1/30,000	
青梅	2001年(平成13年)	カラー	1/30,000	
東京西北部	2001年(平成13年)	カラー	1/30,000	2003年撮影の部分も有り
東京東北部	2001年(平成13年)	カラー	1/30,000	

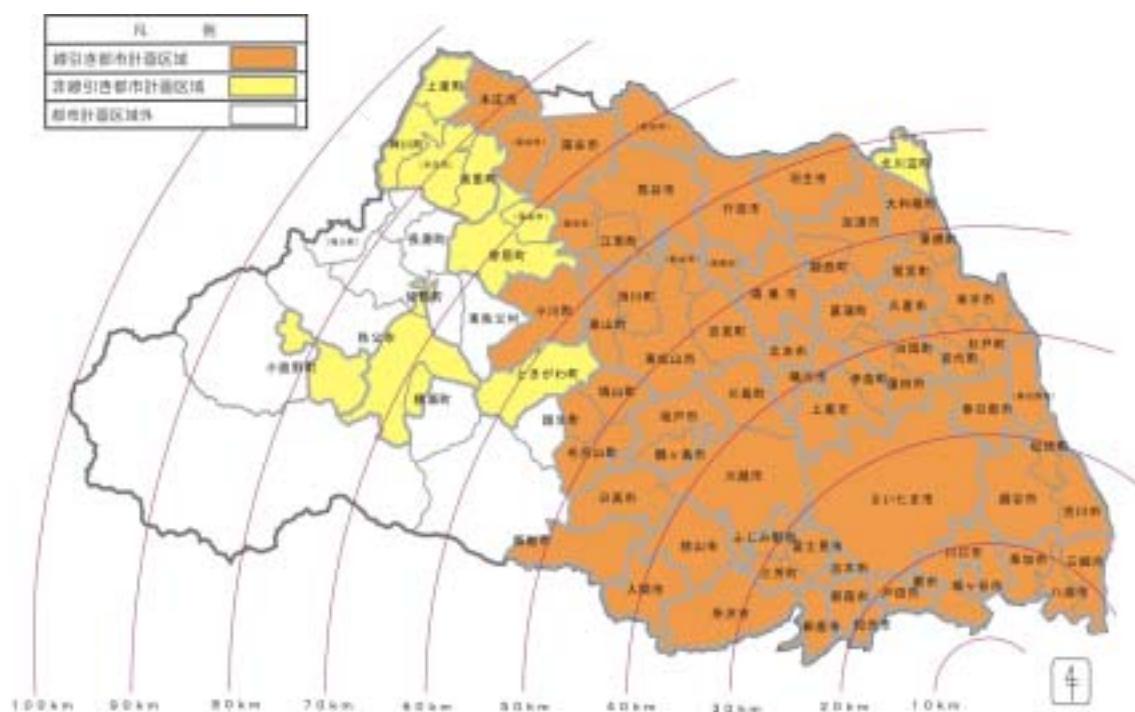
資料:国土交通省国土地理院、(財)日本地図センター

原則として該当5万図様全体をカバーしている空中写真のうち、各地区毎(下図参照)の最新の撮影年度と仕様を示す。

< 5万分の1地形図・地区名 >



3 - 1 都市計画区域図



埼玉県71市町村（40市30町1村）

都市計画区域	区域区分区域	非区域区分区域
46都市計画区域 (40市29町)	40都市計画区域 (39市20町)	6都市計画区域 (3市9町)
		深谷市(旧花園町)・本庄市(旧児玉町)の区域は、現在、非線引き区域のため、市町数にカウントしている。

非区域区分区域のうち、用途指定が有るのは、

秩父市・横瀬町・本庄市(旧児玉町)・上里町・皆野町・深谷市(旧花園町)
寄居町・神川町

非区域区分区域のうち、用途指定が無いのは、

美里町・ときがわ町・北川辺町・小鹿野町

一部都市計画区域 飯能市・秩父市・深谷市・本庄市・越生町

横瀬町・皆野町・小鹿野町・神川町

全域都市計画区域外 東秩父村・長瀬町

資料：県都市計画課（平成18年3月31日現在）

3 - 2 用途地域等の指定状況

平成18年3月1日現在 単位:ha, %

区分	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域
面積	13,863.1	317.2	13,551.1	3,838.4	19,769.2	4,517.1
割合	18.8	0.4	18.3	5.2	26.7	6.1

区分	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	県合計
面積	1,381.4	1,640.2	2,237.1	6,737.6	2,653.6	3,484.9	73,990.9
割合	1.9	2.2	3.0	9.1	3.6	4.7	100.0

資料:県都市計画課

3 - 3 地域別住宅・宅地供給フレーム

平成8~17年の住宅建設戸数(万戸)	県南地域		県央地域		県北地域		地域計
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	
新設	35.3	10.2	6.5	52.0			
増築	24.3	6.5	4.2	35.0			
平成8~17年の宅地供給量(ha)(MG換算)	3,900	1,780	1,420	7,100			

資料:県住宅課

3 - 4 重点供給地域の概要

	県南地域		県央地域		県北地域		地域計
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	
低・未利用地型	14	261	4	54	1	10	19 325
市街化区域内農地	125	6,042	49	1,859	37	1,704	211 9,605
居住地整備促進型	35	898	4	60	3	68	42 1,026
新市街地型	24	2,317	36	1,829	13	912	73 5,058
合計	198	9,518	93	3,802	54	2,694	345 16,014

資料:県住宅課

3 - 5 重点誘導地域の概要

地区	県南地域		県央地域		県北地域		地域計
	区数	面積(ha)	区数	面積(ha)	区数	面積(ha)	
面積(ha)	22	715	7	144	7	415	36 1,274

資料:県住宅課

3 - 6 土地区画整理事業の施行状況

平成18年3月31日現在

事業主体	施行済		施行中		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
個人・共同	14	157.9	2	22.3	16	180.2
組合	165	4,170.7	54	1,797.8	219	5,968.5
市町村	165	8,923.2	91	4,361.6	256	13,284.8
県	8	848.2	2	324.5	10	1,172.7
行政庁	7	674.5	-	-	7	674.5
住宅・都市整備公団	15	1,422.0	11	1,177.7	26	2,599.7
埼玉県住宅供給公社	1	13.9	-	-	1	13.9
合計	375	16,210.4	160	7,683.9	535	23,894.3

資料:県市街地整備課

3 - 7 市街地再開発事業等の施行状況

(平成18年3月31日現在)

区分	施行者	地区名	面積 (約ha)	都市計画決定	備 考
施行済	浦和市	浦和駅前	2.1	S42.09.26	施設建築物完了公告日 S56.03.26
	個人	川口並木4丁目	0.3	S54.12.12 (促進区域)	" S56.09.29
	都市公団	川越駅前脇田町	1.1	S51.06.15	" S57.03.25
	上尾市	上尾駅東口	2.2	S53.08.18	" S58.11.15
	個人	浦和元町2丁目	0.3	S57.10.15 (促進区域)	" S61.09.16
	所沢市	所沢駅西口	2.1	S51.06.15	" S61.04.01
	個人	春日部駅東口第6街区	0.3	S59.12.26 (促進区域)	" S63.03.29
	川越市	川越駅東口	1.8	S49.10.11	" H02.03.31
	個人	中山道1	0.2	H01.01.10 (促進区域)	" H03.03.22
	久喜市	久喜駅前西口	1.1	S58.12.09	" H02.10.25
	草加市	草加駅東口	2.3	S57.03.09	" H04.03.31
	組合	北与野駅南口	1.5	S62.03.03	" H04.02.10
	与野市	北与野駅北口	2.2	S61.03.28	" H04.04.27
	都市公団	川口駅西口	2.4	S60.10.29	" H04.12.08
	個人	中山道1-2	0.2	H03.02.01 (促進区域)	" H05.03.23
	個人	中央三丁目桜橋	0.3	H01.07.15 (促進区域)	" H05.11.02
	組合	川口駅東口第3工区	1.1	S59.03.09	" H03.10.16
	組合	谷塚駅東口	1.8	S58.10.14	" H04.12.19
	岩槻市	岩槻駅東口	2.0	S60.01.18	" H08.02.26
	組合	与野駅西口浦和	0.9	H05.04.02	" H08.12.03
	個人	中山道H-3	0.3	H06.04.08 (促進区域)	" H09.03.17
	個人	川口第5工区北	0.3	H05.03.24 (促進区域)	" H09.11.21
	組合	豊岡第一北	1.0	H06.11.18	" H09.10.10
	個人	武蔵浦和駅第2街区	1.4	H05.12.03 (促進区域)	" H10.06.01
	志木市	志木駅東口	1.6	S60.03.08	" H12.02.21
	組合	豊岡第一南	0.7	H11.01.11	" H12.11.30
	都市公団	武蔵浦和駅第6街区	1.4	H06.12.02	" H13.03.21
	組合	北与野駅南口西	1.8	H09.01.21	" H13.03.29
	組合	北越谷駅東口A街区	0.9	H06.01.14	" H13.04.23
	組合	与野駅西口寿町	0.5	H10.12.28	" H13.09.28
	個人	北浦和1丁目	0.3	H08.07.23	" H14.02.05
	組合	後原中央東	0.7	H09.11.11	" H14.09.20
	組合	与野駅西口旭町	0.6	H10.12.28	" H15.03.14
	組合	浦和駅西口南第三	1.3	H09.04.18	" H15.03.19
	組合	大宮鐘塚A	1.4	H05.02.05	" H16.03.20
	組合	川口本町4丁目	0.9	H12.01.05	" H16.07.31
	組合	熊谷駅東	1.5	H13.01.24	" H16.11.16
	個人	川口栄町3丁目C	0.4	H14.03.25	" H17.07.01
	組合	川口1丁目1番	2.3	H03.12.17	" H18.03.17
	組合	浦和駅西口南第四	0.8	H12.01.18	" H18.02.16
40 地区			46.3ha		
事業認可済	都市機構	上福岡駅西口駅前	2.6	H14.03.12	事業認可 H15.03.03
	組合	武蔵浦和駅第8-1街区	2.6	H09.04.18	組合設立認可 H12.08.08
	さいたま市	浦和駅東口駅前	2.8	H06.12.02 (第二種)	事業認可 H11.03.18
	組合	鴻巣駅東口A	3.7	H09.01.21 (促進区域)	組合設立認可 H15.04.25
	蓮田市	蓮田駅西口	2.0	S60.10.29	事業認可 H12.02.25
	組合	武蔵浦和駅第4街区	2.0	H15.02.28	組合設立認可 H16.08.18
	組合	北戸田駅東1街区	0.7	H16.11.19	組合設立認可 H17.09.06
	組合	柏壁三丁目A街区	1.2	H08.03.01	組合設立認可 H18.02.14
8 地区			17.6ha		
都市計画 決定済	組合	上尾中山道東側	0.6	H03.04.19	事業計画策定中
	組合	鴻巣駅東口E	0.7	H03.10.25	"
	組合	蕨駅西口地区7番街	0.6	H07.02.14	"
	(蕨市)	(蕨駅西口)	1.3	H07.02.14	"
	組合	越谷駅東口	2.6	H09.11.11	"
	都市機構	所沢元町北	1.1	H11.11.15	"
	都市機構	狭山市駅西口	2.9	H16.11.19	"
	(組合)	(大宮鐘塚)	0.7	H05.02.05	"
	組合	武蔵浦和駅第3街区	2.6	H15.02.28	"
7 地区			13.1ha		
総 計			55 地区	77.0ha	

資料:県市街地整備課

3 - 8 国・県・市町村別都市公園整備状況

平成17年3月31日現在

	都市公園計		一人当たり 公園面積	住区基幹公園						都市基幹公園			
	街区公園			近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園			
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
埼玉県全体	3,999	4,228.92	6.03	3,236	532.08	232	426.73	33	154.47	57	767.99	26	382.45
国営公園	1	304.00	0.44	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
県営公園	28	1,292.53	1.84	0	0.00	1	3.50	0	0.00	8	204.80	2	66.60
市町村公園	3,970	2,632.39	3.75	3,236	532.08	231	423.23	33	154.47	49	563.19	24	315.85

	大規模公園				特殊公園							
	広域公園		レクリエーション都市		風致公園		動植物園		歴史公園		墓園	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
埼玉県全体	10	829.35	0	0.00	5	27.88	1	0.63	13	17.54	2	37.87
国営公園	1	304.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
県営公園	9	525.35	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
市町村公園	0	0	0	0.00	5	27.88	1	0.63	13	17.54	2	37.87

	緩衝緑地		都市緑地		都市林		広場公園		緑道	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
埼玉県全体	39	32.93	253	971.79	0	0.00	3	1.33	89	45.38
国営公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
県営公園	0	0.00	4	469.50	0	0.00	0	0.00	4	22.28
市町村公園	39	32.93	249	502.29	0	0.00	3	1.33	85	23.10

資料：公園課 * 県営公園の広域公園には、民間72.8haを含む。

3 - 9 市町村別森林及び自然公園、県自然環境保全地域指定の状況

平成17年3月31日現在 単位:ha

市町村名	森 林					自 然 公 園				県自然環境保全地域	
	総 数	国 有 林	民 有 林		國・民有林 のうちの 保 安 林	国 立		県 立		総 数	特 別 地 区
			森 林 計 画 対	森 林 計 画 对 外		總 数	特別地域	總 数	特別地域		
川越市	412	0	351	61	0	0	0	0	0	0	0
熊谷市	125	19	77	29	0	0	0	0	0	0	0
川口市	73	0	11	62	0	0	0	728	0	0	0
さいたま市	364	0	113	250	0	0	0	431	0	0	0
行田市	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
秩父市	9,311	1,139	8,172	0	3,869	0	0	8,405	81	0	0
所沢市	769	0	671	98	6	0	0	1,601	0	0	0
飯能市	9,229	0	9,203	26	607	0	0	19,111	0	0	0
加須市	10	0	6	5	0	0	0	0	0	9	0
本庄市	55	0	54	1	0	0	0	0	0	0	0
東松山市	604	0	591	12	0	0	0	1,810	0	0	0
岩槻市	135	0	101	34	1	0	0	0	0	0	0
春日部市	47	0	25	22	0	0	0	0	0	0	0
狭山市	482	0	415	68	7	0	0	0	0	0	0
羽生市	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0
鴻巣市	28	0	4	23	0	0	0	0	0	0	0
深谷市	40	0	37	3	1	0	0	0	0	0	0
上尾市	215	0	100	115	0	0	0	0	0	0	0
草加市	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入間市	718	0	686	32	8	0	0	775	0	0	0
鳩ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝霞市	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0
志木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和光市	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
新座市	154	0	96	59	0	0	0	0	0	0	0
桶川市	95	0	56	39	0	0	0	0	0	0	0
久喜市	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
北本市	98	0	24	75	0	0	0	0	0	0	0
八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士見市	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
上福岡市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓮田市	129	0	99	31	0	0	0	0	0	5	0
坂戸市	100	0	82	18	0	0	0	0	0	0	0
幸手市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	110	0	109	1	1	0	0	0	0	0	0
日高市	1,266	0	1,262	4	15	0	0	2,160	0	0	0
吉川市	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
伊奈町	75	0	68	7	0	0	0	0	0	0	0
吹上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	52	0	34	18	0	0	0	0	0	0	0
三芳町	209	0	201	8	0	0	0	0	0	20	0

平成17年3月31日現在 単位:ha

市町村名	森 林					自 然 公 園					県自然環境保全地域	
	総 数	国 有 林	民 有 林		国・民有林 のうちの 保 安 林	国 立		県 立		総 数	特 別 地 区	
			森 林 計 画 画 面 対 象 外	森 林 計 画 画 面 对 象 外		総 数	特 別 地 区	総 数	特 別 地 区			
毛呂山町	1,476	25	1,441	10	49	0	0	1,566	1,076	0	0	
越生町	2,758	14	2,737	5	255	0	0	3,675	0	0	0	
(名栗村)	5,477	0	5,477	0	2,913							
滑川町	764	157	600	6	0	0	0	0	0	0	0	
嵐山町	994	0	931	63	6	0	0	1,030	0	14	0	
小川町	3,354	0	3,317	37	133	0	0	1,235	0	0	0	
都幾川村	3,166	68	3,098	0	499	0	0	4,179	0	0	0	
玉川村	756	0	750	6	7	0	0	0	0	2	2	
川島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
吉見町	236	0	233	3	0	0	0	1,048	0	0	0	
鳩山町	938	0	917	21	6	0	0	751	0	0	0	
横瀬町	4,084	0	4,084	0	934	0	0	4,788	0	0	0	
皆野町	4,570	0	4,570	0	565	0	0	4,623	196	0	0	
長瀬町	2,160	0	2,160	0	287	0	0	3,014	1,789	0	0	
吉田町	5,144	0	5,144	0	968	0	0	4,808	0	21	15	
小鹿野町	7,997	0	7,997	0	2,210	0	0	5,349	0	144	134	
両神村	6,181	0	6,181	0	2,243	1,313	436	5,283	410	293	0	
大滝村	32,127	15,825	16,301	0	28,423	33,098	12,275	0	0	0	0	
荒川村	4,033	919	3,114	0	1,352	0	0	3,275	0	0	0	
東秩父村	2,791	0	2,788	3	196	0	0	2,725	0	0	0	
美里町	832	0	832	0	133	0	0	0	0	0	0	
児玉町	2,417	0	2,377	40	506	0	0	2,549	671	0	0	
神川町	257	0	257	1	22	0	0	635	188	0	0	
神泉村	1,814	0	1,814	0	631	0	0	2,295	0	0	0	
上里町	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	
大里町	10	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	
江南町	382	0	371	12	8	0	0	0	0	10	0	
妻沼町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
岡部町	140	0	83	57	0	0	0	0	0	0	0	
川本町	191	0	191	0	8	0	0	0	0	0	0	
花園町	38	0	38	0	30	0	0	0	0	0	0	
寄居町	2,594	0	2,585	9	124	0	0	2,325	0	0	0	
騎西町	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
南河原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川里町	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	
北川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大利根町	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
宮代町	28	0	10	18	0	0	0	0	0	0	0	
白岡町	48	0	21	27	0	0	0	0	0	0	0	
菖蒲町	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
栗橋町	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
鷺宮町	13	0	8	4	0	0	0	0	0	0	0	
杉戸町	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
松伏町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
庄和町	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	
県計	122,807	18,166	103,083	1,558	47,023	34,411	12,711	90,171	4,409	518	151	

資料:「森林」面積については、県森づくり課。「自然公園」及び「県自然環境保全地域」面積は県みどり自然課。

注:県計と各市町村の合計が一致しないのは、端数処理の関係による。

3 - 10 森林面積の推移

各年度年度末現在 単位:ha

年 度	森 林 面 積	民 有 林		国 有 林	県 土 面 積 に 占 め る 割 合	編 成 計 画
		対象森林	対象外森林			
昭和51年	130,874	109,702	2,514	18,658	34.5	荒川
52年	130,092	108,869	2,565	18,658	34.3	入間
53年	129,304	108,333	2,277	18,694	34.1	中武蔵
54年	129,238	108,267	2,277	18,694	34.0	赤平
55年	129,051	108,080	2,277	18,694	34.0	
56年	128,925	108,136	2,277	18,512	34.0	荒川
57年	128,617	107,912	2,193	18,512	33.9	入間
58年	127,180	106,318	2,350	18,512	33.5	中武蔵
59年	127,283	106,421	2,350	18,512	33.5	赤平
60年	127,283	106,421	2,350	18,512	33.5	
61年	127,269	106,387	2,350	18,532	33.5	荒川
62年	127,034	106,119	2,368	18,547	33.5	入間
63年	126,409	105,855	2,115	18,439	33.3	中武蔵
平成元年	126,389	105,826	2,124	18,439	33.3	赤平
2年	126,389	105,826	2,124	18,439	33.3	
3年	126,389	105,826	2,124	18,439	33.3	
4年	125,708	105,317	2,011	18,380	33.1	埼玉
5年	125,569	105,207	1,982	18,380	33.1	
6年	125,121	104,849	1,892	18,380	33.0	
7年	124,630	104,359	1,897	18,374	32.8	
8年	124,530	104,259	1,897	18,374	32.8	
9年	124,308	104,133	1,884	18,291	33.2	埼玉
10年	123,622	103,415	1,916	18,291	33.0	
11年	123,468	103,297	1,880	18,291	32.5	
12年	123,379	103,218	1,870	18,291	32.5	
13年	123,355	103,194	1,870	18,291	32.5	
14年	122,807	103,083	1,558	18,166	32.3	埼玉
15年	122,807	103,083	1,558	18,166	32.3	
16年	122,545	108,833	1,535	12,177	32.3	

資料:県森づくり課

3 - 11 林地開発許可状況

各年度年度末現在 単位:件、ha

年 度	許 可		開 発 行 為 の 目 的														
			工場・事業場		住 宅 用 地		ゴ ル フ 場		レ ジ ャ ー 施 設		土 砂 の 採 取		墓 地		その 他		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
49 ~ 9	(264)	(595)	(5)	(4)	(9)	(35)	(63)	(135)	(4)	(1)	(160)	(408)	(6)	(1)	(18)	(9)	
	246	2,910	31	105	17	250	48	2,097	7	16	78	239	13	44	52	159	
10	(8)	(10)	(1)		(1)	(1)	(1)	(2)				(4)	(12)			(1)(1)	
	3	12	3	12													
11	(10)	(16)										(9)	(16)			(1)	
	2	6	1	2								1	4				
12	(5)	(18)	(1)									(3)	(18)			(1)	
	1	3													1	3	
13	(3)	(4)										(3)	(4)				
	4	12	1	2	1	2						1	7			1	1
14	(2)	(3)			(1)							(1)	(3)				
	3	15													3	15	
15	(6)	(6)			(1)							(5)	(6)				
16	(6)	(13)			(1)							(6)	(13)				
	2	4													2	4	
計	(304)	(665)	(7)	(4)	(12)	(36)	(64)	(133)	(4)	(1)	(191)	(480)	(6)	(1)	(21)	(8)	
	261	2,962	36	121	18	252	48	2,097	7	16	80	250	13	44	59	182	

資料:県森づくり課

注) ()は、変更で外数字、()は変更源である。

面積は1件ごとに小数第1位を四捨五入、整数止めとし加算したものである。

3 - 12 保安林の種類別面積

各年度年度末現在 単位:箇所、ha

年度	水 源 か ん 養		土 砂 流 出		土 砂 崩 壊		防 風 保 安 林		干 寒		防 火 保 安 林		魚 つ き 保 安 林		保 健 保 安 林		風 致 保 安 林	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
12年			(1)	(102)					(12)	(186)					(11)	(5,985)	(1)	(1)
	90	37,035	1,172	8,322	134	344	16	59	15	263	1	1	0	0	13	6,019	5	2
13年			(1)	(102)					(15)	(765)					(13)	(6,352)	(1)	(1)
	92	37,076	1,228	8,572	136	345	16	59	18	842	1	1	0	0	16	6,401	5	2
14年			(1)	(102)					(15)	(765)					(1)	(35)	(14)	(1)
	93	37,384	1,228	8,572	136	345	16	59	20	906	1	1	35	18	6,416	5	(1)	(1)
15年			(1)	(102)					(15)	(765)					(1)	(35)	(16)	(1)
	104	37,666	1,269	8,809	137	346	15	58	22	951	1	1	35	21	6,465	5	(1)	(1)
16年			(1)	(102)					(15)	(765)					(1)	(35)	(16)	(1)
	110	37,785	1,302	9,001	135	345	15	58	22	951	1	1	35	21	6,463	5	(1)	(1)

注:1)国有林の水源かん養保安林11,859haを含む。

2)()内数字は、他種保安林と重複する部分であり、内数字である。

3 - 13 保安林種別保安林解除実績

単位:上段 件、下段 m²

種 別	年 度	12 年		13 年		14 年		15 年		16 年	
		件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²
水 源 か ん 養		0	(1)	3		1		0		(2)	
		0	17,141		1,223		0		(78,300)		79,075
土 砂 流 出 防 備		2		2		1		2		5	
		29,476		1,679		359		1,644		25,189	
土 砂 崩 壊 防 備		0		1		1		1		3	
		0	1,412		1,488		93		30,538		
防 風		2		1		1		1		6	
		13,341		2,176		1,492		628		4,659	
干 寒		0		0		1		0		0	
		0		0		209		0		0	
保 健		0	(1)	2		0		0		(2)	
		0	2,947		0		0		(78,300)		78,300
計		4		9		5		4		(4)	
		42,817		25,355		4,771		2,365		(156,600)	217,761

資料:県森づくり課

注:1)上段 條数字は解除延べ件数

()内は、1件で2種類以上を同時解除したものの内数字

2)下段 條数字は解除実面積

()内は、1件で2種類以上を同時解除したものの内数字

3 - 1 4 自然公園一覧

平成 17 年 3 月 31 日現在

公園名	指定年月日	関係市町村名	公園面積	公園の特色
秩父多摩甲斐 国立公園	昭和 25. 7.10	大滝村、両神村	34,411.0ha (12,711.0)	関東の屋根ともいわれる奥秩父は、秩父多摩甲斐国立公園の中心をなし、10数座からなる2,000m級の山々はこけむした原生林におおわれ、アルプス的な岩壁の山とは対照的な親しみをもつていて。こうした山々の稜線のところどころには峠路がひらけ昔の秩父往還としての歴史を今日に伝え、四季折々にさまざまな変化を見せる自然の景観は、ここを訪れる人々を魅了する。
県立狭山 自然公園	26. 3. 9	所沢市、入間市	1,807.8ha	狭山湖（山口貯水池）を囲む丘陵地帯で、湖畔にはサクラ、ツツジが多く、遊園地などがある。アカマツ、クヌギの雑木林に囲まれた狭山湖一帯は、武蔵野の自然が息づいている。
県立奥武藏 自然公園	26. 3. 9	日高市、飯能市、 入間市	21,839.0ha	奥秩父の山岳地帯を背にした500から800メートルの丘陵地帯で、尾根道一帯は奥武藏高原として親しまれている。名栗川、高麗川が貫流しており、正丸峠、顔振峠や山伏峠などの眺望はすぐれている。
県立黒山 自然公園	26. 3. 9	都幾川村、 越生町 毛呂山町	9,420.2ha (1,075.9)	外秩父の山並みが丘陵に移り変わる境で、史跡と名所に富んだ公園であり、こけむした古仏がたたずむ峠路、山ひだに秘められた黒山三滝、鎌北湖などがある。
県立長瀬 玉淀自然 公園	26. 3. 9	長瀬町、秩父市 皆野町、 東秩父村 寄居町、小川町	14,753.6ha (2,065.5)	荒川中流域に広く分布する三波川変成岩類による特有な渓谷をなし、紅簾片岩や石墨片岩・緑泥片岩などの結晶片岩からなる長瀬の岩畳は、自然科学の宝庫であり、関東でも有数の景勝地である。また、桜の名所「関東の吉野山」を目指して約一万本の桜が植えられている「美の山国民休養地」がある。
県立比企 丘陵自然 公園	29. 3. 9	東松山市、 吉見町 嵐山町、鳩山町	4,638.0ha	ゆるやかな丘陵地帯で、蜂の巣のように無数の穴があいた古代人の遺跡・吉見百穴をはじめ、黒岩古墳群、八丁湖等がある。岩殿觀音のある物見山は展望がよく特にアカマツとクヌギの緑が美しく映える武蔵嵐山周辺は、景観がすぐれている。
県立上武 自然公園	29. 3. 9	神泉村、神川町 児玉町、吉田町 皆野町	6,378.0ha (858.0)	天然記念物の三波石峠と鏡岩、植生学的に貴重なシラカシ群落を有する金鑽神社、展望にすぐれた城峰山等よりなる。
県立武甲 自然公園	32. 7. 15	秩父市、横瀬町 荒川村	15,462.0ha	全山石灰岩といわれる武甲山は、チチブイワザクラ、ミヤマスカシユリなどの天然記念物指定・植物群落があり、山頂からの展望にもすぐれている。また、串人形、獅子舞、秩父夜祭などの祭行事や、ひなびた鉱泉宿などが散財する地域である。
県立安行 武南自然 公園	35.11. 4	川口市、 さいたま市	1,159.0ha	全国に知られている植木、苗木の特産地で、独特的の苗木生産、景観を有し、市街地と連なる有用な緑地地域である。
県立両神 自然公園	53. 3.22	両神村	5,283.0ha (410.0)	御岳山、大明神山などの両神山へ連なる山岳地帯でフクジュソウ群落、アカヤシオツツジ等の自生がみられる。地域内には、両神山に源を発する小森川、薄川が深くV字谷を刻んで流れしており、山麓部には法養寺薬師堂をはじめ、多くの文化財、遺跡が散在する。
県立西秩父 自然公園	56. 3.24	吉田町、 小鹿野町	9,430.5ha	秩父の北西、二子山、城峰山等の山岳地帯であり、金岳等の岩峰や両神山付近の雲海は、貴重な自然現象である。イヌブナ群集等の植生自然度の高い植生や石灰岩植生がみられ、二ホンカモシカやクロサンショウウオ等の野生動物が生息している。

資料：県みどり自然課

注：公園面積中の（ ）内は、特別地域の内数字である。

3 - 15 自然公園内許可及び届出状況(平成16年度)

単位:件

行 為 の 種 類 処 理	工作物の新築 (増改築)				土地の形狀 変 更				木竹の伐採				鉱物の採掘 (土石の採掘)				そ の 他				合 計
	許 可	届 出	そ の 他	小 計	許 可	届 出	そ の 他	小 計	許 可	届 出	そ の 他	小 計	許 可	届 出	そ の 他	小 計	許 可	届 出	そ の 他	小 計	
自然公園名																					
秩父多摩甲斐 国 立 公 園	8	1		9		1		1	1			1				0	1			1	12
県立狹山 自 然 公 園				0		17		17				0				0				0	17
県立奥武藏 自 然 公 園		10		10		30		30				0				0				0	40
県立黒山 自 然 公 園		2		2		5		5	1			1		1		1				0	9
県立長瀬玉淀 自 然 公 園	62	6		68	5	3		8	9			9	1	1		2	3			3	90
県立比企丘陵 自 然 公 園		2		2		5		5				0				0				0	7
県立上武 自 然 公 園		2		2		2		2				0		2		2				0	6
県立武甲 自 然 公 園		1		1				0				0				0				0	1
県立安行武南 自 然 公 園		3		3		1		1				0				0				0	4
県立両神 自 然 公 園	3	1		4				0				0				0				0	4
県立西秩父 自 然 公 園				0		2		2				0				0				0	2
合 计	73	28	0	101	5	66	0	71	11	0	0	11	1	4	0	5	4	0	0	4	192

資料:県みどり自然課

3 - 1 6 埼玉県自然環境保全地域一覧

平成 17 年 3 月 31 日現在

保全地域名	所在地	指定年月日	面 積		地域の現況等
			保全地域	特別地区	
両神村滝前 県自然環境保全地域	秩父郡両神村大字小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字紫小屋の一部	昭和 50.3.28	ha 293.00	ha	シオジ、イヌブナ等の落葉広葉樹を主とした天然林が大部分を占めており、本地域の中心部にある「丸神の滝」は3段に滑り落ちる全長80mの滝で、県下でも奇勝とされている。
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	入間郡三芳町大字上富 字木の宮の一部	51.3.30	20.10		本地域は、多福寺を中心とした樹林地で、いわゆる「武蔵野の雑木林」として最も典型的な林相を示しているところである。大部分は二次林としてのアカマツ林から成り立っているが、極林相としてのシラカシ林もあり、学術的にも貴重である。
加須市志多見東 県自然環境保全地域	加須市大字志多見 字深町の一部	51.3.30	4.46		加須市の西部にあり、東流する「会の川」の南側に形成された河畔砂丘である。志多見の砂丘規模が大きく、いまだ当初の形をとどめており非常に貴重である。また、加須低地は森林の発達領域が極めて少なく、本地域のアカマツ林は砂丘上に成立する特異なものである。
加須市志多見中央 県自然環境保全地域	加須市大字志多見 字中川面の一部	51.3.30	2.43		同 上
加須市志多見西 県自然環境保全地域	加須市大字志多見 字中川面の一部	51.3.30	2.00		同 上
小鹿野町般若 県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町大字般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52.3.29	16.80	8.20	第三紀奈倉層に属する粗粒砂岩層からなる露岩地を中心とした地域で、粗粒砂岩層の岩質とともに、南に急降下した地質構造を反映して、断崖や洞窟の織りなす特異な地形を有している。特に本地域の中央部に存する船形をした岩は、この典型的なものである。
小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町大字長留 字サスの一部	52.3.29	12.30	10.30	ようばけは、赤平川の右岸に形成された高さ100メートル、幅400メートル程の秩父盆地最大の断崖で、第三紀奈倉層に属する砂岩及び泥岩の互層からなる美しい縞模様を見せ、地層観察の好適地となっているほか、一枚貝、巻貝、ウニ、カニ等の化石を多産している。
吉田町白砂 県自然環境保全地域	秩父郡吉田町大字久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	52.3.29	6.00	6.00	第三紀牛首峠層に属する花崗砂岩層からなる露岩地を中心とした地域である。花崗砂岩層は、雲母、石英、長石等を主とした砂岩であるが、本地域のものについては、その外觀から特に白沙砂岩と呼ばれており、貴重なものである。また、この岩石の風化に対する特性から特異な風食模様あるいは地形を作っている。
小鹿野町尾の内 県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町大字河原 沢字皆和田の一部	53.3.22	115.00	115.00	コメツガ林、ブナ林、シオジ林、ヒノキ林等の温帯から亜高山帯下部にかけての自然林が地形に応じ、多彩に発達している。特にシオジ林は樹高20メートルにも及ぶもので、秩父山地から典型的なシオジ林がほとんど失われた現在、きわめて貴重な存在である。 さらに、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドザル、アカショウビン、コノハズク等の動物も豊富である。

保全地域名	所在地	指定年月日	面積		地域の現況等
			保全地域	特別地区	
玉川村道元平 県自然環境保全地域	比企郡玉川村大字田黒 字滝の入の一部	昭和 53.3.22	ha 2.00	ha 2.00	コジイ、スダジイ、ツルアリドウシ、ウラジロ等の暖帯に生育する植物が生存しており、植物分布上特徴のある地域となっている。 また、これらの暖帯生の植物の生育地としては、ほぼ北限に近いものである。
江南町大沼 県自然環境保全地域	大里郡江南町大字紫 字下原の一部 字塚越の一部 大字須賀広 字西原の一部 字大犬塚の一部 大字小江川 字大犬塚の一部	53.3.22	10.00		面積約3ヘクタールの池沼「大沼」と自然のアカマツ林からなっている。このアカマツ林は、極相林としてのシラカシ林に移行しつつあるもので、自然植生の極めて少ない埼玉県北部としては、貴重な存在である。
嵐山町杉山 県自然環境保全地域	比企郡嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53.5.29	14.00		森林植物が天然のアカマツ又はコナラ林からなる丘陵で、一部地域にアラカシをともなったシラカシ群集がみられるほか、アラカシ群集の極相林も認められる。これは、立地条件からなる土地的極相林としてのアラカシ群集の極相に移行しているものであり、自然植生の少なくなった埼玉県北部としては、自然度の高いこのような独立丘は貴重なものとなっている。
蓮田市上沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54.3.20	2.63		水辺から沼の中心に向かって、挺水植物群落、浮葉植物群落、沈水植物群落、水面には浮水植物群落が見られ、チョウ、トンボ類の生息密度も高く、人為の影響も少ない地域で、湖沼特有の生態系を維持している。
蓮田市下沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	54.3.20	2.50		水辺から沼の中心に向かって、挺水植物群落、浮葉植物群落、沈水植物群落、湖中は水面全域に浮水植物群落が密生し、チョウ、トンボ類の生息密度も高く、人為の影響も少ない地域で、湖沼特有の生態系を維持している。
吉田町田中山 県自然環境保全地域	吉田町大字下吉田 字田中山の一部	54.3.20	10.71	5.06	吉田川流路沿いの崩壊した砂岩と泥岩の角礫上に成立する草木層として、県内で他に見られないセツブンソウの大群落が見られるほか北斜面の岸壁面に貴重な岸壁植生として、ホテイシダ、セッコク、イワオモダカ、ウチョウラン等を伴ったイワマツ群落が分布する。 動物では、県北部で数ヶ所しか確認されていないトウキヨウサンショウウオが生息しており、その希少性は、高い。
吉田町女形 県自然環境保全地域	吉田町大字上吉田 字向堂の一部	54.3.20	4.31	4.31	吉田川支流の女形川沿いに位置した標高582メートルの急峻な岩石地である。 植物分布上、保護すべき貴重な種として、ヒカゲツツジ、チチブドウダン、ホテイシダ、ベニサラサドウダン、マルミノヤマゴボウ、セッコク、ウチョウラン、イワヒメワラビなどが、かなり広範囲にわたって分布している。特に中間温帯の極相林としては、県内有数のものであり、きわめて貴重で大きな特徴となっている。

資料：県みどり自然課

3 - 17 近郊緑地保全区域の指定状況

平成17年3月31日現在

区域名	保全区域(ha)	特別保全地区(ha)
狭山近郊緑地保全区域	882.0	0
荒川近郊緑地保全区域	3,304.0	0
安行近郊緑地保全区域	580.0	0
平林寺近郊緑地保全区域	68.0	60.4
入間近郊緑地保全区域	398.0	0
計	5,232.0	60.4

さいたま市分 1,328ha 含む。
資料：県みどり自然課

3 - 18 特別緑地保全地区の指定状況

平成17年3月31日現在

地 区 名	指定面積(ha)	備 考
稻荷山特別緑地保全地区	2.0	狭山市
石戸特別緑地保全地区	5.1	北本市
妙音沢特別緑地保全地区	3.3	新座市
午王山特別緑地保全地区	0.2	和光市

資料：県みどり自然課

平成16年12月31日現在

特定市名	生産緑地地区 (H16.12.31現在)		市街化区域内 農地面積B(ha) (H16.1.1現在)	率 A / B
	地区数	面 積A(ha)		
川越市	515	161.34	355.80	45.3%
川口市	510	147.17	413.76	35.6%
さいたま市	1,370	358.65	661.03	54.3%
行田市	103	20.51	65.13	31.5%
所沢市	378	96.16	205.17	46.9%
飯能市	225	46.42	115.40	40.2%
加須市	79	13.56	48.26	28.1%
東松山市	39	5.66	76.98	7.4%
岩槻市	146	34.19	102.18	33.5%
春日部市	165	31.87	172.72	18.5%
狭山市	197	45.88	101.30	45.3%
羽生市	27	4.74	120.16	3.9%
鴻巣市	203	47.16	101.90	46.3%
上尾市	562	149.30	275.53	54.2%
草加市	373	103.05	197.50	52.2%
越谷市	180	32.76	282.87	11.6%
蕨市	14	2.96	6.37	46.5%
戸田市	31	4.54	28.90	15.7%
入間市	111	27.30	85.58	31.9%
鳩ヶ谷市	44	6.71	18.12	37.0%
朝霞市	188	46.32	106.50	43.5%
志木市	163	47.32	81.73	57.9%
和光市	113	35.69	69.44	51.4%
新座市	263	115.07	185.28	62.1%
桶川市	112	29.00	47.66	60.8%
久喜市	44	5.98	26.70	22.4%
北本市	111	36.72	77.59	47.3%
八潮市	181	31.19	109.21	28.6%
富士見市	196	65.41	96.27	67.9%
上福岡市	70	12.10	27.27	44.4%
三郷市	150	27.04	151.90	17.8%
蓮田市	60	12.45	35.83	34.7%
坂戸市	109	22.68	56.67	40.0%
幸手市	21	4.79	18.58	25.8%
鶴ヶ島市	50	12.46	35.39	35.2%
日高市	81	18.73	45.25	41.4%
吉川市	19	2.66	64.57	4.1%
合 計	7,203	1,865.54	4,670.50	39.9%

3 - 20 ふるさとの緑の景観地等の指定状況

平成17年3月31日現在

区分	指定現況	摘要
ふるさとの緑の景観地	401.68ha	狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地 他 計 29ヶ所
ふるさとの森	130.67ha	さいたま市氷川女体神社社叢ふるさとの森 他 計 125ヶ所
ふるさとの並木道	18ヶ所 (3,333本)	さいたま市氷川神社参道ふるさとの並木道 他 計 18ヶ所

資料：県みどり自然課

例 規

関係例規ホームページアドレス

例 規 等 名 称	ホームページアドレス
土地利用計画調整会議設置要領	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/hp-tochiriyou/kaigi-1.htm
見沼田圃の保全・活用・創造の基本的方向	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/minuma/housinbun1.htm
埼玉県国土利用計画	
埼玉県国土利用計画審議会規程	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/kokudo-plan/kokudo-plan-top-menu.htm
埼玉県土地利用基本計画	
市街化調整区域における計画開発の取扱方針	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/hp-tochiriyou/youkou1.pdf
区域区分が定められていない都市計画区域における 大規模開発の取扱方針	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/hp-tochiriyou/youkou2.pdf
ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱	http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/hp-tochiriyou/youkou-3.htm
ゴルフ場の立地指導について	
埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BF00/kikaku/jourei.pdf
同条例施行規則	http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BF00/kikaku/sikoujisoku.pdf
埼玉県開発審査会関連規程	http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BF00/sinsakai/sinsakaikitei.html